

令和 2 年 第 1 回

大崎町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 2 年 3 月 4 日

閉会 令和 2 年 3 月 18 日

大 崎 町 議 会

令和2年第1回大崎町議会定例会

会 期

令和2年3月 4日（水）から

15日間

令和2年3月18日（水）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 4日	水	10	第1日		会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議案・陳情等上程
5日	木	9		委員会	付託案件の審査
6日	金	9		委員会	特別委員会（一般当初）
7日	土				休 会
8日	日				休 会
9日	月	9		委員会	特別委員会（一般当初）
10日	火	10	第2日		一 般 質 問 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
11日	水				予 備
12日	木	10		委員会	委員会（特会当初）
13日	金				
14日	土				休 会
15日	日				休 会
16日	月				予 備
17日	火				予 備
18日	水	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

令和2年第1回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（3月4日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	6
東町長報告	6
7. 日程第5 議案第1号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）	7
東町長提案理由説明	7
佐藤総務課長	7
8. 日程第6 議案第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	12
東町長提案理由説明	12
相星保健福祉課長	12
中山美幸君	14
東町長	14
相星保健福祉課長	14
9. 日程第7 議案第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）	14
東町長提案理由説明	14
相星保健福祉課長	15
10. 日程第8 議案第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 （第3号）	15
東町長提案理由説明	16
相星保健福祉課長	16
11. 日程第9 議案第5号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予 算（第2号）	17
東町長提案理由説明	17
高田水道課長	17
12. 日程第10 議案第6号 令和2年度大崎町一般会計予算	18
13. 日程第11 議案第7号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予	

	算	18
14.	日程第12 議案第8号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	18
15.	日程第13 議案第9号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算	18
16.	日程第14 議案第10号 令和2年度大崎町水道事業会計予算	18
17.	日程第15 議案第11号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予 算	18
	東町長提案理由説明	18
	本高税務課長	31
	小野住民環境課長	32
	相星保健福祉課長	33
	高田水道課長	35
	川畑農委事務局長	36
	中村農林振興課長	36
18.	休 憩	38
	福永耕地課長	38
	時見建設課長	39
	川添教委管理課長	40
	今吉社会教育課長	41
	上橋企画調整課長	42
	佐藤総務課長	43
	相星保健福祉課長	47
	相星保健福祉課長	49
	相星保健福祉課長	50
	高田水道課長	52
	高田水道課長	54
19.	休 憩	56
20.	日程第16 議案第12号 大崎町子育て支援定住促進住宅条例の一部を 改正する条例の制定について	56
	東町長提案理由説明	57
	時見建設課長	57
	中山美幸君	57
	東町長	58
	時見建設課長	58
	中山美幸君	58

21. 休 憩	58
時見建設課長	59
中山美幸君	59
時見建設課長	59
中山美幸君	59
東町長	60
時見建設課長	60
22. 日程第17 議案第13号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	61
東町長提案理由説明	61
相星保健福祉課長	61
23. 日程第18 議案第14号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	62
東町長提案理由説明	63
佐藤総務課長	63
24. 日程第19 議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化等を図るための関係条例の整備に関する 条例の制定について	64
東町長提案理由説明	64
佐藤総務課長	64
25. 日程第20 議案第16号 大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に 係る特別徴収金に関する条例の制定について	66
東町長提案理由説明	66
福永耕地課長	66
26. 日程第21 議案第17号 大崎町総合計画策定条例の制定について	67
東町長提案理由説明	67
上橋企画調整課長	67
27. 日程第22 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する 陳情書	68
28. 散 会	69
第2号（3月10日）（火）	
1. 開 議	75

2. 日程第1	会議録署名議員の指名	75
3. 日程第2	一般質問	75
	富重幸博君	75
	東町長	75
	富重幸博君	76
	東町長	77
	富重幸博君	77
	東町長	77
	富重幸博君	77
	東町長	77
	富重幸博君	78
	東町長	78
	富重幸博君	78
	東町長	78
	富重幸博君	78
	東町長	79
	上橋企画調整課長	79
	富重幸博君	79
	東町長	79
	富重幸博君	79
	東町長	79
	上橋企画調整課長	79
	富重幸博君	80
	東町長	80
	上橋企画調整課長	80
	富重幸博君	80
	東町長	80
	富重幸博君	80
	東町長	80
	富重幸博君	81
	東町長	82
	富重幸博君	82
	東町長	82
	富重幸博君	83

東町長	84
富重幸博君	84
東町長	84
富重幸博君	85
東町長	85
富重幸博君	85
稲留光晴君	86
東町長	86
稲留光晴君	87
東町長	87
稲留光晴君	88
東町長	88
稲留光晴君	88
東町長	88
稲留光晴君	88
東町長	88
佐藤総務課長	88
稲留光晴君	89
東町長	89
稲留光晴君	89
東町長	89
稲留光晴君	90
東町長	90
稲留光晴君	90
東町長	90
小野住民環境課長	90
稲留光晴君	91
東町長	91
佐藤総務課長	91
稲留光晴君	91
東町長	92
稲留光晴君	92
東町長	92
稲留光晴君	93

東町長	93
佐藤総務課長	93
稲留光晴君	93
佐藤総務課長	93
稲留光晴君	93
東町長	93
稲留光晴君	94
東町長	94
稲留光晴君	95
東町長	95
稲留光晴君	95
東町長	95
稲留光晴君	96
東町長	96
稲留光晴君	96
東町長	97
稲留光晴君	97
東町長	97
稲留光晴君	97
東町長	98
稲留光晴君	98
東町長	98
佐藤総務課長	98
稲留光晴君	98
藤井教育長	98
稲留光晴君	99
藤井教育長	99
川添教委管理課長	99
稲留光晴君	99
藤井教育長	99
稲留光晴君	100
吉原信雄君	100
東町長	100
吉原信雄君	101

東町長	101
吉原信雄君	101
東町長	102
吉原信雄君	102
東町長	102
吉原信雄君	102
東町長	102
吉原信雄君	103
東町長	103
本高税務課長	103
吉原信雄君	103
本高税務課長	103
吉原信雄君	103
本高税務課長	103
吉原信雄君	103
東町長	104
吉原信雄君	104
東町長	104
吉原信雄君	105
東町長	105
吉原信雄君	105
4. 休 憩	106
中山美幸君	106
東町長	106
中山美幸君	107
東町長	108
中山美幸君	108
東町長	109
中山美幸君	109
東町長	110
中山美幸君	110
東町長	110
中山美幸君	110
東町長	111

中山美幸君	111
東町長	111
中山美幸君	112
東町長	112
中山美幸君	112
東町長	113
中山美幸君	113
東町長	114
中山美幸君	114
東町長	114
中山美幸君	115
東町長	115
中山美幸君	115
東町長	116
中山美幸君	116
藤井教育長	117
東町長	117
中山美幸君	117
東町長	118
中山美幸君	118
東町長	118
中山美幸君	119
東町長	119
中山美幸君	120
東町長	120
上橋企画調整課長	120
中山美幸君	121
上橋企画調整課長	121
中山美幸君	121
5. 休 憩	121
東町長	122
中山美幸君	122
東町長	122
中山美幸君	122

藤井教育長	123
中山美幸君	123
藤井教育長	123
中山美幸君	123
6. 日程第3 議案第1号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第6号)	124
神崎総務厚生常任委員長報告	124
7. 日程第4 議案第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	126
神崎総務厚生常任委員長報告	126
8. 日程第5 議案第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	127
神崎総務厚生常任委員長報告	127
9. 日程第6 議案第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	129
神崎総務厚生常任委員長報告	129
10. 日程第7 議案第5号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	130
富重文教経済常任委員長報告	130
11. 散 会	132
第3号(3月18日)(水)	
1. 開 議	139
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	139
3. 日程第2 議案第6号 令和2年度大崎町一般会計予算	139
諸木予算審査特別委員長報告	139
4. 日程第3 議案第7号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	144
神崎総務厚生常任委員長報告	144
5. 日程第4 議案第8号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	145
神崎総務厚生常任委員長報告	145
6. 日程第5 議案第9号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算	147
神崎総務厚生常任委員長報告	147
7. 日程第6 議案第10号 令和2年度大崎町水道事業会計予算	148
富重文教経済常任委員長報告	148

8.	日程第7 議案第11号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算	150
	富重文教経済常任委員長報告	150
9.	日程第8 議案第16号 大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について	152
	富重文教経済常任委員長報告	152
10.	日程第9 議案第17号 大崎町総合計画策定条例の制定について	154
	神崎総務厚生常任委員長報告	154
11.	日程第10 議案第18号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第7号)	156
	東町長提案理由説明	156
	佐藤総務課長	156
	吉原信雄君	157
	東町長	157
	相星保健福祉課長	157
	吉原信雄君	157
	相星保健福祉課長	157
	吉原信雄君	157
	相星保健福祉課長	157
	吉原信雄君	158
	中山美幸君	158
	東町長	158
	相星保健福祉課長	158
	中山美幸君	158
	相星保健福祉課長	159
	中山美幸君	159
	相星保健福祉課長	159
	中山美幸君	159
12.	休 憩	159
	相星保健福祉課長	159
13.	日程第11 議員派遣の件	160
14.	日程第12 閉会中継続審査・調査申出書	160
15.	閉 会	161

第 1 号

3月4日 (水)

令和2年第1回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月4日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番，5番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- (総) 日程第 5 議案第 1号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
- (総) 日程第 6 議案第 2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第3号）
- (総) 日程第 7 議案第 3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第1号）
- (総) 日程第 8 議案第 4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
（第3号）
- (文) 日程第 9 議案第 5号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予
算（第2号）
- (特) 日程第 10 議案第 6号 令和2年度大崎町一般会計予算
- (総) 日程第 11 議案第 7号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
- (総) 日程第 12 議案第 8号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
- (総) 日程第 13 議案第 9号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算
- (文) 日程第 14 議案第 10号 令和2年度大崎町水道事業会計予算
- (文) 日程第 15 議案第 11号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 12号 大崎町子育て支援定住促進住宅条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 18 議案第 14号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化
等を図るための関係条例の整備に関する条例の制

定について

- (文) 日程第20 議案第16号 大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- (総) 日程第21 議案第17号 大崎町総合計画策定条例の制定について
- (総) 日程第22 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 児玉 孝徳	9番 上原 正一
4番 稲留 光晴	11番 諸木 悦朗
5番 神崎 文男	12番 宮本 昭一
6番 中倉 広文	

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小野 光夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖弘	耕地課長 福永敏郎
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 藤井光興	農委事務局長 川畑定浩
総務課長 佐藤一郎	水道課長 高田利郎
企画調整課長 上橋孝幸	教委管理課長 川添俊一郎
住民環境課長 小野厚生	社会教育課長 今吉孝志
保健福祉課長 相星永悟	税務課長 本高秀俊
農林振興課長 中村富士夫	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 下村俊郎
次長兼調査係長 宮本修一
次長兼議事係長 垣内吉郎
庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、令和2年第1回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会議を開き、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、稲留光晴君、及び5番、神崎文男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（宮本昭一君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

去る2月18日に開催されました第71回鹿児島県町村議会議長会定例総会について出席いたしましたので、報告を申し上げます。この第71回定例総会は、町村議会議長会会長の与論町議会議長、福地元一郎氏の挨拶で始まり、引き続き、来賓として、鹿児島県三反園知事、鹿児島県議会外園議長、鹿児島県町村会伊集院会長から、それぞれ祝辞をいただき、その後、自治功労者表彰として鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。本町からは、歴代会長表彰として小野光夫議員に感謝状が贈られ、町村議会議員として15年以上在籍した中倉広文議員が表彰されました。

議事に入り、副会長、理事及び監事の補充選任、会務報告及び監査報告に続き、平成30年度決算の承認、令和2年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。なお、令和2年度鹿児島県町村議会議長会会計予算総額は4,612万8,000円であります。

最後に、住民の代表機関として町村の最終意志決定を預かる議会の役割と責任を深く自覚し、総力を結集して地方創生のさらなる推進、ほか9項目の実現を期するため決議案が提案され、これを全会一致で採択いたしました。

第71回鹿児島県町村議会議長会定期総会については、以上のとおりでございます。

議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（宮本昭一君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可いたします。

町長。

○町長（東 靖弘君） 令和2年第1回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

まず初めに、企画調整課からでございます。

平成27年に、本町を通して国の地域経済循環創造事業交付金が交付された松本商会株式会社の状況と、今後の見込みについては、昨年9月議会特別委員会において報告させていただいたところでございますが、現時点の状況について、債務者代理弁護人に確認いたしましたので報告させていただきます。

債務者代理弁護人においては、昨年9月に、本町からの返還命令も含め債権の確定作業を進めてきたところであり、2月末になり債権を確定し、裁判所への提出書類の準備を終えたと同っております。なお、今後の見通しとしましては、早ければ今月末をめどに破産手続を開始すると同っておりますが、この案件につきましては、今後も機会あるごとに状況を報告させていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染対策関連についてでございます。国において新型コロナウイルス感染対策の基本方針が示され、行事等については、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請されたところであります。そこで、町が主催または関係する、近日中の行事等の開催について、見直しを行った主なものについて報告いたします。

まず、3月7日に開催を予定しておりました教育委員会主催の親子ふれあいウォーキング大会と、同時開催予定でありました鹿屋体育大学主催の貯筋ウォーキング大会を、また、農林振興課関係であります、3月13日に開催予定でありました大崎町農業女性の会「コスモス」が主催する「大崎町かがやけ農業女性大会」が中止となっております。また、国及び県の要請を受けて、町内の全小中学校は、3月2

日の午後から3月15日までを臨時休校となっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 議案第1号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮本昭一君） 日程第5、議案第1号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億9,483万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億9,367万3,000円にするものでございます。歳出の主なものは、学校ICT教育環境施設整備事業委託料及びふるさと納税関連経費などでございます。歳入は、寄附金、繰越金の増が主なものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 御説明いたします。今回の補正予算は、人件費をはじめ、事業費の決定や実績見込みなどによる調整が主なものでございますので、比較的金額の大きいものと、一部国の補正予算の成立等に伴いまして実施する予定の事業もございまして、これらの事業について御説明させていただきます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の18ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、次の19ページをお願いいたしまして、目4財政管理費、節25積立金8,501万6,000円の増は、今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金への積立金8,500万円が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。目13公共施設カーボン・マネジメント強化事業費は、合計で1,264万9,000円の減でございますが、これは本庁舎等の空調及び照明設備工事に係る事業費の実績見込みに伴う監理業務委託料と工事請負費の減でございます。

目15諸費、節23償還金、利子及び割引料は950万1,000円の増でございます。主なものは、障害者自立支援給付費に係る過年度実績に基づく国・県への返納金でございます。

22ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、23ページをお願いいたしまして、節19負担金、補助及び交付金1,782万4,000円の減は、プレミアム付商品券事業の実績に伴う減でございます

が、商品券の清算事務の関係で、一部令和2年度に繰り越すものでございます。

目7障害者福祉費、節20扶助費1,579万2,000円の減は、障害者福祉等サービス費の実績と見込みに伴う1,000万円の減が主なものでございます。

24ページをお願いいたします。目8老人措置費、節20扶助費944万4,000円の減は、養護老人ホームの利用実績と見込みによる減でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費3,499万8,000円の減は、保育園等における施設型給付費の実績と見込みによる減でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、25ページをお願いいたしまして、目3環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金は2,437万8,000円の減でございますが、主なものはおおさき国際交流事業補助金2,300万円の減でございます。これは、独立行政法人国際協力機構の採択に基づき、インドネシア共和国バリ州において、本町及び企業が有する廃棄物処理対策等の技術を普及していく社会貢献事業でございますが、現地の国内情勢が不安定なため、契約事務に支障が出ていることから事業実施を先送りせざるを得なくなったことにより減額するものでございます。

目8合併処理浄化槽整備費、節19負担金、補助及び交付金1,224万4,000円の減は、合併処理浄化槽補助金の実績に伴う減でございます。

目9後期高齢者医療費、次の26ページをお願いいたします、節19負担金、補助及び交付金は1,895万1,000円の減でございますが、事業費の見込みに伴う療養給付費負担金1,862万2,000円の減が主なものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目6特産振興費、節19負担金、補助及び交付金は764万5,000円の減でございますが、説明欄にございます各事業の実績に伴う減でございます。

27ページをお願いいたします。目7園芸振興費、節19負担金、補助及び交付金256万3,000円の減も、説明欄にございます各事業の実績に伴う減でございますが、このうち産地パワーアップ事業補助金につきましては、工事工程の見直しなどから、令和2年度に繰り越す事業でございます。

目9畜産業費、節19負担金、補助及び交付金350万円の減は、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金の実績と見込みにより減額するものでございますが、この事業も、資材等の入荷遅れ等により令和2年度に繰り越す事業でございます。

28ページをお願いいたします。目11土地改良事業費は、合計で167万9,000円の減となっておりますが、このうち農地耕作条件改善事業として実施する神領池尻地区の事業につきましては、一部令和2年度への繰り越し事業となっております。

ります。

29ページをお願いいたします。目14営農推進費、節19負担金、補助及び交付金1,950万円の減は、それぞれの補助金の決算見込みに伴う増減でございますが、主なものは、2行目の機構集積協力金事業補助金1,845万5,000円の減で、これは経営転換協力金単価の減額、並びに予定面積の減に伴うものでございます。

30ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費の補正額は合計で14億4,909万3,000円でございます。補正の内容は、主にふるさと納税促進事業の実績見込みに伴うもので、歳入のふるさと納税寄附金14億5,000万円の補正増を見込むことに伴う関連経費の増減でございます。なお、これら関連経費の実績見込みに伴いまして、節25積立金でふるさと応援基金に4億8,672万9,000円を積み立てる予定でございます。

34ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節13委託料2,961万円は、国の補正予算でございます公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用した学校ICT教育設備の整備に係る委託料でございます。なお、国の補正予算同様、令和2年度への繰り越し事業となっております。

項3中学校費、目2教育振興費、節13委託料877万円も、学校ICTに係る国庫補助事業に伴う事業費でございます。こちらも令和2年度への繰り越し事業となっております。

35ページをお願いいたします。款10災害復旧費につきましては、項1農林水産業施設災害復旧費から、次の36ページにございます項5その他公共施設・公用施設災害復旧費までは、いずれも6月下旬から7月上旬にかけての集中豪雨による災害に対する災害復旧の実績に伴う減でございます。このうち農林水産業施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の工事請負費につきましては、災害査定確定の遅れ等により、農業用施設で10本、町道関係で2本の復旧工事を令和2年度に繰り越すこととしております。

歳出の最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整でございます。

これで歳出を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。歳入につきましても、主なものについて御説明させていただきます。款1町税、項1町民税の目1個人1,000万円の増と、目2法人1,000万円の減は、いずれも現年課税分の実績と見込みによる増減でございます。

款13分担金及び負担金から、15ページにございます款16県支出金までにつきましては、説明欄に記載してある事業等を、これまでの事業実績に基づく決定額等により補正をお願いするものでございますが、主なものにつきまして、11ページにお戻りをいただきたいと思っております。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金の施設型給付費負担金1,200万2,000円、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金の4段目でございますプレミアム付商品券事業費補助金1,585万5,000円の減、続きまして12ページをお願いいたします、目7教育費国庫補助金、節1小学校費補助金及び節2中学校費補助金にそれぞれございます公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の1,318万2,000円と422万円、それから款16県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金の施設型給付費負担金1,165万2,000円の減、14ページをお願いいたしまして、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金3,607万円の減、目7災害復旧費補助金、節1農林水産業施設災害復旧費補助金2,452万5,000円などでございます。

次に、15ページをお願いいたします。款18寄附金、目1一般寄附金14億5,000万円は、ふるさと納税寄附金でございます。なお、令和元年度のふるさと納税寄附金の予算総額は28億5,000万円でございます。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金7,000万円の減は、財源の調整でございます。

次に、16ページをお願いいたします。款20繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金6,169万3,000円は、確定に伴う補正増でございます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入の補正額は合計で4,649万4,000円の減でございますが、主なものは、1行目にございます草の根技術協力事業が先送りになったことに伴う助成金2,300万円の減と、17ページをお願いいたしまして、上から7行目のカーボン・マネジメント強化事業補助金を、事業費の実績見込みに伴い2,086万6,000円減額するものでございます。

次に、款22町債、項1町債は、合計で3,410万円の減でございますが、説明欄にございます各事業の事業実績に伴う増減でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますが、一番上のプレミアム付商品券事業は、消費税増税に伴う影響緩和及び地域消費喚起を目的とした国の施策でございますが、商品券の換金並びに精算等の事務を要することから繰り越すものでございます。

次の産地パワーアップ事業でございますが、現在進めている植物工場の整備事業において、工程の見直しや人材不足等により時間を要することなどから繰り越すものでございます。

次のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業でございます。こちらも、侵入防止用の資材等の調達に時間を要するなど、事業の進捗の遅れにより繰り越すものでございます。

次の農地耕作条件改善事業でございます。この事業のうち、神領池尻地区の排水路整備につきましては、事業進捗の遅れから用地購入及び登記委託に係る事業分について繰り越すものでございます。

次の小学校費及び中学校費の学校ICT教育環境施設整備事業につきましては、町内の全小中学校に無線LAN等を整備する事業でございますが、国の補正予算であります公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業交付金を活用することから繰り越すものでございます。

次の農林水産業施設災害復旧事業及び、その次の公共土木施設災害復旧事業は、いずれも6月下旬から7月上旬にかけての集中豪雨による災害に伴う災害復旧工事費でございます。両事業とも、国の補助災害査定に時間を要したことや資材及び人材の不足等により、工期を延長せざるを得ない状況となったため繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございます。(1)変更でございます。2件ともスクールバス運行业務委託料で、補正予算(第5号)で計上しておりました契約金額が確定したことに伴い、野方・持留方面3路線につきましては、補正前の限度額6,963万円から補正後の限度額6,961万8,000円に、また、中沖・菱田方面1路線につきましては、補正前の限度額891万円から補正後の限度額857万5,000円に、それぞれ減額するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。(1)変更でございます。起債の目的欄の過疎対策事業及び現年発生補助災害復旧事業の限度額を、事業費の確定等に伴う国の同意見込みによりまして補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わりますが、37ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただければと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第6 議案第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,585万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億8,712万8,000円とするものでございます。補正の主なものは、一般被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金の確定に伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、国民健康保険事業会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費18万7,000円の減額の主なものは、節12役務費15万円の減額で、国保連合会へ支払います電算共同処理手数料のこれまでの実績と今後の見込みにより減額するものでございます。項2徴税費、目1賦課徴収費1万9,000円の減額は、実績により減額するものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、5,675万円の減額でございますが、目1一般被保険者療養給付費から目4退職被保険者等療養費まで、それぞれ当初の見込みにより減少したため減額するものでございます。目5審査支払手数料の55万円の減額は、実績見込みにより減額するものでございます。

項2高額療養費は、目1一般被保険者高額療養費から、次の10ページをお願いいたします、目3一般被保険者高額介護合算療養費まで、それぞれ当初の見込みにより減少したため、614万円を減額するものでございます。項3移送費の5万円の減額及び項5葬祭諸費の18万円の減額は、実績見込みにより減額するものでござ

ざいます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分から、次の11ページ、上から2段目の表、項3 介護納付金分までは、財源変更によるものでございます。

款5 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費の122万2,000円の減額は、節4 共済費から節11 需用費まで、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。目2 疾病予防費の44万円の減額は、人間ドック等への助成金で、実績見込みによる減額でございます。項2 特定健康診査等事業費は397万8,000円の減額で、節4 共済費から節9 旅費まで、実績見込みにより減額するものでございます。節13 委託料330万円の減額は、特定健診業務委託料を実績見込みにより減額するものでございます。

款7 公債費、項1 公債費の25万5,000円の減額は、一時借入金利子の見込みにより減額するものでございます。

次の12ページをお願いいたします。款8 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目6 その他償還金1万8,000円の増額は、平成30年度分の療養給付費等負担金の実績による返還金でございます。目9 保険給付費等交付金償還金の531万円の増額は、同じく30年度分の保険給付費等交付金の実績によるものでございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたしますので6ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、1,382万5,000円を減額するものでございます。節1 医療給付費分現年課税分から節6 介護納付金分滞納繰越分まで、収入見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。目2 退職被保険者等国民健康保険税は、100万4,000円を減額するものでございます。節1 医療給付費分現年課税分から節6 介護納付金分滞納繰越分まで、収入見込みによりそれぞれ増減額するものでございます。

款3 県支出金、目1 保険給付費等交付金の6,650万円の減額は、節1 保険給付費等交付金（普通交付金）の6,239万円の減額で、保険給付費の実績見込みが減少したことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。節2 保険給付費等交付金（特別交付金）411万円の減額は、説明欄のとおり、それぞれ交付決定等に基づきまして増減額するものでございます。

次に、款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金247万4,000円の減額は、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。項2 基金繰入金、目1 国民健康保険給付準備積立基金繰入金の1,987万3,000円の増額

は、保険税等の減額により国保事業費納付金等の財源を確保するための増額分でございます。

次に、款7諸収入、項1延滞金、加算金及び過料30万円の増額は、実績見込みにより増額、及び項3受託事業収入1,000円の減額は、実績により減額するものでございます。

次の8ページをお願いいたします。項4雑入222万6,000円の減額は、それぞれ実績見込みにより増減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 10ページ、介護保険の款3の1、2、次の目2の部分です、すべて財源変更という形になっておりまして、変更部分が一般会計になっておりますね、一般財源のほうになっておりますが、この変更をしなければならなかった理由、なぜ変更したのか、どこからどこに変更するのか。予算措置はそのままなんです、そのことについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） 理由につきましては、保険基盤安定繰入金及び保険税の歳入減により発生したもので、それを調整するものでございます。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第7 議案第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,243万9,000円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

なお、今回の補正は、確定及び実績見込みにより伴うものでございます。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1,949万9,000円の増額は、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金を実績見込みによる増減額でございます。

款2 諸支出金、目1 後期高齢者保険料還付金10万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより1,619万5,000円を増額するものでございます。

次に、款2 使用料及び手数料は、実績見込みにより5,000円を増額するものでございます。

次に、款3 繰入金107万6,000円の減額は、低所得者等に係る保険料の減額分に対する保険基盤安定分担金等を見込みにより減額するものでございます。

次に、款4 繰越金443万6,000円の増額は、繰越額の確定によるものでございます。

次に、款5 諸収入16万1,000円の減額は、保険料に係る還付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本昭一君） 日程第8、議案第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,399万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、高額介護サービス費の見込み増加に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は財源変更によるものでございます。項3その他諸費、目1審査支払手数料の26万円の減額は、国保連合会に対する支払手数料の実績見込みにより減額するものでございます。項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費の440万円の増額は、介護サービスを利用した際の利用者負担金が一定額以上を上回った場合に給付する高額介護サービス費の実績見込みにより増額するものでございます。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、財源変更によるものでございます。項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節8報償費の67万2,000円の減額は、高齢者元気度アップポイント付与事業やころばん体操開催時の講師謝金の実績見込みによるもの、節11需用費の43万7,000円の減額は、ころばん体操用消耗品の実績見込みによるもの、節13委託料の9万2,000円の減額は、介護予防教室開催の実績見込みにより、それぞれ減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。項3包括的支援事業・任意事業費、目2任意事業費、節8報償費の17万9,000円の減額は、介護者ヘルスチェック訪問時謝金の実績見込みによるもの、節12役務費5万円の減額と節20扶助費の20万円の減額は、後見人等の謝金助成の実績見込みによるもの、目4在宅医療・介護連携推進事業32万6,000円の減額は、曾於医師会に委託しております事業の実績見込みによるもの、目6認知症総合支援事業費41万6,000円の減額は各種会合の出席謝礼で、実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款1保険料、目1第1号被保険者保険料1,977万円の減額は、現年度分の保険料の実績と見込みにより減額するものでございます。

次に、款3国庫支出金から款5県支出金まで、それぞれ国・県支出金等の交付見

込みにより増減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。款6繰入金644万9,000円の増額は、介護給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを、実績見込みにより増額するものでございます。

款7繰越金6,845万5,000円の増額は、前年度からの繰越額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第5号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第5号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ937万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,607万4,000円にするものでございます。歳出は、総務費のうち人事異動に伴う人件費の減が主でございます。歳入は、財源調整のための一般会計繰入金の減でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、公共下水道特別会計補正予算につきまして、予算書の事項別明細書に歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費871万8,000円の減でございますが、職員が1名減になったことに伴いまして給料手当等の減が主な要因でございます。目2維持管理費50万円の減は、修繕料の実績による減でございます。

款2公債費、項1公債費、目2利子15万4,000円の減は、地方債利子の確定によるものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1他会計繰入金937万2,000円の減は、決算見込みによります財源の調整によるものでございます。

8ページ以降に給与費明細書が添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第6号 令和2年度大崎町一般会計予算

日程第11 議案第7号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第12 議案第8号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第9号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算

日程第14 議案第10号 令和2年度大崎町水道事業会計予算

日程第15 議案第11号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」、日程第11、議案第7号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第12、議案第8号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第13、議案第9号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第14、議案第10号「令和2年度大崎町水道事業会計予算」、日程第15、議案第11号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題といたします。

ここで、町長から提案理由の説明とあわせて令和2年度施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 令和2年第1回大崎町議会定例会において新年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の所信表明と当初予算の概要を御説明申し上げますとともに、議員各位をはじめ町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、政府は、国の新年度予算案において、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針のもと、デフレ脱却、経済再生と財政健全化に一体的に取り

組み、財政健全化目標の達成を目指すとしております。また、潜在成長率の引き上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0（ソサエティ5.0）時代に向けた人材・技術などへの投資やリノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本的強化といった生産性の飛躍的向上に取り組むこととしております。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、1億総活躍社会の実現や働き方改革など、全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進めるとしております。

一方、経済状況の見直しとしましては、消費税率引き上げに伴う影響を最小限に抑えるべく、軽減税率制度やキャッシュレス決済などの各種施策の効果もあいまって、雇用・所得環境の改善による好循環が進展し、内需を中心とした景気回復が見込まれると期待されておりますが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は計り知れず予断を許さない状況でございます。

さて、昨年を振り返ってみますと、元号が令和に改まった新しい時代の幕開けは、平成の時代から引き続き、甚大な災害の連続で始まりました。しかしながら、ラグビーワールドカップの日本代表の活躍に象徴されるように、幾多の困難にも立ち向かい、ワンチームの精神の下、新しい未来の礎を築く国造りへの挑戦が進められております。

そのような状況の中、2020年は、いよいよ「東京オリンピック・パラリンピック」が半世紀ぶりに東京で開催されます。世界各地から、東京そして日本全国に押し寄せる経済効果は30兆円を超えると予想されております。本町におきましても、トリニダード・トバゴ共和国や台湾選手団のホストタウンとして、オリンピックに向けた事前合宿が予定されており、国内の各種スポーツ団体とあわせてスポーツ合宿による経済循環に期待が高まっております。そして、「燃ゆる感動 かがしま国体・かがしま大会」として第75回国民体育大会が48年ぶりに鹿児島県で開催されますが、本町ではビーチバレーボール会場となっているビーチスポーツ専用競技場の整備や、おもてなしの準備も着々と進んでおります。さらに、国体後においては、町内にある各種施設や白砂青松の海岸線等を活用したスポーツ観光の魅力を広く発信してまいりたいとの思いであります。

また、現在、第2期大崎町総合戦略の策定中ですが、この総合戦略は、人口減少社会に対応していくための踏み込んだ目標となるもので、リサイクル活動の実績をもとに、SDGs、すなわち持続可能なまちづくりを目指した指標として、地域課題の解決に向け、引き続き地方創生に取り組んでまいります。そして、「みんなが主役新たな時代を開く夢づくり」の進展を目指しつつ、新たな目標としての第3次大崎町総合計画の策定にも取り組んでまいります。

早いもので、町民の皆様から信任を賜ってから、5期目も3年目を迎えます。「陸上競技の聖地」を目指す私の思いから、元年度には、「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」や「くにの松原クロスカントリーコース」を中心とした合宿誘致など、スポーツ観光の下地づくりを推し進めてまいりました。さらに、SDGsの理念の下に、地域課題の探求をスタートさせました。新年度はそれらの施策のさらなる展開を求めて、まい進するとの誓いの下、新年度における私の所信について、幾つか述べさせていただきます。

まず、1つ目は、東京オリンピック事前合宿並びにかごしま国体におけるビーチバレーボール競技等の成功とジャパンアスリートトレーニングセンター大隅等のスポーツ施設と連携したスポーツ観光の充実、交流人口の創出についてでございます。

昨年4月のジャパンアスリートトレーニングセンター大隅のオープン以来、企業を始め大学生・高校生等のスポーツ合宿が増加しております。一流選手と町内の児童・生徒との交流を行いながら、町内の宿泊施設等の利用促進策として、引き続き合宿団体への奨励金などの施策により、スポーツ合宿の誘致を推し進め、さらにはくにの松原キャンプ場のバンガロー増設に向けた設計に着手し、地域経済循環の構築を目指します。

2つ目は、Society 5.0（ソサエティ5.0）時代を生き抜く未来ある子どもたちの教育環境の充実についてでございます。

これまで、子どもたちの学習環境の整備として、計画的に町内小・中学校の校舎等の大規模改造工事を進めてまいりました。新年度においては、老朽化しております中沖小学校の校舎、屋内運動場等の大規模改造工事を着工いたします。また、政府が進める「GIGA（ギガ）スクール構想の実現」においては、「1人1台端末・高速通信環境」を整備し、最先端の教育ICT環境の整備を進めるとしておりますことから、本町においても、国の公立学校情報通信ネットワーク施設整備事業を活用し、まずはICT教育環境整備の第一歩として無線LAN等の整備を進めます。そして、いわゆるタブレットを使った情報通信ネットワークを生かした学習支援の導入を進めてまいります。

その他、国際化に対応しうる人材育成のため、中学生の英語検定受験料の助成や中学体育連盟主催の地区大会への選手輸送バス借上げなどの支援に努めてまいります。

3つ目は、安全対策及び防災対策の充実でございます。これまでの経験を覆す予想だにしない事件・事故、自然災害が相次いでおりますが、地域住民の人命・財産を守るための施策に取り組んでまいります。

そのひとつとして、子どもたちの安心・安全な防犯対策として、学校周辺に防犯カメラを設置いたします。また、大雨等の自然災害の状況を安全かつ迅速に把握するための河川監視用カメラも設置いたします。さらに、引き続き、防災行政の中心となるべく庁舎の在り方について、職員による検討も進めてまいります。

大きく3点ほど申し上げましたが、引き続き、「持続可能なまちづくり」と「未来への投資」に対する政策を重点的に行い、交流人口、関係人口の創出やデジタル情報革新など、これまでの施策からさらなる展開の年として捉え、魅力あるふるさとを次の世代に引き渡していくため、各般の施策に取り組んでまいりたい決意でございます。

以上、私の所信について申し上げましたが、こうした考えのもと編成しました令和2年度当初予算につきまして、一般会計予算額は83億2,498万7,000円で、対前年比4.4%の減となっております。

目的別に歳出の主なものについて申し上げますと、民生費17億4,768万7,000円で予算総額に占める割合は21.0%、衛生費が12億759万3,000円で14.5%、商工費が11億815万9,000円で13.3%、教育費が10億8,519万2,000円で13.0%、総務費が7億5,763万6,000円で9.1%、農林水産業費が6億759万2,000円で7.3%、土木費が5億1,528万円で6.2%となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染区域が近隣に及んだ場合に対する対応等につきましては、国や県の対応を踏まえ、予備費を充用するなど早期の対応に努めてまいりますので、予算措置に対しましては御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。水田農業関係では、早期水稻の品質向上に努め、収益性の高い安心安全な米づくりを推進し、飼料作物等の転換作物に対しましては、各種交付金の支払いを行う経営所得安定対策等推進事業に引き続き取り組んでまいります。

営農推進関係では、主要農産物の振興を図ってまいりますとともに、生産性と環境保全が調和する「環境に優しい農業」を推進してまいります。また、農地中間管理事業を通じた農地の集積が進んでおりますことから、今後も引き続きこれを推進してまいります。加えて、農用地の効率的利用促進や生産性向上と地域の活性化に努めるとともに、認定農業者及び新規就農者への支援等を行ってまいります。畑かん営農関係につきましては、受益者への個別推進等を図りながら水利用の拡大に努めてまいります。

畜産関係でございますが、農家の高齢化などにより、本町の飼養頭数は減少傾向にあります。また、子牛相場は、枝肉相場の影響もあり若干下降傾向にあります。TPP11及び日・EU・EPA発効など厳しい状況の中、グローバル化により輸出増が見込まれるなど明るい材料もございます。今後も課題であります後継者の育成、生産頭数の維持・確保におきましては、畜産クラスター計画に基づき生産基盤の強化など関係機関一体となって引き続き取り組んでまいります。また、2022年に鹿児島で開催されます第12回全国和牛能力共進会に、本町からの出品を果たすため、意欲の高い畜産農家の育成及び支援を行ってまいります。

家畜防疫におきましては、依然として国内外で豚熱、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している状況に鑑み、自衛防疫の認識を高めるよう関係機関と連携し防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、昨年4月からスタートした新たな森林経営管理制度による森林整備をはじめ、木材の安定供給体制の整備確立のため各種補助事業を導入し、健全な森林の育成と間伐や主伐後の新植・下刈り等による林業の成長産業化を推進いたします。また、白砂青松の「くにの松原」の美しい景観の保全並びに飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林害虫から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策では、地域ぐるみによる農作物等への被害対策に取り組んでおりますが、自己防衛手法の啓発や関係団体との情報の共有を図り、被害の軽減に努めてまいります。

水産振興につきましては、資源管理型漁業の推進やウナギやヒラメ等の放流事業に取り組みます。今後とも各漁業団体と連携を図りながら、漁業経営の安定に努めてまいります。また、教育旅行生の受け入れや、近年は都市部の中高年世代等の宿泊及び日帰り農業体験など、農家民泊の需要も増えており、交流人口の増加につながるグリーンツーリズムの振興に引き続き努めてまいります。

次に、耕地課関係でございます。

県営事業でございますが、農村地域防災減災事業につきましては、畑地帯の農地浸食防止を図るため、現在進めております西中沖地区の排水施設整備事業を引き続き実施し、農地の保全に努めてまいります。

畑地帯総合整備事業につきましては、第4曾於南部地区において畑作農業の持続的発展を図るために、農道等の整備を引き続き実施してまいります。

海岸保全施設整備事業につきましては、後背地の農地保全を図るために、高潮で被災を受けた菱田海岸防潮堤の復旧工事を年次的に進めてまいります。

水田ほ場整備事業につきましては、令和2年度から農業者の費用負担を求めない

農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区の水田ほ場整備を実施してまいります。また、次期整備地区につきましても、計画的な事業推進に努めてまいります。

町が実施する土地改良事業につきましては、前年度に引き続き、農地耕作条件改善事業により、横瀬地区天神排水路と永吉西地区農道を整備し、新たに神領池尻地区排水路の整備を進めてまいります。また、農業基盤整備促進事業により、中尾地区農道の整備を引き続き実施してまいります。近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い集落機能が低下していることから、地域においては適切な農地の保全管理が困難となってきました。このようなことから、今後も多面的機能支払交付金を活用しながら各保全協議会と連携し、地域資源の適切な保全管理のもと、持続可能な農業・農村環境づくりに努めてまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動を支えるとともに、私たちの日常生活を支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤をより長く、安全に利用していただくために、道路の適切な維持補修、改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。道路改良工事につきましては、持留中沖線（通称グリーンロード）を過疎対策道路整備事業により実施いたします。

次に、社会資本整備総合交付金事業により、永吉菱田線の永吉工区を、東串良町境までの区間を実施し、仮宿工区につきましても、引き続き、児童・生徒の通学路や大規模災害時における代替緊急輸送道路の確保を図るため整備していく予定でございます。

橋りょう整備につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業により、橋りょうの修繕工事と修繕設計委託を行います。

住宅整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。

東九州自動車道関係でございますが、（仮称）志布志インターチェンジから鹿屋串良ジャンクションの区間が、令和2年度末までに開通予定であります。一日も早い開通に向け、整備促進に努めてまいります。

次に、国・県営事業関係でございますが、国営事業につきましては、国道220号益丸地区と菱田地区の自転車歩行者道整備が実施されます。県営事業につきましては、地方特定道路整備事業県道黒石串良線と急傾斜地崩壊対策事業西迫地区の工事が継続して実施されます。また、令和2年度から、念願でありました県道大崎輝北線仮宿地区の歩道整備事業が実施予定となっております。

次に、保健福祉課関係でございます。

子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを目指し、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実を図ります。

まず、妊産婦健康審査、産後ケアに加えて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、サポートしてまいります。また、新生児の誕生を祝うこんにちは赤ちゃんギフト事業や子ども医療費助成及び不妊治療助成も引き続き行ってまいります。併せて、認定こども園・保育園の保育事業や子育て支援センターなど、子ども・子育て支援等の充実に取り組んでまいります。

健康増進対策につきましては、特定健康診査や保健指導の取り組みを強化し、人間ドックの助成のほか、保健師等による未受診者や糖尿病重症化予防対象者及び重複・頻回受診者への訪問を重ねて、住民の健康意識の向上を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において安心して暮らせる支援策として、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施いたします。また、社会的つながりを持つことにより、生きがい・やりがいづくり支援策として、老人クラブ育成に力を入れてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人が安心して暮らせる福祉サービスの充実はもとより、障がいの有無で分け隔てられることなく、すべての人が互いに個性と人権を尊重しあいながら暮らせる、ノーマライゼーションの町づくりに努めてまいります。また、「育ちにくさをもつ子ども」及び、「障がい児」とその家族が安心して暮らす事のできる町を目指して、子どもやその保護者を取り巻く環境に応じられるよう、子育て支援センターと連携してまいります。

次に、住民環境課関係でございます。

窓口業務につきましては、町民はもとより、年々増加してきております外国人労働者等に対しても、笑顔で丁寧なサービスを心がけ、迅速かつ正確な事務処理に努め、適切な窓口サービスの提供を図ってまいります。また、マイナンバー制度に係る個人番号カード取得のための支援や、交付事務については、個人情報の適正な管理に基づく業務の遂行に努めてまいります。

環境関係につきましては、住民の皆様をはじめ、衛生自治会など関係団体の共生協働の取り組みにより、ごみリサイクル率12年連続日本一を達成いたしました。今後も、この成果におごることなく、リサイクルの取り組みを維持できるよう努めてまいります。新年度においては、既に試験中の使用済み紙オムツの試験回収を継続して行い、リサイクルに向けた取り組みを行ってまいります。また、ごみ出しが困難な高齢者世帯等が増加することが予想されることから、ごみ出しサポート事業

の継続とごみ出し支援者の育成を図ることで、安否確認を含めた生活支援対策を推進してまいります。

次に、税務課関係でございます。

町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であります。住民と地域の特色に応じた行政を自主的に進めるための重要な自主財源であり、住民にとっては行政サービスに応じた負担であり対価でもございます。町税の税収については、個人住民税につきましては、前年に対する所得割の伸び率から増収を見込んでいるところでありますが、法人町民税につきましては、法人税割の税率改正が行われ、税率が9.7%から6%に引き下げられることから、前年度と比較し減収とっているところであります。太陽光発電関係の償却資産の固定資産税につきましては、新年度も新規課税分の増額を見込んでいるところでございます。他の税目につきましては、横ばいあるいは減収の傾向でございます。このようなことから、減収となる税目がある中で、個人住民税と固定資産税の伸びから、町税全体で前年度を上回る予算を計上したところでございます。新年度におきましても、適正な賦課、公平な納税を念頭に、引き続き町税徴収率の向上にも努めてまいります。

次に、企画調整課関係でございます。

新年度は、第2次大崎町総合計画の計画期間の最終年度であることから、計画期間中の実績を検証するとともに、令和元年度に策定する第2期総合戦略で定めた将来像を踏まえ、第3次大崎町総合計画の策定に取り組むこととしています。また、今年度は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、大会の開催に加え、様々な事業が実施されることとなっております。本町におきましても、昨年、事前合宿協定を締結いたしました台湾とトリニダード・トバゴ共和国が事前合宿を行うこととなっております。合宿期間から大会終了まで、様々なことで注目を集めることとなりますが、本町で事前合宿を行った選手達の本大会での活躍が、本町の合宿環境のアピールにつながりますことから、選手たちが最高のパフォーマンスを発揮できるよう全力でサポートすることとしております。

観光関係では、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用開始に伴い、数多くの陸上競技選手の合宿者が本町を訪れるようになりました。今後、さらに合宿者の利便性を高め、交流人口の増加を図り、本町の弱点である地理的な不便性を補うため、鹿児島空港から本町までの移動に対する支援を行うこととしております。併せて、菱田中学校跡地に計画しておりました合宿施設についてでございますが、当初計画と現在の本町周辺の宿泊施設の立地状況等を勘案しますと、合宿施設の運営は非常に厳しいものになることが予想されますことから、一旦、合宿施設の建設は休止し、真に必要な施設の再検討を行うこととしております。また、近年

のアウトドアブームによる、くにの松原キャンプ場の利用者の増加に伴い、バンガローの増設やトイレの洋式化を計画的に行うこととしております。

次に、あすばる大崎についてですが、近年の人口減少や、近隣市町の類似施設の整備、経費の増大により経営状況は非常に厳しいものとなっております。しかしながら、あすばる大崎は広域交流活性化センターとして、観光・産業の振興、住民福祉の向上、地域情報の交換の場として公益性の高い施設であり、地域には必要な施設であると認識しておりますことから、あすばる大崎の運営を維持するため、必要な管理委託料を新たに予算計上いたしました。なお、あすばる大崎の指定管理期間は令和2年度までとなっておりますことから、令和3年度以降の施設の在り方につきましては、民間譲渡も含め、なるべく早い段階で方向性を出したいと考えております。

人口減少対策につきましては、これまで実施してまいりました定住住宅取得補助や賃貸住宅家賃補助をはじめ、空き家の除去と宅地の流動化を促進する宅地流動化促進事業を新たに実施するなど、移住・定住人口の増加を図ってまいります。

地方創生関連施策につきましては、第2期総合戦略を踏まえ、鹿児島相互信用金庫、慶應義塾大学SFC研究所との協定に基づき、地域おこし起業人交流プログラム及び地域おこし研究員などの外部人材と連携しながら、住んでみたい魅力あるまちづくりを進めてまいります。

また、ふるさと納税については、国における制度改正が行われたことで地域産業に与える影響がより大きくなっております。新たに設立されたふるさと特産品振興事業協同組合や関係企業と連携し、更なる地場産品の振興を図りつつ、寄附者に共感が得られるような施策を地域一体となって取り組み、中小企業の成長と町の活性化を目指してまいります。なお、これまで頂いた多くの寄附金は、地域貢献という寄附者の意思に応えられるよう、まちづくり施策の向上への貴重な財源として活用してまいります。

次に総務課関係でございます。

はじめに、会計年度任用職員制度施行に伴う対応についてでございます。これまでの臨時職員にかわる制度であり、報酬、期末手当及び通勤に係る費用弁償が支給されることから、人件費総額は増加いたしますが、国が進める働き方改革に対応したものであり、職員並びに会計年度任用職員の職場環境整備に努めてまいります。

消防防災関係につきましては、住民の生命と財産を守るため、継続的に対策を取ってまいります。消防水利の確保ため、町内2箇所防火水槽を新設するとともに、各消防分団に1基ずつLED投光器を配備いたします。また、異常気象等により全国的に災害が多発しておりますことから、引き続き、津波の発生を想定した津

波避難訓練を実施するなど、災害に対する体制の強化と住民及び関係者の防災意識高揚を図ってまいります。

防犯対策につきましては、近年、目を覆いたくなるような事件や事故が相次いでおり、町としても住民の安全・安心を守ることが喫緊の課題となっておりますので、教育機関や警察、大崎地域交通安全活動推進協議会などの関係機関・団体の意見や要望などを踏まえながら、学校周辺を中心に防犯カメラの設置をいたします。

情報通信関係につきましては、マイナンバー制度等の普及に併せ高度な情報セキュリティ対策が求められる中、窓口での住民サービスに支障がないよう十分な対策を取ってまいります。近年では、低コストで効率的な体制やセキュリティ水準を向上する体制の構築が求められておりますことから、それらに対応できるよう努めてまいります。

次に、教育委員会関係でございます。

管理課におきましては、「おおらか・さわやか・きわやかな大崎の教育」を合言葉に、学力や体力の向上、道德教育や人権教育の充実、特別支援教育の推進、教職員の資質向上、地域の中の学校づくりなど、学校・家庭・地域の教育力を様々な方向から総合的に高める取り組みを継続して推進してまいります。また、児童生徒の未来のため、学校が質の高い教育を提供し続けられるよう、教職員の働き方改革にも取り組んでまいります。

まず、ソフト面につきましては、児童生徒の学力向上、特に現代の国際化社会において英語力の強化の必要性を感じることから、中学生が英語検定を受検する際の検定料の助成や、中学校体育連盟が主催する地区大会出場時の選手輸送マイクロバス借上げなど、安全安心な学校環境づくり、保護者の経済的負担軽減などを図るための支援制度の充実を図ります。

ハード面においては、安全性の確保を図るため、老朽化した学校施設整備を計画的に取り組んでいるところでございますが、新年度は、中沖小学校の校舎及び屋内運動場の大規模改修工事を計画しております。

さらに、ソフト、ハード両面からであります。今や、仕事でも家庭でもあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなっています。子どもたちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会の作り手として自立的に生きていくための資質・能力を確実に育成していくことが必要なため、児童・生徒がICTを適切、安全に使いこなすことができるように、情報を活用する能力を育むことも重要であります。学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、ICT環境の整備を行ってまいります。

次に、社会教育課でございますが、まず、本年開催されます「燃ゆる感動 かがしま国体」につきましては、本競技のビーチバレーボール及びデモンストレーション競技のドッジボールの選手がストレスフリーで競技に集中できる環境づくりと併せまして、選手を含めた参加者全員が満足できる大会の開催ができるよう、十分なおもてなし等、綿密な準備に傾注してまいります。なお、例年10月上旬には町民体育祭を開催しておりましたが、令和2年度は「かがしま国体」が開催される関係で、町民体育祭の開催は見送ることといたしました。

生涯学習等の推進につきましては、外国人を含めた住民が豊かな人生を送ることができるよう、住民の自発性と自主性を尊重した多様な生涯学習をはじめ、人間として生まれながらに享有する基本的人権の啓発の推進や、体験した記憶として生涯に残る「海外研修派遣事業」及び「遊びの学校」等を実施することにより、子どもたちの豊かな心と生きる力の育成に努めます。

また、様々な地域活動の拠点である中央公民館は、利用しやすい地域に開かれた施設としての環境整備を図り、公民分館との連携の下、家庭教育の推進、青少年の健全育成など、地域活動や社会教育活動の活性化に努めてまいります。

文化振興関係では、町内の遺跡や郷土資料展示室を活用し、観光資源としての有効活用、及び保有する資料の充実を図りながら、文化財保護審議会や歴史探学会おおさきの支援に努めてまいります。また文化協会との連携により、文化芸術活動の推進並びに人材の発掘を努めてまいります。

図書館関係でございますが、ふれあいお話し会やブックスタート事業によりまして、保護者をはじめ、より多くの幼児や児童が本に親しむ習慣の定着を図りますとともに、大隅広域図書館ネットワーク事業を活用し、住民が多くの本に触れることのできる機会の提供に努めてまいります。

生涯スポーツ関係につきましては、生涯にわたって運動に親しむことができる社会の実現を目指しまして、スポーツ推進委員会や関係団体と連携し、軽スポーツの普及を進めますが、スポーツに関わる機会の提供に努め、スポーツライフの定着を図ってまいります。併せまして、スポーツを通じて豊かな地域コミュニティの創造を育むために、総合型地域スポーツクラブとの連携や活動を支援し、スポーツにかかわる環境整備に努めてまいります。

次に、特別会計についてでございます。

まず、水道事業会計でございますが、企業会計原則に基づく地方公営企業法上の財務規定が適用されるため、独立採算で運営されております。水道は住民生活において重要なライフラインであるため、基盤の強化を図り、採算性だけでなく、常に安全性と安定性を確保しなければなりません。現在、水道の提供に必要な施設等の

老朽化に伴う更新費用の増大、人口減少や節水意識の向上等に伴う水道料金収入の減少により公営企業の経営環境は厳しさを増しつつあります。

公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、その在り方について絶えず検討を行うことが求められます。本町の水道事業は、現在では施設の維持管理が主なものとなっており、経営戦略をもとに老朽施設の更新や耐震化等適切な更新を図るとともに、漏水等による無収入配水の縮減に努め安定的な経営に取り組んでまいります。

新年度の予定としまして、収益的収入は2億3,017万円を見込み、このうち水道料金は2億1,158万4,000円を計上いたしました。なお、収益的支出は2億826万2,000円を計上いたしました。また、資本的収入としまして697万5,000円、資本的支出としまして1億2,979万5,000円を計上しております。

主な事業としまして、国道220号益丸地区配水管布設替工事、町道仮宿下原線下原地区配水管布設替工事、町道永吉菱田線三文字地区配水管新設工事などを計画しております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、公共下水道は快適で豊かな生活環境を確保するための施設であり、河川等の公共用水域の水質を保全していく上で重要な役割を担っております。近年は、少子高齢化に伴う人口減少や地域社会の構造変化など、下水道を取り巻く環境は大きく変化しており、公共性を踏まえながら経済性を考慮し、持続可能な下水道事業経営が求められております。本町においても、およそ20年後には人口が30%以上縮小することが推測され、下水道使用料の減少による財源不足が懸念されていたことから、「料金収入をもって経営を行う独立採算制の基本原則」に基づき、令和3年1月1日以降の下水道使用料単価を改正するため、下水道条例を改正したところでございます。また、平成31年1月に、総務大臣通知「公営企業会計の適用のさらなる推進について」により要請のあった人口3万人未満の市町村においても、下水道事業については令和5年度末までに地方公営企業法を適用することが義務づけられました。これに伴い、遺漏なく地方公営企業法を適用するために、令和2年度から令和5年度にかけて、複数年度による業務委託契約を締結するものでございます。今後、経営状況の見える化を図るための「経営戦略の策定」、下水道施設の計画的な更新を図るための「ストックマネジメントの更新」、近年の異常気象時における非常電源等の確保や汚泥処理施設を継続して運転するために必要な「下水道BCP（業務継続計画）」の策定など、公共下水道事業を持続可能な事業として運営するために多方面にわたる中長期計画の策定と適切な業務内容見直しが必要とされております。

このような状況を踏まえ、クリーンセンターやマンホールポンプ場の適正な運転管理に努めながら、管路施設の維持管理強化や使用料の確保に努め、財政の健全化を図ってまいります。

新年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,752万円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算総額は19億4,976万3,000円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、医療の高度化による医療費の増大等、依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、昨年示された「骨太の方針2019」において国は、安心して暮らせる社会づくりの取り組みを推進し、「人生100年時代」の到来を見据え、高齢者から若者までいくつになっても活躍できる社会を構築するため、全世代型社会保障を実現していくことが不可欠との方向性が示されています。

平成30年4月から、県が国保財政の責任主体として国保運営の中心的役割を担い、安定的・効率的な事業運営の確保と財政基盤の強化を図っていく制度が施行され、町としても国の情勢や制度改革に迅速かつ的確に対応し、保険者としての役割と責任を再認識し、「持続可能な事業の運営」に努め、住民の健康の保持・増進のための施策を講じてまいります。

このようなことから、医療機関からの特定健診情報提供の促進や、受診勧奨を働きかけることで特定健診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めます。また、健診受診後の支援のための保健師等による保健指導を強化するとともに、ジェネリック医薬品の普及・啓発や重複・頻回受診者への訪問指導による医療費適正化対策を講じ、住民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は1億7,385万3,000円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口といたしまして、各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康の保持増進に努めることで安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は18億6,554万3,000円でございます。本事業では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、従来の介護予防事業やこころばん体操に力を注ぎ、介護

給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。また、高齢者の閉じこもりを予防するため、外出を促す「お出かけサポート事業」を実施いたします。

以上、新年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしました。これらすべての会計で編成いたしました予算総額は127億4,183万6,000円で、対前年度比2.8%の減となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（宮本昭一君） まず、議案第6号について、補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、歳出につきまして、税務課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の38ページをお願いいたします。一番下の段になります。目14諸費、節22償還金、利子及び割引料でございますが、619万9,000円を町税の還付金と還付加算金として計上しております。

次の39ページをお願いいたします。下の段になります。目1税務総務費の9,390万9,000円でございます。前年度と比較しまして790万4,000円の増額となっております。主なものは、節2給与から節4共済費までの税務課職員の人件費と固定資産評価審査委員会、及び税を考える週間作品募集に関する経費でございます。

次の40ページをお願いいたします。目2賦課徴収費でございますが、2,074万7,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして995万9,000円の減額となっております。主な要因は、昨年度の航空写真撮影事業の整備が終了したことによるものでございます。節10需用費の125万3,000円は、図書購入及び書籍の追録代、事務作業に係る消耗品費と、窓あき封筒や「特別徴収のしおり」等の印刷に係る印刷製本費でございます。節11役務費の267万1,000円は、口座振替やコンビニ収納などの各種手数料と通信運搬費でございます。次の節12委託料の1,333万6,000円は、登記委託料133万9,000円をはじめ、課税事務に必要な各種業務委託料及び家屋評価システムの保守委託料でございます。次の節13使用料及び賃借料の263万1,000円でございますが、課税事務及び業務管理に係る各システムのリース料及び使用料でございます。次の節18負担金、補助及び交付金の80万7,000円でございますが、曾於地区地方税協議会をはじめとする各種協議会等への負担金でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○住民環境課長（小野厚生君） 続きまして、住民環境課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の34ページをお願いいたします。このページの中ほどになりますが、款2総務費、項1総務管理費、目7支所費は310万2,000円でございます。これは、野方支所の維持管理や事務処理に必要な経費で、主なものとして庁舎警備業務委託料でございます。

次に、41ページをお願いいたします。このページの上から42ページの上の欄までになりますが、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は8,692万1,000円でございます。これは、職員7名分の人件費と窓口業務に係る経費で、人件費以外の主なものとして戸籍情報システム改修委託料、戸籍システム機器リース料、通知カード・個人番号カード関連事務交付金でございます。

次に、45ページをお願いいたします。上の欄の項5統計調査費、中ほどの目3人口動態調査費は3万4,000円でございます。これは、人口動態調査と年齢別人口移動調査に係る経費でございます。

次に、50ページをお願いいたします。このページの一番下から51ページの上になりますが、款3民生費、項1社会福祉費、一番下の目9国民年金事務費は16万5,000円でございます。これは、年金の事務事務に必要な経費でございます。

次に、52ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は1億4,320万7,000円で、このうち住民環境課関係は、節2給料から節4共済費までの合計1億2,758万3,000円のうち2,304万7,000円で、環境対策係3人の人件費でございます。

次に、53ページの2段目をお願いいたします。目2予防費3,548万6,000円でございます。このうち住民環境課関係は147万4,000円で、狂犬病予防に関する経費でございます。

次に、その下の段の目3環境衛生費は2,562万8,000円でございます。54ページをお願いいたします。これは、ごみ分別など環境衛生と海岸環境保全に要する経費等でございます。主なものとして、海岸漂着物地域対策推進事業委託料と曾於南部厚生事務組合火葬場負担金でございます。

58ページをお願いいたします。一番上の欄になりますが、項2清掃費、目1し尿塵芥処理費は1億7,661万円でございます。これは、ごみの処分及びし尿の処理にかかわる経費等で、主なものとして、生ごみや草木の処理に係る手数料、資源ごみ等の収集運搬等の委託料と曾於南部厚生事務組合の清掃センター及び衛生センターに係る負担金でございます。

以上で住民環境課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○保健福祉課長（相星永悟君）　続きまして、保健福祉課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

　予算書の４６ページをお願いいたします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費に８,０１２万９,０００円を計上いたしました。昨年度と比較いたしまして、３,２５９万１,０００円の減額となっております。主な要因は、プレミアム付商品券事業関係経費の減によるものでございます。

　計上いたしました予算の主なものは、節１報酬に厚生調査委員の定例会等に係る経費及び、節２給料から節４共済費までは人件費といたしまして職員７名分に係る経費を計上しております。

　次の４７ページをお願いいたします。節１８負担金、補助及び交付金１,２７４万７,０００円は、町社会福祉協議会への運営補助金の１,２３８万５,０００円が主なものでございます。

　次に、目２老人福祉費に３,５７８万６,０００円を計上いたしました。前年度と比較しまして減額となっておりますが、主な要因は、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金の減額に伴うものでございます。計上いたしました予算は高齢者を対象とした施策の経費でございますが、主なものは、節７報償費の長寿祝い金３３３万６,０００円のほか、４８ページをお願いいたします、節１２委託料３００万８,０００円の説明欄の１番目の老人福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託料、その下、在宅介護支援センター運営事業委託料が主なものでございます。節１７備品購入費１８２万６,０００円は、シルバーワークプラザのエアコン３台分が老朽化により更新するものでございます。節１８負担金、補助及び交付金２,４５０万９,０００円の説明欄１番目の曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金１,０９７万２,０００円及びシルバー人材センター事業の運営補助金１,２００万円が主なものでございます。次に、目３老人福祉センター管理費に、老人福祉センターの管理委託料といたしまして３５０万円を計上いたしました。

　次の４９ページをお願いいたします。目４戦没者追悼式典費に９万１,０００円、次の目５同和対策費は１０万８,０００円をそれぞれ計上いたしました。目６食の自立支援事業費は、節１２委託料に、高齢者等の訪問給食サービス事業の委託料として６６０万５,０００円を計上いたしました。前年度と比較しまして減額となっておりますが、利用者の減少が要因でございます。次に、目７障害者福祉費に５億７,５４７万円を計上いたしました。前年度と比較しまして減額となっております。主な要因は、重度心身障害者医療費助成金や、障害福祉等サービス費の減額によるものでございます。計上いたしました予算の主なものは、節１２委託料の１,０９５万１,０００円は、障害福祉及び障害児福祉計画支援業務委託料や、障が

い者に関するサービス等の委託料でございます。

次、50ページをお願いいたします。節19扶助費5億6,110万3,000円で、障がい者に係る給付金でございます。主なものは、説明欄の下から6番目の障害福祉等サービス費の4億5,000万円でございます。目8老人措置費は、養護老人ホーム入所者の措置費として、節19扶助費に1,417万5,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして減額となっておりますが、入所者が減少したものが要因でございます。

次、51ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費に8億3,863万1,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして7,611万9,000円の増額となっておりますが、主な要因は、施設型給付費利用者負担金と預かり保育料の無償化及び副食費の減免分、並びに保育士等の処遇改善等に伴うものでございます。計上いたしました予算は、主に保育園や認定こども園に係る経費でございます。主なものは、節12委託料3,658万6,000円で、特別保育事業等委託料や、節18負担金、補助及び交付金の1,767万1,000円で、延長保育事業及び一時預かり事業補助金が主なものでございます。次の節19扶助費の7億8,410万円は、2つの保育園及び5つの認定こども園等の運営費として支払います施設型給付費でございます。

次の目2児童措置費に1億9,302万7,000円を計上いたしました。主なものは、節19扶助費の1億9,302万円で、児童手当の支給費用でございます。

次の52ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費に1億4,320万7,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして減額となっております。主な要因は、保健衛生総務費で計上しました職員給与等の人件費の減額によるものでございます。計上いたしました予算の主なものは、節2給料から節4共済費までは保健福祉課職員14名と住民環境課職員3名、合計17名分の人件費でございます。

次の53ページをお願いします。節18負担金、補助及び交付金の1,108万8,000円は、共同利用型病院運営事業負担金や、説明欄6番目の大隅広域夜間急病センターの運営事業負担金が主なものでございます。

次に、目2予防費3,548万6,000円のうち、保健福祉課関係分は3,401万2,000円を計上いたしました。主なものは、節12委託料の3,370万3,000円で、インフルエンザ予防接種委託料や各種予防接種業務委託料でございます。

54ページをお願いいたします。目4健康増進費に2,176万円を計上いたしました。主なものは、節12委託料の2,007万8,000円で、各種検診及びが

ん検診等の委託料でございます。

次の55ページをお願いいたします。目5保健指導費に5,410万4,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして減額となっております。主な要因は子ども医療費助成金の減額でございますが、子育て世代包括支援センターに係る経費を節7報償費と節10需用費に計上しております。主なものは、節12委託料の説明欄の1番目の妊産婦健康診査等委託料949万6,000円、節19扶助費の子ども医療費助成金3,736万4,000円でございます。

次の56ページをお願いいたします。目6介護保険費に3億29万6,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして2,970万7,000円の増額となっております。介護給付費の増加に伴います法定の繰出金が増加したことが要因でございます。主なものは、節18負担金、補助及び交付金の曾於地区介護保険組合負担金2,784万3,000円、節27繰出金の介護保険事業特別会計への法定負担分の繰出金2億6,918万2,000円でございます。

次に、目7国民健康保険事業総務費に1億4,375万円を、節27繰出金として計上いたしました。主なものは、保険基盤安定繰出金と国保財政安定化支援事業繰出金でございます。

次の57ページをお願いいたします。目9後期高齢者医療費に2億7,067万1,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして減額となっております。要因は、療養給付費等負担金の減額によるものでございます。計上いたしました予算の主なものは、節18負担金、補助及び交付金の1億8,661万1,000円は、後期高齢者医療広域連合への共通経費及び療養給付費に対する町の負担分と、節27繰出金8,020万4,000円の後期高齢者医療特別会計への法定負担分の保険基盤安定繰出金等でございます。

以上で保健福祉課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは水道課所管の事業について御説明いたしますので、56ページをお願いします。目の3段目、合併処理浄化槽関連でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目8合併処理浄化槽整備費に3,058万9,000円を計上しております。対前年度比239万9,000円、7.3%の減でございます。合併処理浄化槽補助金、43基分の補助金が主なものでございます。

次に、58ページをお願いいたします。中ほどになりますが、款4衛生費、項3水道費、目1水道費549万2,000円でございますが、73万5,000円、15.5%の増でございます。これは、水道事業特別会計の簡易水道の企業債償還等の補助金でございますが、増の要因は、職員の扶養増に伴います児童手当の増でございます。

続きまして、76ページをお願いします。目の下から2段目でございます。款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、このうち水道課分は節27繰出金1億4,051万4,000円でございますが、対前年度比1,204万6,000円、9.4%の増でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金でございますが、公共下水道事業の公営企業法適用支援業務委託を令和2年度から実施いたしますことと、また、起債借入の限度額が下がりましたことがこの主な要因でございます。

以上で説明を終わります。

○農委事務局長（川畑定浩君） それでは、農業委員会関係の主なものについて御説明いたします。

58ページをお願いいたします。下のほうになります。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づく各種申請に対する現地調査や案件の審議をはじめとする農業委員会としての業務運営管理等に5,363万円を計上いたしました。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に対して支払います報酬でございますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の分をあわせまして1,104万1,000円、これと事務局職員の人件費でございますが、これが給料、職員手当と共済費あわせまして3,887万8,000円、この分と会計年度任用職員報酬、農地利用状況調査等に係る活動謝礼、旅費等でございます。

開けていただきまして、60ページをお願いいたします。目2農地流動化推進費は8万円を計上いたしました。これは、農地の売買申出による農地斡旋会開催時の報償費でございます。

目3農業者年金業務委託費は、農業者年金制度への加入促進や経営移譲年金受給資格者の経営移譲を促進するため、176万3,000円を計上いたしました。農業者年金業務に携わる会計年度任用職員の報酬及び当該業務の推進に対する活動謝礼が主なものでございます。

以上で農業委員会関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○農林振興課長（中村富士夫君） それでは、農林振興課関係の主なものについて御説明いたします。

予算書の60ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目4農業総務費に1億6,410万6,000円を計上いたしました。前年度比252万7,000円の増となっております。農林振興課と耕地課の職員の給与等の人件費でございます。

61ページをお願いいたします。目5農業振興費に134万5,000円を計上

いたしました。前年度比385万円の減となっております。減少の主な要因は、農業振興地域整備計画策定業務委託料の減であります。主なものにつきましては、各種協議会等への負担金、補助金でございます。

次に、目6特産振興費に68万6,000円を計上いたしました。前年度比9,809万2,000円の減となっております。減額の主な要因は、活動火山周辺地域防災営農対策事業と産地パワーアップ事業補助金の対象がなかったことによる補助金の減によるものでございます。主なものにつきましては、環境保全型農業直接支払交付金等の負担金、補助及び交付金であります。

目7園芸振興費に145万円を計上いたしました。前年度比4億8,655万6,000円の減となっております。減額の主な要因は、活動火山周辺地域防災営農対策事業と産地パワーアップ事業補助金の対象がなかったことによる補助金の減によるものでございます。主なものは、町野菜・花き振興協議会負担金128万円など、各種協議会への負担金でございます。

目8農業機械維持管理費に1,693万7,000円を計上いたしました。主なものは、農業機械に係る燃料費229万9,000円、修繕料236万5,000円などの需用費とオペレーター委託料740万円及び、基金への積立金294万4,000円でございます。

目9畜産業費に9,242万円を計上いたしました。前年度比8,215万8,000円の増となっております。増額の主な要因は、畜産クラスター事業と活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助金が増えたことでございます。その他、報償費の高齢者畜産奨励金と負担金、補助及び交付金の町畜産振興協議会負担金750万円をはじめとする各種協議会等への負担金、補助金が主なものであります。

65ページから66ページでございます。目12農業研修施設管理費に1,047万1,000円を計上いたしました。前年度比103万8,000円の増となっております。需用費のうち、町内5箇所の農業研修施設の燃料費、光熱水費と施設管理委託料465万円が主なものであります。

目13水田再編対策費485万6,000円でございますが、大崎町農業再生協議会への補助金でございます。

目14営農推進費に1,911万円を計上いたしました。前年度比1,760万1,000円の減となっております。減額の主な要因は、機構集積協力金事業補助金の減によるものでございます。主なものは、会計年度任用職員3名の報酬466万3,000円や、農地中間管理事業に係る機構集積協力金事業補助金120万円、及び農業次世代人材投資事業補助金825万円でございます。

項2林業費、目1林業振興費であります。2,671万8,000円を計上いた

しました。前年度比337万円の増となっておりますけれども、主な要因は、昨年度から始まりました森林環境譲与税関係によるものでございます。

68ページになります。主なものは、委託料の松くい虫防除並びに駆除に関するもの、有害鳥獣対策に関するもの及び造林事業に係るものと、使用料及び賃借料の里山林総合対策事業での機械借上料や、負担金、補助及び交付金については、有害鳥獣捕獲事業補助金265万8,000円や大崎町緊急間伐対策事業奨励金150万円、積立金の森林環境譲与税基金積立金147万9,000円であります。

項3水産業費、目1水産振興費に104万5,000円を計上いたしました。主なものは、各種団体・協議会等への負担金、補助金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本昭一君） ここで、昼食のため暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○耕地課長（福永敏郎君） それでは、耕地課関係予算の主なものについて御説明申し上げます。

予算書の63ページをお願いいたします。目10農地費には1億6,298万6,000円を計上いたしました。対前年比4,446万3,000円の減でございます。主な要因は、大隅中央区域農用地総合整備事業負担金の償還が前年度終了したものでございます。節10需用費は、野方地区活性化センターの維持管理に係る経費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。節12委託料は、登記委託料と水田地下水位制御システム実証試験委託料、水田ほ場整備に係る換地概要書作成業務委託料が主なものでございます。節15原材料費は、農道等の維持管理補修に係る砕石・生コン等でございます。節18負担金、補助及び交付金1億4,934万7,000円の主なものは、県が実施する農業農村整備事業に係る事業負担金と曾於南部土地改良区運営補助金、曾於南部地区国営造成施設管理体制整備促進事業補助金、並びに多面的機能支払交付金などでございます。

次のページをお願いいたします。目11土地改良事業費には4,998万9,000円を計上いたしました。対前年比10万8,000円の減でございます。節12委託料370万7,000円は、農業用施設維持管理等委託としてせせらぎ公園ほ

か維持管理委託料や登記委託料が主なものでございます。節13 使用料及び賃借料 514万6,000円は、農道排水路等の維持管理に係る機械借上料が主なものでございます。節14 工事請負費 3,970万円は、農道整備2地区、排水路整備2地区、並びに農道のメンテナンスフリー工事を計画しております。節16 公有財産購入費 59万5,000円は、農道並びに排水路整備に係る用地取得のための費用でございます。節21 補償、補填及び賠償金 50万円は、農道整備に係る電柱移転補償費でございます。

次に97ページをお願いいたします。款10 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、目1 現年災害復旧費には873万6,000円を計上いたしました。対前年比666万9,000円の増でございます。主な要因は、単独災害復旧工事費の増でございます。節14 工事請負費には、町単独事業で1地区の災害復旧工事を計上しております。

次のページにかけてでございますが、ほかに、梅雨前線豪雨など自然災害発生時に早急に対処するため、機械借上料、原材料費などを計上しております。

以上で耕地課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○建設課長（時見和久君） 建設課関係について御説明いたします。

73ページをお願いいたします。款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費は8,179万8,000円でございます。これは、職員の人件費及び事業負担金に係るものが主なものでございます。

75ページをお願いいたします。項2 道路橋りょう費、目1 道路維持費は、町道等の年間を通して良好な状態に保つための委託料と工事請負費等の維持管理に係る経費として8,156万7,000円を計上いたしました。

目2 道路改良費は1億4,966万1,000円でございます。主なものは、社会資本総合整備事業に係る測量設計委託料及び道路橋りょうの工事請負費でございます。

次のページをお願いいたします。項3 河川費、目1 河川維持費は、準用河川の維持管理に係る経費として204万9,000円を計上いたしました。

項4 都市計画費、目2 公園費は、ふれあいの里公園及び中央公園の清掃業務委託料などの年間を通した維持管理に係る経費として1,827万8,000円を計上いたしました。

次のページ、項5 住宅費、目1 公営住宅管理費は、公営住宅183戸の維持管理に係る経費として567万5,000円を計上いたしました。

目2 町営住宅管理費は、町営住宅27戸の維持管理に係る経費として104万円を計上いたしました。

78ページをお願いいたします。目3特定優良賃貸住宅管理費は、シャルム文化通りの維持管理等に係る経費として1,409万7,000円を計上いたしました。

目4定住促進住宅管理費は、なのはなタウンの借上料等として1,386万7,000円を計上いたしました。

目5住宅建設費は652万4,000円を計上いたしました。主なものは、耐震改修促進計画の改定業務委託でございます。

98ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は、台風災害等の応急対策経費や災害に伴う用地費等として350万6,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教委管理課長（川添俊一郎君） それでは、管理課関係につきまして御説明いたしますので、予算書の81ページをお願いいたします、中ほどからになります。款9教育費、目1教育委員会費に224万1,000円を計上しております。主なものは、教育委員4名分の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

次の目2事務局費には9,399万1,000円を計上いたしました。84ページにかけてになりますが、主なものは、教育長並びに事務局職員7名分の人件費のほか、外国語指導業務委託料、各種団体への負担金、奨学金貸付金、リサイクル未来創生奨学基金積立金などがございます。

次に、84ページをお願いいたします。目3研修費150万1,000円でございますが、陸上記録会や集団宿泊学習など学校行事用送迎バスの借上料や、教職員の資質向上を図るための研修補助金が主なものでございます。

目4学校給食センター管理費には7,450万1,000円を計上いたしました。職員の人件費のほか、学校給食センターの維持管理に必要な経費と調理配送に係る学校給食業務委託料2,547万6,000円、学校給食費補助金2,120万円が主なものでございます。

次に、86ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費には5億9,286万5,000円を計上いたしました。主なものは、職員3名分の人件費、各小学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料500万円、中沖小学校校舎等大規模改造工事監理業務委託料650万円、小学校ICT教育環境整備等業務委託料1,426万7,000円、中沖小学校校舎等大規模改造工事4億6,200万円などがございます。

次に、88ページをお願いいたします。目2教育振興費には1,749万2,000円を計上いたしました。主なものは、学校ICT教育施設整備等リース料1,151万9,000円、小学校6校分の教材備品207万5,000円と要保護及び準

要保護児童就学援助費 278万7,000円でございます。

次の89ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費には4,041万9,000円を計上しております。主なものは職員1名分の人件費、中学校の維持管理に要する経費のほか、校医委託料やパソコンリース料、ソフト使用料が主なものでございます。

次の90ページをお願いいたします。目2教育振興費には4,719万円を計上しております。主なものは、スクールバス運行业務委託料3,178万1,000円や、次の91ページ、中学校体育連盟主催の地区大会出場時の選手輸送用マイクロバス借上料など193万6,000円、中学校ICT教育整備等リース料375万9,000円、要保護及び準要保護生徒就学援助費417万5,000円、中学校入学援助金で390万円でございます。

以上で管理課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○社会教育課長（今吉孝志君） それでは、社会教育課関係につきまして御説明申し上げます。

予算書の91ページをお願いいたします。下段の表から92ページまででございますが、款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費に8,529万円を計上いたしました。主なものといたしましては、職員10名分の人件費のほか、成人教育、家庭教育学級、人権教育を推進するための経費及び、節18負担金、補助及び交付金の町PTA連絡協議会等への活動補助金などでございます。

次に、目2公民館費でございますが、1,583万6,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、公民分館長6名分の節1報酬195万2,000円のほか、中央公民館、中沖地区公民館等の社会教育施設の維持管理に必要な経費と、節18負担金、補助及び交付金の各公民分館活動を推進するための公民分館運営補助金217万9,000円などでございます。

次に、目3図書館費でございますが、472万円を計上いたしました。主なものは、図書館の維持管理に関する経費のほか、次の94ページの節17備品購入費の図書購入費200万1,000円と、節18負担金、補助及び交付金の大隅広域図書館ネットワーク事業の38万8,000円などでございます。

次に、目4文化振興費でございますが、109万3,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、町内遺跡等の文化財の保護や維持管理に係る経費及び、節18負担金、補助及び交付金の町文化協会活動事業補助金でございます。

次に、95ページの目5青少年教育費でございますが、青少年の健全育成に係る経費としまして281万3,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、節18負担金、補助及び交付金の子どもたちの健全育成や体験活動の推進を

図るための「あそびの学校」等の町青少年活動事業補助金196万円や、町子ども会育成連絡協議会をはじめとする社会教育団体3団体への活動補助金などがございます。

次に、目6生涯学習振興費でございますが、142万2,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、節7報償費の生涯学習講座に係る講師謝礼でございます。

引き続き、下段から96ページまででございますが、項5保健体育費、目1保健体育総務費に8,744万9,000円を計上いたしました。前年度と比較しまして、会計年度任用職員の報酬等、及び国体関係経費の増などによりまして6,608万1,000円の増額となっております。主なものといたしましては、節1報酬のスポーツ推進員等の報酬及び、5名の会計年度任用職員の報酬、次の96ページでございますが、節18負担金、補助及び交付金の町体育協会への運営補助金、大隅スポーツ交流拠点プロジェクト補助金、そして、本年開催される国体に係る経費としましての「燃ゆる感動 かがしま国体」大崎町実行委員会補助金の7,030万円でございます。

次に、目2体育施設費でございますが、1,636万9,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、各学校における学校開放事業を推進するための経費のほか、節12委託料の運動公園等管理業務委託料をはじめとする各運動施設と総合体育館の維持管理に伴う経費でございます。

以上で、社会教育課関係を終わります。よろしく願いいたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは、企画調整課の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の32ページをお願いいたします。款2総務費、目3広報費に340万7,000円を計上いたしました。主なものは、広報おおさきに係る印刷製本費でございます。

次に、35ページをお願いいたします。目10企画費に3,974万7,000円を計上いたしました。前年度比で4,445万4,000円の減となっております。減少の主な要因は、陸上競技の聖地を推進するためのハード整備費の減でございます。こちらは、地域振興移住定住に係る経費が主なものとなっておりますが、そのうち新規事業として、節1報酬に、今年度策定予定の第3次総合計画策定に係る審議会委員報酬30万3,000円を計上しております。

次の36ページをお願いいたします。節18負担金、補助及び交付金でございますが、説明欄の下から2つ目に、空き家の解体と宅地の流動化を促進するための宅地流動化促進事業補助金50万円を計上いたしました。また、その下に、東京オリ

ンピック競技大会におけるトリニダードトバゴと台湾の事前合宿の誘致受け入れを目的とした誘致組織への負担金650万円を計上しております。

目11 青少年女性費に24万6,000円を計上いたしました。これは、青少年健全育成と男女共同参画推進に係る経費でございます。

38ページをお願いいたします。目13 地方創生費として3,076万8,000円を計上いたしました。これは、鹿児島相互信用金庫、慶應大学SFC研究所との連携協定に基づき推進することとしております課題解決や人材育成、SDGsの活動に関する経費でございます。

次に、44ページをお願いいたします。項5 統計調査費、目1 統計調査総務費に、所得推計事務などに要する経費として9万3,000円を計上いたしました。

目2 委託統計調査費は702万6,000円でございます。こちらは、国勢調査等の統計法に基づく統計調査に係る経費を計上いたしました。

次に、69ページをお願いいたします。款6 商工費、目1 商工総務費3,809万円は、職員5名分の人件費が主なものでございます。

70ページをお願いいたします。目2 商工業振興費に10億1,247万円を計上いたしました。こちらは、ふるさと納税制度の業務及び商工会振興事業補助金等の商工業振興に係る経費でございます。

次の71ページをお願いいたします。目3 観光費は5,759万9,000円でございます。前年度比2,892万円の増となっております。こちらは、スポーツ合宿誘致や観光施設の管理運営等に係る費用が主なものとなっております。

72ページをお願いいたします。節12 委託料でございますが、説明欄の下から3つ目に、広域交流活性化センターとしての役割を担うあすばる大崎の管理運営に必要な委託料2,000万円を、また、その1つ下に、くにの松原キャンプ場のバンガローを増設するための設計業務委託料170万円を新たに計上いたしました。

次に、節18 負担金、補助及び交付金でございますが、73ページをお願いいたしまして、説明欄の下から2つ目のふれあいフェスタ in おおさき補助金700万円でございますが、これまで企画費で計上していたものを、今回、観光費に組み替えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 一般会計の最後になりますが、総務課関係の主なものについて御説明をいたします。

29ページをお願いいたします。款2 総務費、目1 一般管理費は2億9,959万9,000円でございます。主なものは、町長等の特別職2名分と、総務課、会計課及び企画調整課をあわせました一般職員25名分に係る人件費でございます。

前年度比で1,319万3,000円の減となっておりますが、減の主な要因は、一般管理費に計上いたしました職員数の減によるものでございます。なお、令和2年度から施行されます会計年度任用職員制度に伴う人件費につきましては、一般管理費では17名分を計上しているところでございます。

31ページをお願いいたします。目2文書費は1,899万9,000円でございますが、32ページをお願いいたします、公文書等の発送に係る郵便料や、電話料の通信運搬費が主なものでございます。

目4財政管理費は680万円でございます。これは、財政事務に要する経常経費でございますが、主なものは財政調整基金等の預金利子に係る基金積立でございます。

33ページをお願いいたします。目6財産管理費は4,742万円でございます。前年度比で6,225万円の減となっておりますが、減の主な要因は、令和元年度に実施いたしました本庁舎の耐震補強工事が終了したためでございます。

34ページをお願いいたします。目8交通安全対策費は440万6,000円でございます。主なものは、次の35ページをお願いいたしまして、カーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設工事費でございます。

次に、目9防犯対策費は564万7,000円でございます。前年度比で456万9,000円の増でございますが、増の主な要因は、各学校周辺等に設置予定の防犯カメラ設置委託料でございます。

37ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は5,975万円でございます。前年度比で953万9,000円の増となっております。増の主な要因は、職員用パソコンなどの更新に伴う電算リース料等でございます。

38ページをお願いいたします。目14諸費のうち、総務課関係は節7報償費から節18負担金、補助及び交付金までの部分で、交通災害共済加入事務と自衛官募集事務に係る経費でございます。

次に、42ページをお願いいたします。項4選挙費、目1選挙管理委員会費と、次の43ページをお願いいたしまして、目2明るい選挙推進費は、選挙事務に係る経常的な経費でございます。

目3として県知事選挙費は、944万7,000円を計上をしております。

78ページをお願いいたします。款8消防費、目1常備消防費は2億298万9,000円で、大隅曾於地区消防組合負担金でございます。

79ページをお願いいたしまして、目2非常備消防費は6,107万5,000円でございます。令和2年度は、防火水槽2基の新設と各分団に配備するLED投光器を導入予定しております。

80ページをお願いいたします。目3防災対策費は1,570万3,000円でございます。主に防災行政無線等に係る経費でございますが、前年度比で215万3,000円の増となっております。増の主な要因は、河川カメラ設置に係る委託料などでございます。

98ページをお願いいたします。款11公債費でございますが、目1元金と目2利子の合計額で8億9,217万9,000円でございます。

以上で歳出の説明を終わりました。次に歳入の主なものについて御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1町税でございますが、12億6,990万円を計上しております。前年度比で7%の増を見込んでおりますが、町民税個人や固定資産税の増が主なものでございます。

款2地方譲与税は7,805万1,000円で、前年度比34.6%の増でございます。なお、森林環境譲与税につきましては、令和元年度に創設されたものでございます。

款3利子割交付金は79万円、次の款4配当割交付金は98万円、その次の款5株式等譲渡所得割交付金は120万円でございますが、いずれも前年度の実績を見込みましての計上でございます。

款6法人事業税交付金は新設でございます。税制改正に伴うものでございますが、現時点では積算の方法等が不透明なことから、頭出しとしまして1,000円を計上しているところでございます。

款7地方消費税交付金は1億7,600万円で、前年度比16.2%の減を見込んでおります。

款8ゴルフ場利用税交付金は540万円で、前年度で22.9%の減を見込んでおります。

款9環境性能割交付金は250万円でございます。消費税増税対策といたしまして、令和元年10月1日から自動車税環境性能割が導入されたもので、前年度交付実績等に基づく見込額でございます。

款10地方特例交付金は390万円で、対前年度比34.5%の増でございますが、ここ数年の推移をもとに見込みましての増でございます。

款11地方交付税は24億1,000万円で、前年度比6.5%の減を見込んでいるところでございます。

款12交通安全対策特別交付金は230万円で、前年度比4.2%の減でございます。

款13分担金及び負担金は1,307万円で、前年度比51%の減でございます。減少の主な要因は、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付費利用者負担金

などの減でございます。

款14 使用料及び手数料は7,812万6,000円で、前年度比3.2%の減でございます。減の主な要因は、住宅使用料のうち、地域優良賃貸住宅使用料の減でございます。

款15 国庫支出金は9億4,482万円で、前年度比1.9%の減でございます。施設型給付費負担金や介護保険の低所得者保険料軽減負担金等の増加に対しまして、プレミアム付商品券事業補助金や道路整備に係る社会資本整備総合交付金等の減額に伴い、総体的には減額となっております。

款16 県支出金は8億1,373万7,000円で、前年度比36.9%の減でございます。減の主な要因は、令和元年度の事業として実施しました産地パワーアップ事業や活動火山周辺地域防災営農対策事業などに係る農林水産業費補助金の減でございます。

款17 財産収入は1,193万1,000円で、前年度比4.3%の減でございます。減の主な要因は、預金利率の低迷による基金利子の減でございます。

款18 寄附金は10億4,000円で、前年度と同額でございます。ふるさと納税寄附金につきましても、前年度と同額の10億円を計上しているところでございます。

款19 繰入金は8億3,460万7,000円で、前年度比20.5%の増でございます。主なものはふるさと応援基金繰入金でございますが、中沖小学校校舎等大規模改造工事やICT教育関連事業の財源として活用するものでございます。

款20 繰越金は、前年度と同額の3,000万円でございます。

款21 諸収入は2,917万円で、前年度比82.3%の減でございます。減の主な要因は、令和元年度に実施したカーボン・マネジメント強化事業に係る補助金の減などでございます。

款22 町債は6億1,850万円で、前年度比75.7%の増となっておりますが、増の主な要因は、中沖小学校校舎等大規模改造工事に係るものでございます。

その次にございます自動車取得税交付金は、環境性能割交付金の創設に伴いまして廃款となっております。

以上で歳入の説明を終わりました、7ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から臨時財政対策債まで、合計で6億1,850万円を計上しております。表の上の段の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧いただきたいと思っております。また、どのような事業に活用されるかにつきましては、27ページをお願いいたします、款22町債の説明欄に記載されております1行目のごみ収集委託料をはじめとする各事業がその事

業でございます。

また、100ページ以降に給与費明細書、地方債関係資料等を添付してございますので御参照いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第7号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費は504万4,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節11役務費の278万7,000円で、国保連合会に支払う手数料などがございます。

11ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費は、一般被保険者の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料でございまして、合計で12億501万6,000円を計上いたしました。対前年度に対しまして2,712万7,000円の減額となっておりますが、医療費の減によるものでございます。

次の項2高額療養費は、一般被保険者と退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費でございまして、次の12ページをお願いいたします、合計で2億1,023万6,000円を計上いたしました。これにつきましては、前年度に対しまして874万3,000円の増額となっております

下の表、項4出産育児諸費は、10人の出生を見込んでございまして、420万円を、次の13ページをお願いいたします、項5葬祭諸費は70万円を計上いたしました。

款3国民健康保険事業費納付金は、県への納付金に係るものでございます。まず、項1医療給付費分は3億5,147万6,000円を、その下、項2後期高齢者支援金等分は、14ページ、1億121万2,000円を、次の項3介護納付金分には3,839万6,000円を計上いたしました。以上、納付金の合計額は4億9,108万4,000円となっております。この財源は、国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

次の款4保健事業費、項1保健事業費は748万7,000円を計上いたしました。目1保健衛生普及費598万7,000円は、被保険者指導業務に従事します看護師等の会計年度任用職員の人件費、及びレセプト点検共同事業手数料などが主なものでございます。また、目2疾病予防費150万円は、人間ドック等の受診に

係る健康診断費助成金でございます。

次の15ページをお願いいたします。項2特定健康診査等事業費2,141万3,000円の主なものは、会計年度任用職員の人件費及び特定健診業務委託料でございます。

次に、款5基金積立金、目1国保給付準備積立基金積立金として16万円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は169万円を計上いたしました。これは、保険税の過誤納付金等に伴う還付金でございます。

款8予備費は、134万1,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款1国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合計いたしまして2億7,063万1,000円を計上いたしました。前年度に対しまして3,825万円の減額となっております。

次に、7ページをお願いします。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1社会保障・税番号システム整備費補助金は、41万8,000円を計上いたしました。国保オンライン資格確認システムに対応するため、自庁システムの改修に係る費用に対するものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は、14億4,594万9,000円を計上しております。対前年に対しまして1,325万1,000円の減額となっております。節1保険給付費等交付金（普通交付金）14億1,154万円は、歳出でも説明しましたとおり、医療給付費に対応するものでございます。節2保険給付費等交付金（特別交付金）3,440万9,000円は、保険者努力支援分及び県繰入金（2号分）などでございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金は1億4,374万8,000円を計上いたしました。主なものは、節1及び節2の保険基盤安定繰入金が合計で1億524万8,000円及び、8ページをお願いいたします、節5財政安定化支援事業繰入金の3,040万3,000円でございます。

款6繰入金、項2基金繰入金は、主に事業費納付金の財源として7,600万円を基金から繰り入れるものでございます。前年度に対しまして6,100万円の増額でございますが、被保険者の減、所得の減などが主な要因でございます。なお、2月末現在の基金残高は2億2,427万530円となっております。

款7繰越金、項1繰越金としまして1,000万円を計上いたしました。

次の款8諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は、目1延滞金として120万

1,000円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。項2預金利子及び項3受託事業収入は、頭出しの1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次の項4雑入は、合計で150万5,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般被保険者第三者納付金の150万円でございます。目2から目8までは、頭出しでございます。

なお、18ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第8号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療広域連合納付金1億7,373万2,000円を計上いたしました。前年度に比較しまして1,091万4,000円の増額となっております。これは、被保険者から徴収した保険料と低所得者等に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定分担金を、県の広域連合に納付するものでございます。

次に、款2諸支出金、目1後期高齢者保険料還付金10万円は、過誤納に係る保険料の還付金で、県の広域連合から受け入れた分を被保険者へ返還するものでございます。

次に、款3予備費は、2万1,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わりまして、次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療保険料9,352万5,000円は、目1特別徴収保険料6,074万1,000円と目2普通徴収保険料3,278万4,000円は、被保険者に係る保険料でございます。

次に、款2使用料及び手数料、目1督促手数料は、普通徴収分に係る保険料の督促手数料として2万円を計上いたしました。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1保険基盤安定繰入金8,020万2,000円は、低所得者等に係る保険料軽減に対して、県と町の負担分を繰り入れるものでございます。目2一般会計繰入金1,000円は、一般会計からの繰入金で、頭出しでございます。

款4の繰越金、頭出しの1,000円を計上いたしました。

款5諸収入、目1延滞金につきましては、現年度分、滞納繰越分それぞれ頭出し

の1,000円の合計2,000円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。2段目の表になります。款5諸収入、目1還付金は10万円計上いたしました。目1預金利子及び、その他の目1雑入につきましては、それぞれ頭出しで1,000円を計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第9号について補足説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書によりまして、歳出から御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費48万3,000円は、介護保険事務に係る電算共同処理のため、国保連合会への手数料及びシステム保守委託料でございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、11ページの上の表まででございますが、合計で15億8,827万5,000円を計上いたしました。前年度に対しまして450万円の減額でございます。主なものは、目3地域密着型介護サービス給付費の減少によるものでございます。

次に、下の表、項2介護予防サービス等諸費は12ページまでの表でございますが、5,499万円を計上いたしました。前年度に対しまして348万円の増額でございます。主なものは、目1介護予防サービス給付費、目3地域密着型介護予防サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。項3その他諸費、目1審査支払手数料は168万円を計上いたしました。介護給付費明細書の審査支払事務に係る国保連合会への手数料でございます。

次に、項4高額介護サービス等費は、合計で4,836万円を計上いたしました。利用者負担が一定額を上回った場合に給付する保険給付費でございます。

次に、項5高額医療合算介護サービス等費は、合計で690万円を計上いたしました。これは、介護分と医療分の自己負担分を合算して、当該負担が一定額を上回らないように、利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次の14ページをお願いいたします。項6特定入所者介護サービス等費は、合計で9,745万5,000円を計上いたしました。これは、特別養護老人ホームや老人保健施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、その所得段階に応じて、利用者の居住費、食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、合計で3,372万3,000円を計上いたしました。要支援者のサービスのうち、訪問介

護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

次の15ページをお願いいたします。項2一般介護予防事業費として630万7,000円を計上いたしました。高齢者元気度アップポイント事業の実施やふれあいサロン活動事業及びころばん体操マスターズプロジェクトなど、介護予防事業などに係る報償費や委託料が主なものでございます。

次の16ページをお願いいたします。項3包括的支援事業・任意事業費、次の17ページまででございますが、合計で2,537万8,000円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、認知症対策、生活支援コーディネーター設置に係る経費でございますが、目5生活支援体制整備事業費が、前年度に対して274万5,000円の増額となっております。これは、生活支援コーディネーターの委託料が主なものでございますが、この生活支援コーディネーターを1名増員し、高齢者のグループや団体等を対象にしたお出かけサポート事業を実施するための経費でございます。閉じこもりの予防や外出により運動機能の向上に資することで介護予防を推進するとともに、地域コミュニティの活性化を推進することを目的にしております。現在、老人福祉バスを、週2回、野方方面と老人福祉センターとの間で運行しておりますが、往復の時間以外、昼間に空く時間が生じるため、この時間帯を利用して、申し込み団体の集落から近郊の施設の見学を行ったり、または昼食をとったり、場合によっては買い物をしていただき帰路に就くというものでございます。なお、生活支援コーディネーターの業務は、申し込み団体と見学希望との連絡調整及びバスへの同乗が業務となります。

次の18ページをお願いいたします。款6諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金70万円を、次の款7予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。それぞれ款で御説明いたします。款1保険料は、1号被保険者の保険料でございますが、3億190万5,000円を計上いたしました。昨年度に対しまして2,874万7,000円の減額でございます。令和元年10月からの消費税率のアップに伴い、低所得者のさらなる軽減によるものでございます。

次に、款3国庫支出金は、項1国庫負担金に3億434万4,000円を、項2国庫補助金として、7ページの上の表まで、合計1億9,544万6,000円を計上いたしました。

次に、款4支払基金交付金は4億8,150万2,000円を計上いたしました。

款5県支出金、項1県負担金は2億6,236万8,000円を、項2県補助金は、8ページまでの上の表まででございますが、1,043万6,000円を計上い

たしました。

次に、款6繰入金は、一般会計からの繰入金2億6,918万1,000円を計上いたしました。

次に、款7繰越金は4,033万5,000円を、次の款8諸収入は次の9ページまででございますが、頭出しで2,000円または1,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第10号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（高田利郎君） それでは水道事業会計予算について御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条は、業務の予定量でございます。給水戸数6,670戸、年間総給水量156万9,000立方メートル、一日平均給水量は4,300立方メートル。主要な建設改良事業は、国道220号益丸地区配水管布設替工事を計画しております。第3条は収益的収入及び支出でございますが、詳細につきましては後ほど御説明いたしますので、款のみの説明とさせていただきます。

収入の第1款水道事業収益は、2億3,017万円でございます。支出の第1款水道事業費用は、2億826万2,000円でございます。

2ページをお願いします。第4条資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は、697万5,000円でございます。支出の第1款資本的支出は、1億2,979万5,000円でございます。なお、第4条本文の括弧書きは補てん財源の説明でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億2,282万円不足いたしますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額914万1,000円と当年度分損益勘定留保資金7,889万7,000円、減債積立金433万円と建設改良積立金3,045万2,000円で補てんするものでございます。

次に、第5条一時借入金の限度額は3,000万円としております。

3ページをお願いします。第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,337万5,000円と交際費1万円でございます。第8条他会計補助金は、一般会計からの簡易水道企業債の償還に係る補助金549万2,000円でございます。第9条では、たな卸資産の購入限度額を472万5,000円としております

それでは、予算説明書で御説明いたしますので、23ページをお願いします。収益的収入及び支出の主なものについて、収入から御説明いたします。款1水道事業収益、項1営業収益、目1の給水収益は、水道料金でございますが、2億1,15

8万4,000円を見込んでおります。項2 営業外収益、目1 受取利息及び配当金は237万4,000円を計上いたしました。目2 補助金115万7,000円は、簡易水道企業債償還金の利息相当分及び児童手当に要する経費の一般会計からの補助金でございますが、今回の増は児童手当分の増でございます。目4 長期前受金戻入1,382万9,000円でございますが、負債に計上してあります過去に受けました補助金で、令和元年度減価償却金額分を長期前受金から振り替えまして収益化するものでございます。収益として計上してありますが、現金の増加はございません。

次に、25ページをお願いいたします。支出の主なものについて御説明いたします。款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費3,635万7,000円は、水質検査に必要な手数料及び、水源地等維持管理費に必要な修繕費、送水施設の運転のための動力費等が主なものでございます。減の要因は、令和元年度では臨時職員2名の賃金を計上しておりましたが、会計年度任用職員1名分を報酬として計上したことによります。

目2の配水及び給水費3,709万1,000円は、職員2名の人件費と、26ページをお願いいたしまして、中継ポンプ場の運転に必要な通信運搬費や動力費、配水施設の維持管理に必要な委託料や修繕費等が主なものでございます。増の要因は、令和元年度では職員1名の人件費等を計上しておりましたが、2名分を計上したことによります。

目3 総係費4,255万7,000円は、水道事業運営に必要な一般的な経費でございます。職員3名分の人件費と、27ページをお願いいたしまして、会計年度任用職員の報酬及び量水器検針業務等の委託費が主なものでございます。目4の減価償却費7,523万1,000円は、有形固定資産の減価償却費でございます。目5 資産減耗費366万6,000円は、固定資産の除却費とたな卸資産減耗費でございます。

28ページをお願いいたします。項2 営業外費用の目1 支払利息及び企業債取扱諸費142万円は、企業債の償還利息等でございます。目2 消費税及び地方消費税950万円は、消費税の納付予定額でございます。項3 特別損失の目1 過年度損益修正損は40万円、項4 予備費、目1 予備費は200万円を計上いたしました。

29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1 資本的収入、項1 負担金、目1 他会計負担金264万円は、消火栓設置工事の負担金でございます。項2 補助金、目1 補助金433万5,000円は、簡易水道企業債償還金の元金償還金の一般会計からの補助金でございます。

30ページをお願いします。支出でございます。款1 資本的支出、項1 建設改良

費、目1建設改良事業費1億563万8,000円の主なものは、職員1名分の人件費と配水管布設替工事の工事請負費が主なものでございます。目2営業設備費519万3,000円を計上いたしました。主なものは、機械及び装置購入費の非常用発電機購入と車両及び運搬具購入費の軽トラック購入でございます。項2企業債償還金、目1元金償還金1,396万4,000円は、水道企業債元金償還金でございます。項3予備費は、500万円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案第11号について補足説明を求めます。

○水道課長（高田利郎君） それでは、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。事項別明細書で、歳出から御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費2,321万8,000円でございます。職員2名分の人件費と公課費が主なものでございます。

10ページをお願いいたします。次に、目2維持管理費は2,733万7,000円を計上いたしました。大崎クリーンセンターとマンホールポンプ場等の維持管理に必要な消耗品費、光熱水費及び管理委託料が主なものでございます。

次に、目3下水道整備費は1,055万7,000円でございます。公共下水道事業の公営企業法適用支援業務委託料が主なものでございます。

款2公債費、項1公債費、目1元金1億1,516万7,000円は、地方債の償還元金でございます。目2利子2,024万1,000円は、地方債の償還利子と一時借入金の支払利息でございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道費負担金66万円は、受益者負担金でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1の下水道使用料は3,000万6,000円を計上いたしました。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1他会計繰入金1億4,051万4,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

8ページをお願いいたします。最後の、款7町債、項1町債、目1公共下水道事業債2,630万円は、公共下水道事業債で資本費平準化債及び公営企業会計適用債の借入でございます。

前に戻りまして、4ページをお願いいたします。ただいま説明いたしました歳入の地方債でございます。起債の目的は、資本費平準化債が1,630万円と公営企業会計適用債が1,000万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法

につきましては、各欄のとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、12ページ以降に給与費明細書等が添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

まず、議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」歳入歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」歳入歳出全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号「令和2年度大崎町水道事業会計予算」収入支出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」歳入歳出全般について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号、議案第8号、議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第10号、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第6号の審査方法についてお諮りいたします。議案第6号「令和2年

度大崎町一般会計予算」については、令和2年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」は、令和2年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君の指名をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を、令和2年度大崎町一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時09分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、諸木悦朗君、副委員長に5番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

日程第16 議案第12号 大崎町子育て支援定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第16、議案第12号「大崎町子育て支援定住促進住宅条

例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、平成27年度に仮宿吹切に整備いたしました大崎町子育て支援定住促進住宅、通称なのはなタウンの入居者の審査方法及び決定に係る条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。

○建設課長（時見和久君） 御説明いたします。

ただいま、町長の提案理由の説明でもございましたとおり、平成27年度に仮宿吹切に整備いたしました大崎町子育て支援定住促進住宅、通称なのはなタウンの条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。2枚目の新旧対照表を御覧ください。

大崎町子育て支援定住促進住宅条例の第6条関係でございます。第2項の現行では、入居資格等については、別に定める大崎町子育て支援定住促進住宅入居審査会（以下、審査会という。）において、審査するとなっておりますが、改正案では、「書類審査について行う」としております。

次に、第4項の現行では、「審査会において特別の事情があると認められた者」としておりますが、改正案では、「町長が特別の事情があると認められた者」としております。

改正理由といたしまして、現在、建設課で管理しております町営住宅並びに公営住宅の入居資格に係る書類審査等は担当係で行い、決定につきましては町長が行っていることから、大崎町子育て支援定住促進住宅なのはなタウンにつきましても同様の取り扱いとし、入居申し込みから入居決定に至るまでの期間短縮を図りたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） まず、町長、これを、今、町長にということ、審査会をなくして町長の権限が多くなっているというふうに、私は今理解したんですが。課長の説明の中で、ほかの住宅については審査会をやっていない、担当課で行っているというような説明でございしますが、本来、この住宅については、子どもを安心して育てることのできる環境づくりを支援し、もろもろということが第1条でうたってあるんですね。そうした場合に、いろんな条件等がこれには付されていたと思いますが、その条件等に値しないということが、今後発生すると私は思うんです。

ね。町長の権限でこれができるということになりますと、本当に公平性というのが保たれるのかどうか、町長の主観によっては、ああ、いいですよ、ということになってしまいそうな気がするんですが、そうしたことがないのかどうかということは、当然ないだろうとは思いますが、そういったことを防止するためにはやっぱり審査会があったほうがよろしいんじゃないのかなというふうに考えているんですが。

現在までの審査会における審査の状況、それから審査会の中で否とされた方々がいらっしゃるのかどうかについて、まずお示しをいただきまして、先ほど私が申しましたように、公平性が保たれるかどうかについて、町長の意向をお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君）　なのはなタウンの整備につきましては、子育て世代の方々の入居ということを優先しておりまして、そしてまた多くの方々に入っていただいております。その入居条件の中で、町長に特別な権限が発生するのではないかとということでございますけれども、今までそういう条項等に合致したものもなく、また、入居に関しては、やはり善意をもって進めていきたいというふうに考えているところでございます。

ただいま御質問の中で、否決したものがあるのか、その審査の状況はどうだったのかということでの御質問ですので、その点につきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君）　今まで審査会を開いたことはございます。これについては、皆さんずっと入っておられる状況でありますので、今のところ、ございません。

○8番（中山美幸君）　今もずっと入っていらっしゃるんですね。その入居の時点で審査会をなされているはずなんですね。その審査会の状況についてお知らせをください、どういったふうにして審査会をしているか。

全体で何室ありますか。そうすると、そのことについてはその回ごとに審査会があってよろしいんじゃないですか、それが当然ですよ。平成27年9月25日に決まった条例としては、そうですね。そこら辺をお示しをいただきたいというふうに、今の質問の中ではあったと思いますけど。

○議長（宮本昭一君）　暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時23分

再開 午後2時28分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 再開いたします。

○建設課長（時見和久君） 申し訳ありません。審査会において非該当になった方は、いらっしゃいません。

○8番（中山美幸君） 重ねてお伺いします。なのはなタウン1号棟、なのはなタウン2号棟、これで全室、幾つの世帯が入れるようになっていきますか。

そして、そうであれば、これはすべての世帯が入りたいといったときに審査会が行われないといけないんですよ。申し込みの時点でスクリーニングをかけて、お宅は当たっていませんよということでスクリーニングをかけたんじゃないんですか。それで審査会が行われたか、行われなかったか、それも明確にお答えください。部屋数が幾つあって、何世帯が入居できるのか。なのはなタウンの1号棟と2号棟ですね、これによって何世帯が入居できるのか。それから、その都度、審査会があったのかどうか、まず、2点目です。そうでないと、現行の条例に違反するじゃないですか。

それと、第3点目、スクリーニングをかけておいて、その時点で申込者を限定してしまっていたんじゃないのかなというようなことがちょっと考えられるんですが、その点、3点についてお答えをいただきたいと思います。

○建設課長（時見和久君） 戸数につきましては、A棟・B棟6戸ずつの12戸になっております。

それから、審査会があったかということですが、一番最初に募集を行い、所得制限とかいろいろありますので、それについて審査会を行っております。その後、審査会で、皆さん権利がありますので、その方々については抽選を行って決めております。

○8番（中山美幸君） 最後にお伺いします。12棟入れるということは、12回の審査会がないといけないんですね、最低でも。最低でも12回の審査会がないといけないんですよ、本来ならば。そして、今、担当課長のお答えによりますと、抽選があったということであれば、その審査会自体が12回以上でないといけないんですね。そして、抽選があったということが、私は現行上、正当な条例の運営の仕方だというふうに考えるわけです。だから、非常にそこら辺が不明解でありますので、冒頭申しましたように公平性が保たれるんですか、そこが疑問なんですよ、私は、というふうに今考えて御質問申し上げたところでございますので、今申し上げましたその点について再度、町長、いかがですか、しっかりとした条例の運用がなされていたというふうには、今考えると若干疑問なんです。

もう1点をお伺いしますが、この審査会のメンバーは誰と誰と誰が審査会のメンバーになっているのかどうか、そこまでお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） メンバーにつきましては、担当者のほうで答弁をさせたいと思っておりますが、12回の審査会がなければいけないという、ただいまの御指摘について、審査会においては、所得制限の確認とか申し込み状況においていろいろ審議するところがあるわけですから、それについて一人一人審議にかけて審査して決定していくというふうに理解をしております。

それと、先ほどの質問の中で、町長が特別の事情があると認められるというときに、町長に権限が集中するんじゃないかと、特定の人を入れるんじゃないかというような御質問でありましたけど、それは善意に取り組んでいきますという答弁をしたわけでありますが、大規模災害等が発生して住宅等を失ったときに、県、国から住宅の空き部屋の調査が入る、大震災のときもそうでしたけど、そういう調査があって、空いていたときに入居状況に合致していたら、優先的に入れなければならない、そういったことを念頭に「町長が特別な事情があると認める場合に」という形で入れているところでありますので、その他の入居状況に合致しないことをねじ曲げて入れるというようなことはないというふうに思っております。

○建設課長（時見和久君） 審査会のメンバーにつきましては、会長が副町長、副会長が総務課長、委員としまして、職員ですけれども、企画調整課長、建設課長、保健福祉課長、住民環境課長が、その当時は入っております。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第12号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第13号 大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第17、議案第13号「大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、支援員の認定資格研修の実施について、都道府県に加え、指定都市でも行うことができるようになったことと、みなし支援員に係る経過措置の期間について、1年間の延長をするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、放課後児童支援員の認定資格研修の実施について、都道府県知事に加え、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長でも行うことができるようになったことと、放課後児童支援員のみなし規定に係る経過措置の期間を1年間延長するために、大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の2枚目をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。今回、1つ目の改正の第10条は職員についての規定でございますが、第10条第3項において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者となっておりますが、この研修に、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、いわゆる政令指定都市の長が行ったものも含まれるようになりました。

2つ目の改正の附則第3条は、職員に関する経過措置についての規定でございます。

すが、これは、第10条第3項の規定の適用により、放課後児童支援員の研修を修了することを予定している者を含む期間を、平成32年3月31日から令和3年3月31日に、1年間延長するものでございます。

議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第14号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第18、議案第14号「非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、衆議院議員、参

議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び、長の選挙において選挙長等の報酬額を改正するため、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 御説明いたします。

本案は、最近における物価の変動や選挙の執行状況等を考慮し、また、選挙の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本町においても、執行経費に係る選挙長等の報酬額を国の基準にあわせるため、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明させていただきますので、お手元の議案書に添付してございます新旧対照表の1ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインを率いてある箇所が改正部分でございます。別表第1の下から3段目でございます選挙長につきましては、現行の「9,000円」を「1万800円」に、その下の投票所の投票管理者につきましては、現行の「1万900円」を「1万2,800円」に、その下の期日前投票所の投票管理者につきましては、現行の「9,500円」を「1万1,300円」に、次のページをお願いいたしまして、一番上の開票管理者につきましては、現行の「9,000円」を「1万800円」に、次の選挙立会人につきましては、現行の「7,300円」を「8,900円」に、次の投票所の投票立会人につきましては、現行の「9,100円」を「1万900円」に、次の期日前投票所の投票立会人につきましては、現行の「7,950円」を「9,600円」に、次の開票立会人につきましては、現行の「7,300円」を「8,900円」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、今回の改正部分は、すべて日額での単価となっております。

最後に、議案書のほうにお戻りをいただきまして、2ページをお願いいたします。下のほうにございます附則を御覧ください。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第14号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第19、議案第15号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、国において成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことを受けて、本町においても、同法の趣旨に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を制定し、関係条例の規定について整備を行うものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 御説明いたします。

本案は、国において成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に

差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されました。このことにより、成年被後見人等を、資格、職種、業種等から一律に排除する規定等の欠格条項を設けている各制度について、心身の障がい等の状況を個別的・実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと適正化されることとなります。

これらの国の措置を踏まえまして、本町においても関係する3本の条例について、所要の規定を整備するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして、新旧対照表で御説明させていただきますので、議案書に添付してございます新旧対照表の1ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインを引いてある箇所が改正部分でございます。

まず、第1条関係としまして、大崎町職員の給与に関する条例の一部改正が、1ページから3ページの上段までとなっております。これは、地方公務員法第16条第1号と、同法第28条第4項において、成年被後見人または被補佐人は一般の地方公務員となることのできない旨が規定されておりましたが、この規定が削除されたことから、大崎町職員の給与に関する条例中の該当する部分を削除するための一部改正でございます。

次に、3ページの下の部分の表を御覧ください。第2条関係としまして、大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例でございます。これは、法の趣旨を踏まえて、総務省消防庁から発出された通知に基づく、第4条に規定してあります消防団員の欠格条項から、第1号の「成年被後見人または被補佐人」を削除するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。第3条関係としまして、大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。これは、児童福祉法の一部改正で、同法第34条の20第1項第1号の「成年被後見人または被補佐人」が削除されたことに伴い、条例中に引用してある児童福祉法の該当する部分について、号番号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

最後に、議案書のほうの2ページをお願いをいたします。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第16号 大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第20、議案第16号「大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、令和2年度から予定しております水田の区画整理等を行う農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に伴い、必要となっており特別徴収金の徴集について必要な規定等を整備するものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○耕地課長（福永敏郎君） 御説明いたします。

本案は、土地改良法の改正により農地中間管理機構関連農地整備事業で区画整理等を実施するに当たり、農地中間管理権が設定された農用地について、事業公告した日から事業完了の完了公告が済んだ翌年度から起算して8年経過しない間に目的外用途への転用や農地中間管理権の契約を解除した場合に、特別徴収金の徴集を行

うことができるかとされておりますので、今回、本条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条例案について、順を追って御説明いたします。

第1条は本条例の趣旨を定めたものでございます。特別徴収金の徴集については、土地改良法及び本条例の定めるところにより行っていくこととしております。

第2条は、特別徴収金の対象となるもの、及び、対象となる行為について定めたものでございます。

次のページにまたがりませんが、第3条は、特別徴収金の額について定めたものでございます。

第4条は、延滞金の徴収について定めたものでございます。

第5条は、この条例の施行に関して必要な事項は、町長がほかに定めることとしております。

最後に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第21 議案第17号 大崎町総合計画策定条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第21、議案第17号「大崎町総合計画策定条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、地方自治体が総合計画を策定する義務がなくなったことから、今回、令和3年度からの第3次大崎町総合計画の策定根拠となる条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） それでは御説明いたします。

現行の第2次総合計画までは、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し

総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年の地方自治法改正により基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体の判断に委ねられることになったところです。

総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描く重要な計画でございますので、令和2年に策定する次期総合計画の策定業務に先立ち、総合計画の策定根拠となる条例を制定するものでございます。

それでは、議案に基づき御説明いたします。

第1条はこの条例の趣旨を、第2条では、条例中の用語の定義を定めております。なお、第2条第1号において、総合計画はこれまでの総合計画と同様に、基本構想及び基本計画により構成されることが示してございます。

第3条においては、策定に当たり、総合計画審議会に諮問すること、第4条では、総合計画の策定に当たっては議会の議決を経る必要があること、第5条においては、総合計画の公表義務を定めております。

2ページをお願いいたします。

第6条においては、総合計画と、ほかの個別計画と整合性を保つことを定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第22 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（宮本昭一君） 日程第22、陳情第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を議題といたします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時54分

第 2 号

3月10日 (火)

令和2年第1回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月10日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（6番，7番）
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第1号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第4 議案第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第5 議案第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第6 議案第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第7 議案第5号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)
(文教経済常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄 |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸 |
| 3番 児 玉 孝 徳 | 9番 上 原 正 一 |
| 4番 稲 留 光 晴 | 11番 諸 木 悦 朗 |
| 5番 神 崎 文 男 | 12番 宮 本 昭 一 |
| 6番 中 倉 広 文 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	耕地課長	福 永 敏 郎
副町長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教育長	藤 井 光 興	農委事務局長	川 畑 定 浩
総務課長	佐 藤 一 郎	水道課長	高 田 利 郎
企画調整課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	川 添 俊 一 郎
住民環境課長	小 野 厚 生	社会教育課長	今 吉 孝 志
保健福祉課長	相 星 永 悟	税務課長	本 高 秀 俊
農林振興課長	中 村 富 士 夫		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下 村 俊 郎
次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、中倉広文君、及び7番、吉原信雄君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（宮本昭一君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順に許可いたします。まず、2番、富重幸博君の質問を許可します。

○2番（富重幸博君） 皆さん、おはようございます。私は、先の通告に基づきまして、大崎第一中学校跡地の活用と今後の地域活性化方策について質問をさせていただきます。

まず初めに、通告の1番目、中学校跡地活用に関する町長としての現状認識についてお尋ねいたします。我が大崎町においては、平成26年3月に3つの中学校の統廃合に伴い、新生大崎中学校に野方地区及び菱田地区の中学校が統合されたところであります。この間、廃校となった地区の中学校については、野方地区においては企業の誘致がなされ、菱田地区においては、一部敷地に菱田消防団詰所が建設されたものの、大部分を占める残地については、校舎や体育館及びプール等の解体が行われ、現在、更地になっているところあります。

今回の質問に当たっては、地域住民の皆さんの中から検討会などの動きの出ている野方地区の大崎第一中学校跡地の活用及び今後の地域活性化方策等を取り上げて質問してまいりたいと思います。質問に当たっては、通告に従って現在の状況と課題、跡地活用に関する地元住民の皆さんの検討会などを踏まえ、今後の野方地域活性化方策等について、どのように進めていこうと考えておられるか、町長の所信をお尋ねしていきたいと思います。

そこで、まず大崎第一中学校跡地活用に関する町長としての現状認識についてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 大崎第一中学校跡地につきましては、跡地が有効に活用されるよう、平成27年には野方地区を活性化させるための提案を募集するなど、様々な取組を行ってまいりました。その中で松本商会株式会社から跡地を活用した工場新

設の提案があり、提案をもとに平成28年に工場が新設されましたが、長く工場の休業状態が続き、昨年には経営が破綻、敷地内に機械やビニールが放置される結果となり、跡地活用という所期の目的が達成されないばかりか現状悪化の要因となり、町民、特に地元の方々に対し、大変御迷惑をおかけしてると感じてるところでございます。

○2番（富重幸博君） ただいま町長の現状認識についてお示しいただいたところでございます。

行政を進める上での町民の知恵や行動面での協力を求めて最大の効果を発揮していくためには、必要な情報の提供や開示を含めた透明化、見える化の取組、いわゆるガラス張りですね、そういう取組が今後の方向性を共同してつくり上げる上でとても大事になってまいります。

そこで、次に通告の2番目、大崎第一中学校跡地活用に係る課題解決のための取組状況について質問してまいります。大崎第一中学校は野方中学校を改称し、昭和45年4月に発足、同47年4月に持留教場の一部区域を統合し、生徒数414名を迎え、大崎第一中学校新校舎に移転しており、本来なら今年で開校から48年を迎えていることとなります。

ところで、中学校の再統合については、平成26年3月の3中学校を閉校後、同年4月新生大崎中学校が開校し、今日に至っております。このようなことから、現在の中学校跡地施設は、閉校後、本年3月末には6年が経過することとなります。通常でありますと跡地活用法について地区住民の方々と検討を重ねることにより、施設跡地が有効活用され地域の活性化に貢献しているはずであります。しかしながら、現実には残念なことにそのようにはなっておりません。このようなことから、町長としては耳が痛いことかと思いますが、この間の経緯で、若干、松本商会の企業誘致に係る案件にはどうしても触れざるを得ないことから取り上げた次第であります。

本町は平成26年4月15日、地域活性化センター野方インターチェンジ供用開始に伴う野方地域活性化プランの募集を開始、同年5月14日、この募集に対し松本商会が大崎第一中学校跡地を活用したプラスチック再生処理工場立地計画を応募、その後、紆余曲折を経て、平成27年7月1日に松本商会との間で立地協定を締結、同協会は総事業費2億3,481万7,000円、うち町補助金4,600万円、金融機関融資1億8,400万円、自己資金481万7,000円で事業着手となり、翌平成28年3月11日に事業を完了しております。その創業後、わずか2カ月で社長の交通事故で工場が休止状態に入り、平成29年5月2日に再稼働したものの、翌平成30年1月4日、社長の再入院により再度の休業状態に入ったとあ

ります。

これを踏まえると、実質操業期間はわずか通算9カ月、その間2度にわたる会計検査員の指摘で補助金の二重申請や補助に係る器具、機材等のうち、二重申請の対象となった機械の無断売却が明らかになる中、平成30年12月27日に同商会在弁護士事務所と破産に関する委任契約を結んだことが判明しております。その後、総務省による補助金返還の指示を受け、昨年9月議会で補助金交付の取り消しに必要な国庫補助金返還の予算が町長から提出され、議会としては今後の事態打開のための方策としての予算措置であるとの説明を受け、やむなく議決に至ったところがあります。

そこで、これ以降、町として残地された廃ビニールの処理に関してどのような取組をされてきたか、町長としての説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 昨年9月議会以降、町といたしましては、債務者代理人弁護士に対し早急な債権処理を要請するとともに、廃ビニールの処理についても町が負担することのないよう働きかけているところであります。なお、御質問にございました事業後継者の確保や廃ビニールの処分に関する取組につきましては、司法手続き中であって、財産に関する全ての権限が債務者代理人弁護士に委ねられておりますことから、本町としては取り組んでいない状況でございます。

○2番（富重幸博君） 再度、操業先を探すとしても、肝心の処理用の機械が欠けた状態では、次の引き受け手が現れないのではと私としては懸念しておりますが、この点についてどのように考えておられるか。再度後継となる事業所を探して補助事業引き受け手をとすることは現状では考えにくいと思いますが、町長としての認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 御質問にありましたように、事業再開に当たり不足する機械の購入など、再度の投資が生じるものと思われまことに、後継事業者の確保においても支障となることがあると考えておまして、その点については、債務者代理人弁護士も危惧していると伺っているところでございます。

なお、再度の補助事業活用につきましては、現時点においては考えておりません。

○2番（富重幸博君） 最終的には相当な量に及ぶ廃ビニールの処理経費を町の一般会計、いわゆる町民の血税で再度賄うような事態が起きる恐れはないかと懸念しておりますが、その点についてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 廃ビニールの処理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現状において債務者代理人弁護士に委ねられておりますことから、今後の見通しについて確実なことは申し上げられませんが、町といたしましては処理経費を町

が負担することのないよう、今後も引き続き債務者代理人弁護士に働きかけてまいりたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 大崎町から国への補助金返還は、国にとっては補助事業支出そのものの全額回収となったわけですが、本来、松本商会在負担すべき返還金4,600万円の、いわば大崎町立替分の債権回収の見通しは破産宣告手続きによる債権者会議の結果、多数の債権者の存在が判明し、権利の請求が発生する事態になると返納金の満額返還は大変厳しいものがあるのではないかと思います。現時点でどのような認識を持っておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 松本商会在負担すべき返還金4,600万円の大崎町立替分の債権回収の見通しは、破産宣告による場合、満額返還は厳しいのではないかと。現時点でどのような見通しを持ってるかというような御質問でございますが、返還額につきましては、特殊な機械の処分費を充てることとなっておりますことから、債務者代理人弁護士においても金額の見通しが立ってない状況と伺っております。

今後、司法手続きが進むにつれ、返還額が示されることとなりますが、町としては、できるだけ町の損失が少なくなるよう債務者代理人弁護士に働きかけてまいりたいと思っております。

○2番（富重幸博君） この返還金は、個人町民税で農業関係者が納める税額が平成30年度課税状況調べによりますと899万8,000円、約900万円ですね。これのおよそ5倍、つまり5年分の税収ですね。我が町にとっても本当に大きな痛手となってまいります。そういう税収と比較するのもちよっと極端かもしれませんが、どのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 御質問にありましたとおり、町として大変大きな痛手になると感じております。跡地の現状も含め、町民、特に地域の皆様方に対し御迷惑をおかけしていると痛切に感じてるところであります。

○2番（富重幸博君） 町長としても非常に痛切に感じておられるということでございます。

それで、現状で跡地利用の今後の方策に支障が大きいことなどを踏まえると、破産処理の解決が長引き、結果として誰も大崎第一中学校跡地に手を付けられないまま、これから相当な年月が経過することになると、町財政と今後の野方地域活性化のための跡地活用に大きな支障を来すこととなります。

ところで、国庫補助金二重申請と無断売却の被害に遭い、本町とともに平成30年7月25日に工場内に立入調査を行った他の交付団体とはどこで、その団体はどのような保証事業を活用したのか。なお、国庫補助金返還に当たっては、その団体も本町同様、当該団体の会計から返還業務を行ったのか説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 本町以外の補助事業実施団体はどこかという御質問でございましたけれども、それにつきましては、鹿児島県中小企業団体中央会でございます。なお、補助金の活用につきましては、中小企業庁のものづくり・商業・サービス事業補助金を活用したと聞いております。

それから、返還の状況でございますが、当該団体におきましても松本商会に対しまして補助金返還を求めておりますけれども、現在、破産手続中ということでございますので、国に対しての補助金返還手続きは進めていないと伺っているところで

以上です。

○2番（富重幸博君） 大崎町だけが補助金の返還を行ったということですね。二重申請に当たってるわけですから、当該団体の処置は非常に気になるところですが、このことは時間の関係もございますので、またの機会にお聞きいたしますが、当該団体も必然的に松本商会の破産手続きに伴う、場合によっては債権者となります。債権者会議の成り行き次第では満額返還は難しいということで、先ほど町長にも答弁いただきましたが、限りなくゼロに近づくのではないかと私は懸念しておりますが、その懸念に対して町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 御質問にございました返還金につきましては、現時点において本町に対し債権の総額が示されておらず、機械等の処分についても、今後手続きが進むことから見通しは立っておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、引き続き債務者代理人弁護士に働きかけ、町の損失が少なくなるよう協議を続けてまいりたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 担当される弁護士さんとは常に連携を密に取っていただきたいと思えます。

次に、町有財産貸付契約について、屋内運動場、これ体育館ですね、及び武道場については補助金適正化法に基づき無償貸与、廃ビニールの野積みが行われている土地1,173平方メートルについては年額65万2,700円として、いずれも貸付期間としては平成27年7月1日から令和2年6月30日までの5カ年間とするものでございます。会社の操業が順調に行われていれば、引き続き更新するような契約書の形態かと思えますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまのことにつきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいまの御質問につきまして、お答えさせていただ

きます。

まさに今議員さんのおっしゃるとおりの内容の契約内容となっておりまして、会社の操業が順調に行われておれば、引き続き更新する内容の契約となっているところでございます。

以上です。

○2番（富重幸博君） この貸付契約に基づく土地部分の貸付料につきましては、途中で実際操業休止や破産のそういう手続きがなされたわけですが、どのような経過か、各年度順調にこの地代の納入が本町に対して行われきたのか、現状を含めて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましても、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） お答えさせていただきます。

貸付料につきましては、平成27年度から平成30年度までは契約に基づく金額が納入されておりますけれども、今年度分につきましては、現時点において未納となっている状況でございます。

以上です。

○2番（富重幸博君） 本年6月30日で松本商会との町有財産貸付契約が一応期限を迎えるわけですね。今後、今の状況を踏まえてどのような方向性を現時点でお持ちか、お考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 松本商会との契約につきましては、同社が破産手続中でありますことから、契約の相手方としてはふさわしくないと判断しておりますので、契約を延長することは考えていないところでございます。

○2番（富重幸博君） 町長のお考えのとおり、もう不適切でございますので、契約延長はないというのが正しい方向性かなと私も思います。

さて、この松本商会の破産処理に係る問題の解決があまり進展しないということになりますと、大崎第一中学校跡地を地域活性化に役立てようと立ち上がった地域住民をはじめ、町民全体にとっても取り返しのつかない時間的な大きな損失となつてまいります。町長も悪質なケースがあったことを、昨年9月議会の全員協議会の場で自ら述べておられます。補助金適正化法に基づく規定に反し、補助金の二重申請と一部機械の無断売却を行い、結果的に弁護士事務所と破産契約を結ぶに至った当該事業者に対し、詐欺罪などで告訴の手続きを取る考えはないかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 昨年9月に申し上げたところでございますが、今回の事案は非常に悪質だと捉えております。そこで訴訟の対象にもなり得ると考えております。

しかしながら、まずは本町が財政的な損失を強いられている債務処理の解決の処

理に優先して取り組み、その後、改めて松本社長個人の資産状況及び訴訟を行うに当たり、町が要する労力と時間、費用を考慮し判断させていただきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 私も補助金適正化法を調べたり、これは補助金に関する予算の執行の適正化に関する法律で、不正受給、目的外利用、こういうのに対して罰則と、それからいろんな措置が講じられる、補助金の交付決定の取り消しとか返還、いろいろあります。これにつきましては町長のほうで今お答えいただきました方向で、是非善処できるようないい結果をできるだけ導き出すような動きを是非させていただくよう、これはお願いいたしたいと思います。

次の質問に入ります。中学校跡地活用に関する野方地域住民の要望についてでございます。

野方校区におきましては、大崎第一中学校跡地利用検討委員会を立ち上げ、令和元年10月24日午後7時から、野方改善センターで地域住民の方々に呼び掛けた話し合いの場を設けておられます。このときの文書を拝見しますと、大崎第一中学校が閉校となり5年が経過し、この時点で5年、現在もう6年が終わろうとしておりますが、現在、これは学校跡地のことを指していますが、ビニール捨て場化し、閉校記念碑も雑草に覆われている。そこで、地域の問題として跡地を利用し地域活性化を図れないか、みんなで知恵を出し合いませんかという文面であります。野方地域の人々にとって野方村立野方中学校開設の昭和22年5月までさかのぼれば、校舎は違えども、通算しますと実に73年の歴史を誇る地域の中学校跡地が、今日このような状況にあることは大変胸の痛むことではないかと私は思います。

ところで、野方地区の人と話す中で、中学校を残すべきだったというお話を聞く機会がございます。実際のところ、小学校に英語教育が義務化された今日、大崎第一中学校に小学生を受け入れ、野方小中学校として再編し、ユニークな教育を行い、野方小学校については、宅地分譲等の住宅地域として開発し、他の地域活性化策と併用すれば町の形が全く変わっていたのではないかと思います。

この大崎第一中学校を地域の中学施設として愛し、子育てや地域行事、学校の奉仕活動等にいそしんできた地域住民の皆さんの学校閉校後の施設活用を通じた地域活性化への思いは、大変強いものがあると呼び掛けの文面から感じます。

最初の呼び掛け後、同年12月1日には、現在、跡地利用が十分できていないことから、話し合いの中で現状把握が必要との意見が多く出されたことを踏まえ、11月1日に町長から了承を得て、跡地の現状見学開催を地域に呼び掛けて、12月1日午後2時から実施されております。

この3月に閉校から6年が経過しようとする今日、松本商会との町有財産貸付契

約の期限がくしくも本年6月30日までであることを踏まえ、地元のこのような取組について、町長としてどのように感じておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 野方地区の方々が跡地利用について検討を重ねていらっしゃることは私も存じ上げております。また実際に、私のところにもおいでいただいて、数回お話を伺っているところでありまして、大変ありがたく感じております。

具体的な跡地活用策はなるべく早くお示しできるよう、最善を尽くしたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 具体的な跡地活用策については、できるだけ早く示すということですが、地域住民との要望を徹底的に聞く、その話し合いこそが一番大事なんです。地域を支えているのは野方地区の皆さんですから、一番的にはですね。実際は大崎町でございますけれども、徹底的に話を聞く、その場を設けて地域密着型で、やっぱりそういう住民の気持ちに寄り添った政策をつくっていただきたいなと思います。

実際、地元からも利用形態についていろいろ提案がなされております。校舎等の開校から48年が経過する。耐震補強の問題とか破産管財人と弁護士と裁判所、この経緯も見る必要があると思いますが、私としては大崎第一中学校跡地利用協議会など、必要な地域の声を聞く機会を設け、行政としても学校閉校以来の実質6年間の空白期間を埋めるためにも、住民の意欲が高いうちに協議の場を設ける必要があると思いますが、町長としての認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 御質問にありましたとおり、地域の方々の声を伺うことは大変重要だと考えております。しかしながら、松本商会の破産手続きが完了していない現時点において、跡地活用について地域の方々と協議して具体的な方向性を見出していくことは、現段階では難しいものと考えております。

今後、破産手続きの見通しが立ちましたら、改めて跡地の活用に関し、地域住民を含む多くの方々の御意見、御提案を募集するとともに、提案された計画等について地域の方々と意見交換をさせていただければと思っております。

野方地区の皆さん方から、先ほど答弁で複数回その跡地利用について聞いてるということをお話をさせていただいたんですが、実際、12月16日においでいただいた中でも、第一中の跡地をいろいろと他市町の利用されてる状況と踏まえながら、こういうことができないかとか、あるいはグラウンドの活用についてこういったことはできないかとか、いろんなこととお話を伺っておりますので、一連のこういった破産手続きとかこういったものが終了した時点では、また意見交換とかそういった跡地利用のことについての考え方とか、そういうお話しを聞く機会は必要だと考えております。

○2番（富重幸博君） 実際、6年が経過しようとしているところでございますので、実際、私どももいろいろな計画づくりを考えるときに、基本構想、基本計画、そして実施設計、そしてうまくなると実際に耐震補強とかもろもろとなると、閉校以来10年というのはあっという間に経つんですよ。それほど一旦事を動かすとなると、大変時間がかかります。実際に町長も前向きな答弁でいただいたところでございますが、行政のほうはインターネットやらもろもろのことでいろんな新しい施策をどんどん取り入れられますね。そういうことをガラス張りで地域の皆さん方には、やっぱり勉強会でお示ししながら地域の声をまた聞いていく。その中で共同協調してつくり上げる本当に地域のための政策というのがつくり出せるんじゃないかなと思います。

中には、地元の皆さん方のほうではカラオケとかピアノとか、オフィスとしての利用とかいろんな案が出ております。グラウンドゴルフのお話とか、そういう夢を持って地域の人たちがまた後継者を生むような地域をつくり出すためにもそういう必要な語り合いの場は絶対に必要ですので、役場の持っている最大限の情報も提示しながら、地元の皆さん方の要望も聞きながら進めていただければと思います。

それで、次の質問に入ります。

次に、今後の野方地域活性化方策についてということで、若干マクロになりますが、野方地域の場合、その前に我が町の現在の人口は本年2月1日の推計値では1万2,942人で、うち野方地区の人口は2,060人であります。これからいくと野方地区の人口は町全体の約16%を占めているということになります。ところが、この2月1日時点での高齢化率が町全体では38.5%の4,978人であるのに対して、野方地区内の高齢化率は44.2%の910人となっております。なお、野方地区以外の地域では全体で1万882人、うち高齢者は4,068人で、高齢化率約37.4%となり、高齢化率で見ると、野方地区はこれより7.1ポイントも高く、町内でも高齢者の割合が抜きんで高い傾向を示しております。

一方、国立社会保障人口問題研究所、通称社人研ですが、ここの発表による市町村別将来人口推計によりますと、我が町の人口は25年後の2045年には現在の約半分の6,872人になり、そのときの高齢化率は45.8%に達することが示されております。

しかしながら、野方地区の場合、高齢化率が現時点で44.2%ですので、国の示す25年後の本町全体の数値とわずか1.6ポイントしか差がないことから、早急な対策が必要になってくることは間違いありません。野方地区の町全体における人口比率が先ほどの16%と変わらないまま推移すると推計しますと、25年後の野方地区の人口は約1,100人となりますので、現在の2,060人から960人

減少することになります。これを25年で割ると、野方地区においてはこれから毎年約40人近くずつ人口が減少していくことになります。

さらに、野方地区における高齢化率が現時点で町全体よりはるかに高いことから、この数字は小さな集落で言えば消滅するぐらいのインパクトを持つ数字と思いますが、町長として我が町にこれから起きる現実を見据えて、どのようなお考えをお持ちかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 町全体において高齢化が上昇することに伴い、今後地域の活力が維持されるのかということに不安を感じておられる方々も多いことと存じます。私といたしましても大崎町の活力をいかに持続していくかということは喫緊の課題と考えており、地域の特性に応じた活性化施策が必要と考えており、特に野方地区については、地域特性として東九州自動車道野方インターチェンジの利用状況及び地理的状况から大隅地域の交通拠点になり得ると考えており、以前より野方インターチェンジ周辺を産業集積地と位置づけ、企業誘致を行ってるところでございます。今後も引き続き、企業誘致活動を行うことで野方地域の活性化につなげていきたいと考えております。

○2番（富重幸博君） 町長のお考えをお示しいただきました。

さて、昨年、南日本新聞で発表された「344集落無人化恐れ」と題した特集記事によりますと、県内6,513集落のうち5.3%に当たる344集落では、将来的に人が住まなくなり、うち41集落は10年以内に無人化するというものであります。中山間地域集落の活性化指針を策定するため、県が2018年にアンケートして取りまとめたものですが、無人化の可能性のある集落は大隅地域で79カ所あります。野方地域は中山間地域が大部分で、本町内の他地域と比べて著しい人口の減少と高齢化がございます。

このような中で、県は将来にわたって安心して暮らし続けられる仕組みづくりとして69の施策を展開するとしております。そのようなことで、こういう施策の細かなところまで私存じておりませんが、県の施策を先取りする形で跡地活用に対する住民の皆さん方の動きが出てきた今こそ、これを支援する絶好のタイミングではないかと思えます。町長としてはいかががお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 鹿児島県においても人口減少に伴う集落機能の低下、さらには集落消滅を危惧しており、昨年度、特に集落機能の低下が危惧される地域の活性化を目指すための中山間地域等集落活性化指針を策定し、多様な主体によるまちづくりの推進を進めてきております。町といたしましてもこの指針に沿った施策や事業の検討を進めておりますが、先ほど議員の質問にございました検討会は、地域住民自ら地域の課題解決に向けた取組を行っており、まさに県の指針に沿った活動にな

っていると感じております。

行政としてどのように支援するかということについては、この場で具体的な対応を即答することは難しいですが、検討会において検討し、作成された具体的な計画が提出された段階で、どのような支援ができるかということのを改めて検討させていただければと考えております。

○2番（富重幸博君） 町長から前向きなお考えをお示しいただいたと思います。先ほど東九州自動車道野方インターのお話も出ましたけれども、逆説しますとストロー現象という言葉がございます。本町南部と北部を東西に横断する高速道路の影響で本町を素通りで通過する人たちの増加が懸念されるのも事実でございます。実際、野方地区においても空き店舗が増えたり、日常の買い物になじみの深かったお店の方々が長年の営業を閉じたり、町中のスーパーやコンビニなどが閉鎖するケースが増えております。よくことわざにも鉄は熱いうちに打てとか、逆に出鼻をくじかれるという言葉もございます。地域活性化に意欲を持つ人たちも年齢を重ねるうちに、気力、体力面からやる気が薄れていくという懸念もございます。是非、地元の機運が高まっている今こそ、地元との意見交換会など、今後、町長をはじめ関係課等の総力を挙げて積極的に取り組んでいただきたいと思います。実際の話、野方の高齢化率とかを見ましても待ったなしですね。町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 昨年、町民が一体となって美しいふるさと大崎町を次の世代に引き継ぐため、持続可能なまちづくり条例を制定いたしました。その中で持続可能なまちづくりを進めるに当たっては、広く町民及び団体から意見を聞いた上で施策に反映することが定められております。本町では、来年度が次期総合計画の策定期に当たりますので、野方地域に限らず全町的に地域の方々をはじめ、各種団体など多種多様な方々の意見を伺える機会を設けたいと考えております。

議員のほうからの質問で、非常に野方地区の人口減少、そしてまた2045年、これから25年後、あるいは2060年の野方地区の人口ということをお示しをいただきました。実際、大崎町だけでなくして全ての市町村が人口減少を来していく中で、お示しされたような集落の消滅する、そういった事案が出てくるのではないかとということがありました。いかにして住み慣れた地域で、持続可能な集落、持続可能なまちづくりをやっていくかということが、今求められている大きな課題でありますので、そういったことは真剣に考えながら大崎町の活力ある町、あるいは住みやすい町、そういったものをやはりつくり上げていくことは必要だと思っております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 町長から前向きなお話をいただいたところでございますが、全

ての町村も人口が減っていくという考え方もございますが、逆に増えたところもあるわけですね。それはもう大都市の近辺のところが一番有利でしょうけれども、今からは全ての市町村で知恵比べ、人の引き抜き比べ、これはもう大崎の総合力を高めて集めて、その戦いに負けるわけにはいきません。そういうので町長の指導力を発揮していただければと思います。

最後に要望でございますが、少子高齢社会、人口減少社会にあつて、東京の一極集中も進んでまいります。でも大崎も過疎地域指定の町だけど、丸尾集落とか大崎中学校周辺とか過疎の中にも過密になってくるところ、より一層過疎になるところもございます。大隅地域から全体から見ると、大崎という町を過密の町にできるような施策を是非練ってほしいと思います。

今後は、人の引き抜きですが、他の市や町に勤める人がいても、野方をはじめ大崎の地に住んで勤務していただけるよう、定住促進のための強力な優遇策ですね、ほかの町に負けない、市町に負けない優遇策を、プラスアルファを是非考えていただきたい。企業の誘致も同じです。そういうことをこの場を借りまして要望いたしておきます。

なお、地元の方の話として、国道269沿いの大崎第一中学校進入路付近にあります松本商会の案内看板については、もう撤去してもいいのではというお話が来ました。是非それを確認いただきまして、必要なら弁護士とコンタクトを取った上で、撤去の検討を提案申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、4番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○4番（稲留光晴君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留でございます。

本日、南日本新聞報道では国内新型コロナウイルス感染者は1,217名、退院者346人と発表があったところでございます。国内外入国制限措置が取られ、産業にも大きな打撃を与えております。政府の対策として中小企業に無利子無担保の融資を行うこととすると表明をいたしました。現在、鹿児島県には感染者の報告はありませんが、集会や催しなどが取りやめられております。

さて、それでは私の一般質問通告書により質問をいたします。

令和2年度町長の施政方針でございますが、住民の暮らしを守り、住みやすい大崎町をつかっていくための施策については何があるか、具体的に説明を求め、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君）暮らしを守る施策となりますと、その分野や施策も多岐にわたりますので、令和2年度に向けた私の施政方針の中でお示ししております事業等のいくつかについてお答えさせていただきます。

まず、安全及び防災対策についてでございますが、近年、悲惨な事件や事故が全国的に多発していることから、特に児童・生徒の安全対策の一つとして、学校周辺を中心に防犯カメラを設置することとしております。また、集中豪雨や台風等に対する備えとしまして、河川カメラの設置などに係る予算を計上しております。

さらに、県営事業として県道黒石串良線の拡幅工事や西迫地区の急傾斜地崩壊対策事業が継続して実施される予定でございます。

次に、環境の分野におきましては、ごみ出し困難世帯に対するサポート事業や使用済紙おむつの試験回収事業を継続して実施いたします。

次に、保健福祉の分野では、新たな事業といたしまして高齢者お出かけサポート事業や子育て世代包括支援センターの設置などを実施してまいります。

次に、教育環境としまして、英語検定料の助成や中学体育連盟主催の地区大会送迎バスなどに係る経費を計上しております。

最後に、水道事業につきましても、これまで同様に安全性と安定性の確保に努めてまいります。

以上、いくつかの事業についてお示ししましたが、地域課題を探り、持続可能なまちづくりを目指して、様々な施策へ取り組むべき令和2年度の当初予算を編成いたしました。

○4番（稲留光晴君） 今、町長から概略的、令和2年度の新しい予算の中身ということで説明をいただきましたが、町長の政方針は全18ページの内容となっておりますので、次にいくつかの質問をさせていただきたいと思っております。

まず1ページでございますが、消費税引上げに伴う影響を最大限に抑えるべく、軽減税率制度やキャッシュレス決済などの各種施策の効果も相まって、雇用、所得環境の改善による好循環が進展し、内需を中心とするとのことですが、本町ではどうなのでしょうかね。ちょっとお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） キャッシュレス決済を申しますと、やはり電子マネーやいろいろな制度があるわけでありましたが、それが利用されているところもあると思っております。キャッシュレス決済は大都市ではほとんどなされていてポイント還元がありますので、そのポイント還元によって経済効果が発生する。あるいは利用者もその恩恵があるという形で、ここは政府が強く押し上げてきていると捉えております。その所得環境の改善という、大変大きな観点からなんですけれども、個人の経営所得とか収入とか、そういった中ではこういった消費税率は上がって軽減税率が施されたりとかしてきておりますので、その軽減税率等による恩恵もあったり、あるいは先ほどのキャッシュレス決済による利用される方の恩恵というのはあると。それが全体的に経済にどう影響したかという、我が国全体のことについてはなかなか

かわからないですが、本町においても少なからずそういう利用者はいらっしゃるものと捉えております。

○4番（稲留光晴君） 所得環境の改善による好循環が進展をしたと申されてますよね。大崎町の所得改善ということを私は聞いてるんですけど、そこ辺は御理解をさせていただいてますか。

○町長（東 靖弘君） 施政方針の冒頭に書いておりますのは、キャッシュレス決済とかいろいろ申しましたけれども、雇用とか所得の環境改善というのは、ここは国の施策を書いているところでございますので、それは御理解をしてください。

○4番（稲留光晴君） いやいや施政方針ですよ、だから国の施策ではなくて、大崎町長は大崎町のトップですよ。国の施策は当然参考にはできますが、そうじゃないんですか。私もよく言われます。国のことはいいから大崎町はどうなんだということと言われますよね。そこなんですから。

○町長（東 靖弘君） 御理解いただきたいのは、施政方針の冒頭は我が国の経済がどういう状況で動き始めておりますよということをいつも例年施政方針の冒頭は書いております。その後には本町の状況とかそういったのを施政方針の中にうたっておりますので、稲留議員さんが今ここで雇用所得環境の改善がどう変わってきたかということに対しては、我が国の消費税率等の値上げによる中で、改善による中でどう変わってきたという国の状況をこの中에서도記載しているということでもありますので、そこは御理解をください。

○4番（稲留光晴君） 当初予算の中で、国から去年の10月から8%から10%に上がりました。私は昨日の特別委員会、一般当初の中で消費税が上がってるのに地方交付税が3,400万円も減っていると、こういう質問を総務課長にいたしました。が、どうして減ってるんだと。そしたら消費が低迷しているからと、だから3,400万円も消費税が上がってるのに減ってるんですね。ですから、国のそういう状況の中で大崎町への交付税が減っていると、そこでも明らかに好循環ではないんじゃないかと私は察しをしたわけですね。

それでは、軽減税率導入で消費税課税者は売上、経費の仕分け作業に多大な負担がかかっていると私は感じますが、この点ではいかがですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきまして、総務課長のほうで答弁いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 軽減税率とそれからキャッシュレス決済等についての御質問でございますが、国の施策としましてそういうものが確かに打ち出されておまして、本町におきましては、比較的小規模な商工業者の皆様方にとりましては、新たにシステムや機械を導入しなければいけなかったりとか、あるいは品物によって

同一の品物であっても10%と8%のものがあつたりということで、煩雑な部分は相当出てきてるのではないかなと思います、これは町ではちょっと如何ともしがたい部分ではあろうかと思っております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 実際、消費税を課税をされている消費税課税業者は、消費税計算をされておりますけども、売上経費のこの仕訳というのは非常にもう、今総務課長がおっしゃったように大きな負担がかかっているというのは、もう現状でございます。

2ページでございます。SDGsの理念のもとに地域課題の探求をスタートさせたとありますが、この地域課題は何か具体的に説明をお願いします。

○町長（東 靖弘君） SDGsにつきましては、2015年に国連で制定されて193カ国がそういった取組をやっているということでありますが、SDGs自体が持続可能な開発目標ということが大きな目標になっておりまして、それにその持続可能な開発目標の中でそれぞれの国において、地域の実情において、あるいはそれぞれの地域において少しでもその取組を改善していきましょうというような状況であります。

例えば、先ほど人口減少のことも出たところでありますが、その持続可能な地域社会をつくっていく中で人口減少等に対する対策はどうあればいいとか、あるいは若者が住みやすいまちづくりをどうやっていけばいいとか、あるいはその雇用環境をどう関連付けて整備していくかどうか、そしてまた大崎町の総合発展に向けた課題を解決していくためにいろいろ研究しながら、持続可能な地域社会づくりということで取り組んでいくという、そういうことを網羅してやっているとございます。

本町においては、リサイクルを取り組んでおりまして、共生共同という形で町民の皆さん方の御理解と御協力をいただいておりますが、そのリサイクルを通して、本町においては持続、全国の中でリサイクルモデル都市にも選定されておりますので、そういったことを生かしながら、先ほど申し上げましたような多くの課題を解決するためのことをスタートさせている部分もあるし、これから未来をつくっていくための方策を検討していくというものもあります。

○4番（稲留光晴君） 今町長からございました。

次に、5ページの畜産関係でございます。この中で輸出増が見込まれるとありますが、輸入量と輸出量の比較など、御存じであれば答弁をいただきたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） 具体的な数字はわかりませんが、持って来ておりませんのでお

示することはできないですが、全体的にはT P PイレブンとかE Uとかそういったことが、我が国においては貿易を推進する立場の中でそれをやっておられます。その中で我が国も関税率を下げていきながら畜産物の輸入とか、そういった方向も出されているわけでありまして、本町においてはアメリカとかその他の国において、我が国において、あるいは本県において牛肉の上等の部分について輸出をやってる。あるいは、肉等においては3等級等については海外から関税に基づいて輸入がどんどん入ってくるということで、攻めの分野もできるし、また守りといひましようか、消費の分野では利用しやすいものが入ってきてるという状況が今の輸出と輸入の状況であって、輸出が大幅に伸びているということが鹿児島県の大きな特徴でもありますので、そのことは本町においても好影響を及ぼしてると理解しております。

○4番（稲留光晴君） 今回の令和2年度の予算でも、畜産関係ではクラスター事業などが一部明るい面が大崎町にも今回予算で組まれている現状でございます。

意欲の高い畜産農家の育成支援を行うとありますが、具体的に説明をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 具体的にとなってくると担当課長の答弁も必要になってくると思いますけれども、本町の畜産で申し上げますと、本町の基幹産業は主には畜産、ウシとかブタとかトリでありますので、その中で畜産においては一番農業従事者が多いというのが畜産であります。そしてまた、徐々にその生産者は減ってきておりますけれども、頭数の維持増頭に向けて取組をやってるといふことも、生産者を支援しながら行政施策の中でそういった支援をやってるところでありまして、畜産振興に最大限の力を入れてるといふ状況であります。

クラスター計画というお話がありましたけれども、クラスター事業は国の補助政策であります。若い農業者、あるいは畜産に取り組む人たちが国の支援を受けながら、牛舎等の整備、あるいは家畜の導入に対する資金の融資、補助、そういったものを受けながら生産性を高めていくわけでありまして、そういったものに対しての補助政策ということで予算化もされてるといふ状況でございます。

○4番（稲留光晴君） 続きまして、9ページ、住民環境課関係でのマイナンバーカード取得に関しては、本町は1割程度と聞いてます。マイナンバーカードを使って窓口に来られた方は今まで1人もいないと報告を受けていますが、町長の見解をお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーにつきましては、窓口で受付をやっておりますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○住民環境課長（小野厚生君） マイナンバーカードにつきましては、現在、利用者は

いないところがございますが、今後、保険証の代わりとかそういうことになると考えております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 12ページ、情報通信関係でマイナンバー制度などの普及に合わせ、高度なセキュリティ対策が求められる中、窓口での住民サービスに支障がないよう、十分な対策を取っていくとありますね。なぜ高度なセキュリティ対策が求められるのか。こういう高度なセキュリティ対策が求められる制度のマイナンバーカードが住民に本当に必要なのかどうかをお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） マイナンバーは全ての制度に通じていくというのが基本的なものの考え方で、このマイナンバーを中心として、これから様々な、例えば国保とかそういったものを生かしていくべきじゃないかとかいろいろ出てきてるわけでありますので、これが施策の中心になっていくということは我が国の方針であろうと思っております。

あと、セキュリティですけれども、やはり情報が漏えいしていくこととか、そういったことは大きな課題といたしましうか、そういったことを防衛していかなくちやならないという、防衛する整備と言いましうか充実していかなきゃならないということだろうと思っております。

すぐする点は担当課長が答弁いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） マイナンバーのメリットの部分につきましては、今説明があったとおりでございますが、将来的には保険証としての機能も持たせる。それから一番現時点におきましては、免許証等の身分証明証等を持ち合わせていらっしゃる方につきましては、写真付きの身分証明証ということで、有効な品物であろうと考えております。そういった部分で普及を国とともに今進めているところでございます。

また、セキュリティの部分につきましては、マイナンバーに限らず大崎町役場の所有する情報が漏えいしないようにということで、十分なセキュリティ対策を図っていく必要があると考えてるところでございます。

○4番（稲留光晴君） そういうセキュリティが必要な1枚のカードを、各住民の方につくらせて持ってもらおうということなんですね。当然、戸籍的なそういうものは役場内のほうに蓄積されておりますが、今現在でも免許証、保険証、戸籍などの書類の提示で、ほとんどの問題はないと私は思いますよね。運転をされる方は免許証をお持ちである。保険証等もしものときに、事故とかあったときに携帯をされている。戸籍なんかはやはり戸籍謄本等は必要なときは役場で取るとなっておりますよね。今申し上げました、これで十分じゃないんでしょうか。私はもうこれ以上の住民に

セキュリティに関する不要なものとは私は思います。これはあくまでも納税者及び国民をデータで監視をすると、これだけしか私は頭にございません。以前の新聞で日本のNECとか三菱電機さえも防衛機密が一部ハッキングされたという時代でございますから、そこ辺ではいかがですか。

○町長（東 靖弘君） マイナンバー制度につきましては、国の方針、国の政策でありますので、これに対してこれはいかがなものかということについては答弁をいたしかねるところでございますが、ただ、マイナンバー制度によって事務の簡素化とか行政の効率化とか、そういったことが求められている。そういったことがなされていくということは事実であると思っています。

現段階で御質問がありましたように、免許証とか保険証とか戸籍とか、それぞれが申請書を書いて取っていることは事実ではありますけれども、そういったものをやはりマイナンバー1つで手続きができるようにやっていくというのが我が国のこのマイナンバー制度の方策じゃないかなと思っていますので、そういう答弁とさせていただきます。

○4番（稲留光晴君） 大崎町長の答弁としてはなかなか本音もおありだと思いますが、言いづらいとは思いますが。私は個人的な意見を申し上げましたので、そういうことで御了解していただきたいと思っています。

それでは、18ページの、この中で町長、高齢者の閉じこもりを予防するため外出を促すお出かけサポート事業を実施しますとありますね。さっきは町長は高齢者の閉じこもりというのを抜かされましたんですよね。ちょっとお出かけサポート事業というのは非常に私はいいいことであると考えますが、この「高齢者の閉じこもり」とこの表現はあまり好ましくないとは私は考えます。高齢者に限らず若い方の閉じこもりというのは、町長、病的な方を含めて、ちょっとそういった方もいらっしゃるんで、閉じこもりの方、病的な方を無理やりお出かけサポート事業でやるということではないとは私は思いますけどもね。やはり出かけたけれど交通の手段がないとか、こういうふうに表現を私は変えたほうがよりベターじゃないかと思うんですよね。私は昨今の質問でも、やはりお出かけサポート事業ということで、町長は施策を組まれていらっしゃると思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） お話を伺って、あれここ「引きこもり」なのかなと思ったんですけど、一応、閉じこもりを予防するためということで、高齢者の方々が家庭にずっといらっしゃるという状況よりか、買い物に行ったりとか、外の景色を見たりとか、そういったことをやはり促進していくということが必要であるのではないかと、必要であるという認識のもとで外出を促すという形でお出かけサポート事業を本年度から実施したというところであります。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 今、「閉じこもり」という意味ですよ。決して高齢者は閉じこもっていないんですよ。本当、誰かと一緒に出掛けてグラウンドゴルフをしたり、買い物に行ったり、ですからこの「閉じこもりの高齢者」という表現というのは、私はちょっといかなものかなと思います。

それでは、次に会計年度任用職員制度についてでございます。

令和2年当初予算でその予算が計上されております。非正規雇用職員の処遇改善を図ることが法改正の趣旨となっております。今年4月からこの制度に関わり総務省は昨年12月に1,700億円の財源を拠出することを表明いたしました。平成30年10月、私は一般質問で過去5年間の正規職員数は141名から145名の推移、非正規職員数は80人から89人の推移でしたが、4月から会計年度任用職員数は何人かお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 任用職員の数のことでございますので、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（佐藤一郎君） 令和2年度予定の会計年度任用職員の数につきましては、一般会計分で57名分を予定しております。国保等他会計も含めまして64名を今回の予算では計上をさせていただいているところでございます。

○4番（稲留光晴君） 64名と。私は先ほど申しました過去5年間、平成30年10月の時点で80人から89人の推移しておったんですが、これが64名ということで、業務的に支障はないのかどうかお尋ねしたいと思いますが。

○総務課長（佐藤一郎君） 会計年度任用職員の数につきましては、各年度いろいろな業務によりまして増減が発生いたします。例えば、選挙事務がある年度、それから大規模な統計調査等がある年度等はどうしても会計年度任用職員に頼らざるを得ない部分がありますので、そういった部分で毎年度任用職員の数については変動があると理解しております。

○4番（稲留光晴君） 了解をいたしました。

それでは、会計年度任用職員制度と今までの非正規職員との相違点の説明を求めます。12月も私はちょっと若干聞いておりますが、お願いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 本年の4月1日施行となります会計年度任用職員制度については、昨年の9月議会において大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を上程し、議会において御可決いただいております。

本制度は地方公務員法及び地方自治法の改正により、これまでの臨時及び非常勤職員の任用が見直され制度化されたもので、身分も地方公務員と位置づけられることになりました。

これらを踏まえ、本町においては従来の非正規の方との相違点についてでございますが、まずこれまでの臨時職員という名称がパートタイム会計年度任用職員となります。給与面については賃金として支給していたものが報酬として支給され、通勤手当相当分も賃金に合算されていたものが、費用弁償として別途支給されることとなります。また、これまでなかった昇給や期末手当の支給が可能とされることとなります。

次に、休暇についてでございますが、これまでの年次有給休暇に加えまして有給の休暇として夏季休暇、忌引き、結婚、災害等での出勤困難や退勤危機回避等が設けられることになりました。また、無給の休暇として産前産後、育児、介護などといった特別休暇も必要に応じて付与されることになり、これらの休暇については国の制度に準じて設けられております。

また、公募採用については、毎年公募の上、選考等を経て任用することになります。任用回数や年齢による任用の制限はございませんが、任用後の1カ月は条件付任用となります。

任期については、これまでは半年ごとの更新であったものが1会計年度内の任期となります。

そのほか、服務については地方公務員法が適用となり、分限処分や懲戒処分の対象とされることになりました。

以上が制度制定に伴う本町の臨時職員と会計年度任用職員との相違点となっております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 説明をいただきました。

それでは、先ほど私が国から1,700億円の財源を拠出ということを申し上げました。国からの交付金は今いくらで、本町持出し分は総額いくらになりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 昨年末に総務省において非正規の地方公務員に期末手当の支給が可能となるのを受け、財政運営に支障が生じないように、普通交付税で手当である見込みとされました。交付税の額は各算定基礎をもとに算出され交付されることになるもので、新聞等の情報によりますと、自治体ごとの交付税の配分額は本年の6月ごろに決まる見込みであるとのことであり、現在においては具体的な金額につきましては示されていない状況にあります。

また、会計年度任用職員に係る経費については、今議会において上程し御審議いただいている令和2年度一般会計予算において、全体額9,654万2,000円を計上し、そのうち国の交付対象と想定される期末手当につきましては601万1,

000円でございます。したがって、期末手当額の全額が交付対象となった場合、全体額から当該手当額を差し引いた9,053万1,000円が町の持ち出し分となる見込みでございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） わかりました。

それでは、この会計年度任用職員の方の、1人当たりの報酬、月収じゃなくて報酬月額、鹿児島県の最低賃金790円ですけども、1人当たりの報酬月額及び一時金等をちょっと教えていただいて、比較説明をお願いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町における臨時職員の人件費については、これまで給与と通勤手当相当分に係る費用を賃金として支給し、また社会保険料、雇用保険料を人件費として必要な予算計上をさせていただいております。

御質問の月収についてでございます。職種や勤務日数等によって異なりますので、ほとんどの方が対象となる一般事務補助職員の方で御説明させていただきます。

給与につきましては、現在、時給800円の15日勤務で月額9万3,000円となっており、これが会計年度任用職員へ移行しますと、時給898円の15日勤務により月額10万4,393円で、1万1,393円の増額と算出しております。

次に、一時金の期末手当でございますが、現在は支給についてはございませんが、来年度の4月から1年間任用予定の方を例に取りますと、6月と12月に支給で、今年度は合計で9万8,389円が一時金となると算出しております。

また、通勤手当については、別途費用弁償として支給し、金額についてはこれまでと同様に通勤距離に応じて支給することになります。

そのほか、予算からの支出については社会保険料、雇用保険料、保険が増額となります。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 了解をいたしました。

それでは、次の質問で高齢者長寿祝金制度についてでございます。

以前にも2年前一般質問をしております。町の財政規模の根拠は何か。今年の令和2年度で300万円ほどが組まれておりますが、何かをお尋ねをします。

○町長（東 靖弘君） 本町の長寿祝金交付金額の根拠についての御質問ですが、長寿祝金交付要綱に基づきまして支給しているところでございます。

本町の長寿祝金は現在支給期日の属する年度の9月30日現在において、年齢が満80歳の方へ5,000円、満88歳の方へ1万円、翌年の3月31日で100歳に到達される方へ8万円、最高齢の方へ5万円を敬老の日までに支給してるとこ

ろでございます。

また、100歳に到達される方と最高齢の方へは記念品も贈呈しております。あわせまして社会福祉協議会から満90歳の方へ3,000円、満100歳の方へ5,000円が支給されております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君）　そういうことですね。本町は節目支給ですが近隣自治体、前にも町長、平成30年度の一般質問の中で近隣自治体4市5町の私調べました。それをお渡ししていますが、まだお持ちですか。いかがですか。

今、節目支給なんですね、町は。近隣自治体と同じように支給及び金額の増額を求める提案をいたしますが、どうでしょうか。

前の質問で、町長は高齢者の方から若い人たちに使ってくれと言われたからと答弁をされました。ですから、高齢者に対して長寿祝金の増額はしないと、私はこう受け止めました。高齢者のどなたから若い方に使ってくれと言われたのか。高齢者の方も所得のいい人、低い人いらっしゃいます。ですから、近隣自治体の状況を見れば、極端に言えば、要項はこうなってるかもしれませんが、一桁違うんですよ、一桁。錦江町、肝付町も大崎町より若干何千人か、ほぼ同等の人口ですよ。肝付町はなんと1,300万円近いんですね。大崎町の約4倍ぐらいあるわけですよ。こういうことを私は町長にお示しをして、検討していただきたいと。今お尋ねをしました高齢者の方から若い人たちへ使ってくれとどなたかは言われたのか。私は所得の多い方、少ない方を問わず、やはり喜ばれるというのが大事じゃないかと思えます。そうであるならばですよ、子育て世代の若い方へ私は思いました。保育料無料化に伴い副食費補助を提案をしました。前回。そしたら町長は近隣自治体の動向を見てと言われましたよね。大崎町のトップとしてその決断を近隣自治体の動向にとか、これしか町長は言われませんか。やはり自主的判断を私はやっぱり町のトップとして必要じゃないでしょうか。高齢者のどなたがいないとおっしゃったんですかね。

○町長（東 靖弘君）　他自治体で申しますと、伊仙町においては高齢者の方々や若い方々に使ってくださいということで、高齢者の方々の意見があったということもいろんな雑誌等で報道がされております。

本町において高齢者見舞金をお届けしたときに、若い方に使っていただいてもいいですよという、そういう声は届いております。どなたがとかそういったことはまた言える場合でもありませんが、そういう声もあるということで前回もお話をしたと御理解してください。

○4番（稲留光晴君）　そしたらですよ、町長、高齢者の方がそうおっしゃっているん

であれば、子育て世代の若いお母さん方、お父さん方に、前回の質問も保育料が無料に伴って予算が浮いたから副食費に使ってもらえませんかと私は問いました。そしたら、また同じことで近隣自治体の動向を見てとかおっしゃるんですよ。東串良町はいち早く町長が予算組みしました。是非自主的判断を、ほかの市町村の聞いた話とかじゃなくて、自分の大崎町の現状としてやはり取り組んでいただきたいと私は感じます。

節目支給をなくすことによって、金額は関係ないと思います、私は。75歳から5年ごとに夫婦であれば毎年3,000円でもいいんです。夫婦で6,000円もらえますよね。そうしながらやっぱりそういうことをやって、金額は少ないけども喜ばれていると。「おいたちはいらんから若い人にくれっくり」というより、3,000円でも所得に関係なくうれしいという言葉は聞いておりますから、是非その辺をお考えいただいて検討していただきたいと。そういう時代が私は来ると、町長、思いますがいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 高齢者の長寿祝金で今回が2回目の御質問であって、他自治体の実態も調べておって、東串良町と曾於市においては、高齢者等に対する支給がなされている。他自治体においては節目支給がなされているという状況でありまして、本町もそれと同様な形を取ってきてるところであります。本当に長寿祝金として75歳以上とか80歳以上とか、そういった方々に御長寿おめでとうございませうということでお配りするということは、非常に皆さん方、やはりありがたく受け止められておられる方々がほとんどだと思います。

しかしながら、我々としては、やはり財政状況も見据えて取り組んでいかなければならないということもあります。また、これからの高齢者がどんどんどんどん増加していく中で、本町においても80歳以上と現時点捉えましても、2,000名ぐらいの方々が80歳以上になっておられるという状況もあります。まだまだ増えていくだろうということもありますので、やはりそういった喜びの面はもう御理解できますけれども、やはり節目支給で進んでいくべきじゃないかなと自分は捉えております。そういったことから、御質問をいただいて稲留さんのお気持ちも十分わかりますけれども、やはり現在は節目支給でやっていきたいと考えております。

○4番（稲留光晴君） 予算の都合をおっしゃいましたね。そうであるならば大崎町と同じような規模の町がですよ、例えば錦江町が大崎町の4倍も祝い金を取ってるんです。そうであれば近隣自治体をやはり参考にしてほしいと思いますけども。最後にこれをお聞きします。

○町長（東 靖弘君） なかなかですけど、御要望として受け止めておきます。

○4番（稲留光晴君） よろしくお願いをします。

それでは最後の質問になります。小中学校の臨時休校に伴う影響についてでございます。

責任のない労働者が収入を失うことは家計を直撃し、住民のサービスも守れないわけです。不利益を生まないようにすべきだと私は考えます。今回のコロナウイルス感染症で非正規の方々の休業補償はどうされていくのかをまずお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症対策の基本方針及び新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から出された小中学校及び高等学校並びに特別支援学校の臨時休校の要請等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについて、国の人事院から通知が出されたところであります。

そこで、本町においても通知に基づき臨時職員の方々に小学校在学中の子どもを養育する方々については、本来勤務する日が子どもの世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、申請を行った上で特別休暇とし、有給の休暇としたところであります。

また、子どもが小学校在学に限らず特別な事情がある場合についても、相談の上特別休暇としております。なお、一般職員についても同様の取り扱いとしております。今後も国や県の動向を注視しながら、適宜対応を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 今町長の説明でわかりましたが、何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか、対象になる方は。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（佐藤一郎君） 該当する職員につきましては、正規職員で21名、現時点における臨時職員につきましては16名の計37名が該当者ということで捉えてるところでございます。

○4番（稲留光晴君） 了解いたしました。

それでは、給食センターの非正規職員の補償はどうかについてでございますが、給食センターは委託契約で、委託先の企業が判断だということだと思いますが、委託している行政の立場としては、やはりそこ辺を委託先に何かしら休業補償ということの意見等を、ちょっと難しいですかね、その辺の補償をどう考えていらっしゃるかをお尋ねしたいと思います。

○教育長（藤井光興君） お答えいたします。

本町の給食センターに勤務する非正規職員は事務の臨時職員が1名おりますが、給食に係る事務に関しては臨時休校に関わらず業務があるため、3月中も15日の勤務としております。給食の調理・配送等は先ほどおっしゃったとおり民間事業者に委託しておりまして、事業者の社員につきましては給食停止期間は契約の中で給食実施日以外の日に行うべき作業としてあげている食器類、調理施設の洗浄及び消毒、調理機械等器具の点検整備を行っております。

また、16日の給食再開に向けて物資の検収準備も行う予定です。ただし、16日から春休みまで一斉休校措置を取らざるを得ないと判断された場合には、3月の後半は業務が少なくなり受託事業者としては社員の稼働日数を調整する措置が取られると考えております。

今後の動向に踏まえて、休校に伴う業務内容の変更等につきましては、受託事業者と協議を行う予定であります。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 町としては委託契約ですから、今回のウイルスのこういう休校に伴っておりますから、委託金は当然決められた金額を払うということですよ。いかがですか。

○教育長（藤井光興君） 課長答弁にさせていただきます。

○教委管理課長（川添俊一郎君） その委託料の件ということによろしいですか。

委託料につきましても、先ほど、繰り返しになりますけども、教育長が申しましたとおり、今後の動向というか、15日までの休みは決まっておりますけど、16日以降の部分についてはまだ決定しておりませんので、その動向を見ながら事業者と協議をしていくということにしております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） やはり労働者の責任ではないわけですよ。これは安倍総理が単独で決めたことなんです。各自治体の判断ではないと私は認識をしておりますので、やはり本来は国の責任も当然あるべきことではないかと思っておりますので、こういったことからすれば、やはり動向を見てとおっしゃいましたけども、労働者の立場を考えれば生活の糧である報酬というのは通常どおり支払うべきではないかと私考えますが、最後にお聞かせをいただきたいと思っております。

○教育長（藤井光興君） 受託事業者のシダックスさん、このあたりが会社のほうで雇ってるわけで、その他につきましては会社のほうで政府の方針等考えて、恐らく請求されるんだろうと思っております。

大崎町の教育委員会としましては、非正規の職員1名につきましては先ほど申し上げたとおりです。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 動向によって変わるということでございますので、了解をいたしました。

私の質問は以上で終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、7番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○7番（吉原信雄君） 私は通告に基づいて本町における太陽光発電についての現状と課題についてを質問いたします。

この質問に当たって経済産業省資源エネルギー庁の資料を見てみますと、資源に乏しい我が国のエネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石石油燃料が8割を占めております。そのほとんどが海外に依存しております。特に東日本震災後、エネルギー自給率は10%を下回っており、エネルギー安定供給の観点から改善に図っていくことは重要であります。

以上、記事がございます。

加えて、再生エネルギーは国産のエネルギー源であるため、エネルギー自給率の改善に寄与することができるとあります。近年、これからの化石燃料の使用による温室効果ガスの排出量の増加には、地球規模では温暖化促進し、世界的に大干ばつや森林火災、集中豪雨、台風などの超大型化など様々な影響を広範囲に及ぼしております。一般的には再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、国内生産できることからエネルギー安全保障も寄与できる有望かつ多様な重要な低炭素の国産エネルギーとなります。代表的なものとして太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス発電などが上げられますが、特に太陽光発電については町内各地で民間事業者による設置を進められてることは町長も承知のことと思うことであります。この普及に係わる再生可能エネルギー固定価格制度は再生可能エネルギー発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国がやる制度であります。太陽光発電は太陽光のエネルギーを太陽電池で直接電気に変えているシステム、家庭用から大規模発電用まで導入が広まってまいります。

そこで、今回、太陽光発電に係る現状と課題について取り上げたところでございますが、最初に町長としての太陽光発電設備の特徴をどのように取り上げられてるかお尋ねをして、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 平成23年3月の東日本大震災後の原子力発電所の事故を踏まえ、自然エネルギーによる発電の普及とエネルギー安定供給の観点から、再生可能エネルギーが大きく注目されてるところでございます。

また、温室効果ガスである二酸化炭素を発生させないことから、地球温暖化防止の抑制にもつながっていると考えております。今後も再生可能エネルギーの活用は技

術の進歩とともにますます期待も高まっていくものと思われます。再生可能エネルギーの代表的なものとして太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等が上げられるわけではありますが、本町では現在、太陽光発電のみが該当するようでございます。町内を見回してみてもメガソーラーと呼ばれる大規模な太陽光発電設備から個人の住宅の屋根に付いたものなど、数多く目にしております。本町における太陽光発電設備のメリットとしましては、太陽光発電設備が償却資産としての固定資産税の課税対象となることから、現在町税は増収となってるところでございます。

一方で、懸念されることが建設に伴う環境破壊、景観問題、住宅地内での反射光問題などが考えられるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君）　ただいま太陽光発電に対する町長の認識をお示ししていただいたところであります。この大きな効果として町に対する大きな税収が効果が上げられることがあります。

一方、太陽光発電の設置業者によっては国による固定価格、恩恵のほかに太陽光発電の稼働期間の問題や、年々使用する発電能力の低下問題、さらに将来における資源処理の問題があるとなります。なお、初期の設置に当たって周辺の環境問題、地域生活排水機に要する排水処理の課題等を解決する必要があります。この点について町長としてどのような感想をお持ちかをお示してください。

○町長（東 靖弘君）　本町におきましては、直接地元住民から町に太陽光発電設備に関する苦情等が届いているわけではありませんが、ニュース等では他の自治体において崩落、土砂流出、台風によるパネル損害など問題が起きているところでもあるようであります。

太陽光発電設備の設置につきましては、経済産業省における電気事業法をはじめとする関係法令に基づいた必要な手続きと審査が行われるわけではありますが、本町におきましても設置箇所が農地の場合は農業委員会の農地転用許可、面積にもよりますが山林におきましては、林地開発に伴う県との事前協議等が行われるわけでありまして、その中で役場内の関係課にも意見及び指導事項等が求められるわけでございます。このようなことから、関係法令の手続きを必要としない雑種地、宅地等を除いては事前に協議をする機会がありますので、施設内容の確認、指導等は十分に行ってるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君）　ただいま町長としての感想を示していただいたんですが、これからは具体的に、次の質問に入りたいと思います。

ここで、町税の課税に当たって課税の対象となる相手方の的確な把握は大変重要

になってまいります。この課税対象の把握について課税の公平性を保つ意味で大変重要になってまいります。そこで実務的にどのような要件のもとに課税対象設置等の把握をなされてるかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 法人や個人が所有する太陽光発電設備は売電の有無に関わらず償却資産として固定資産税の課税対象となり、個人の住宅用の場合でも10キロワット以上の設備は課税対象となります。

対象施設の把握につきましては、主に九州経済産業局からの情報提供によります。太陽光発電設備の認定件数の中から運転開始のあったものの確認と、農業委員会からの農地から非農地への転用分の閲覧、職員によります日ごろからの地道な現地調査確認等でございます。

なお、償却資産は土地、家屋と異なり申告制度が取られており、1月1日時点で償却資産を所有してる場合は、1月31日までに町の税務課まで申告しなければならぬこととなっておりますので、該当する対象者へ対しましては、直接申告の依頼を通知してるところでございます。

以上です。

○7番（吉原信雄君） ちょっとペースは速いようですが、次、3問目に入ります。

次に、太陽光発電設備の設備場所、地目には周辺地の状況から宅地、山林、あるいは雑種地の場合によって農地台帳は上げられることと思います。そこで現に太陽光発電の土地について科目、地目の取り扱いはどのようになっているかについて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 太陽光発電設備を地上に設置してる場合の土地の地目は、原則雑種地として課税を行っております。

現在、大崎町では雑種地としての宅地の4割で課税してるところであります。雑種地につきましては、宅地、田、畑、山林、原野等のいずれにも該当しない土地を言うものでありますが、各自治体で取り扱いがまちまちであると思われまます。隣接市町村の状況を見ますと、一部の自治体では太陽光発電設備の土地に5割課税を実施しており、また鹿児島県不動産鑑定士協会の提言でも5割の評価を推奨していることから、今後評価割合の見直しも検討してるところでございます。

○7番（吉原信雄君） ただいま説明では雑種地による宅地課税を行っているが、近隣市町村では5割を行っている現状であるということでもあります。本町においては、今後5割課税ということに考えられませんか。

○町長（東 靖弘君） 鹿児島県不動産鑑定士協会の提言でも5割での評価を推奨しております。適正な課税を考えた場合、税込確保の観点からも評価替えの年を見計ら

って見直しも考えられるところでございます。

○7番（吉原信雄君） 次に入ります。

次に、太陽光発電設備には償却資産と課税対象もなっておるところであります。これは本町によって税収増を伴う分プラス面となりますが、太陽光発電事業者によっては大きな負担となつてまいります。

そこでお尋ねしますが、償却資産としての課税期間はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は担当課長の答弁とさせていただきます。

○税務課長（本高秀俊君） それでは、お答えいたします。

太陽光発電設備は償却資産の分類としては、機械及び装置の金属製のものに分類され、耐用年数は17年とされております。

課税期間につきましては、その償却資産が耐用年数の17年を過ぎても残存価格が残った場合については、その後も課税されることとなります。

○7番（吉原信雄君） 償却資産の算定方法は定率法式か定額法式かどちらですかね。

○税務課長（本高秀俊君） 償却資産の方法としましては、原則定率法と定められております。

○7番（吉原信雄君） 償却資産の固定資産税額の算定後は、どのような形で通知されているかお尋ねいたします。

○税務課長（本高秀俊君） 固定資産税につきましては、土地・家屋償却資産の所有者に対しまして課税されるものでありますので、償却資産以外に土地・家屋があれば、それらも含めて合算した形で税額の通知をされることとなります。

○7番（吉原信雄君） そのようにお願いしたいと思います。

次に、太陽光発電の設置状況についてでございます。

国による再生可能エネルギー買取価格の設定については、事業者等の売渡価格について電力の利用者がこれを支払っていくことから、太陽光パネル等の量産効果を踏まえ、売価格の引き下げが行われてきております。

さて、この売電価格を10キロワット以上で見ますと、いずれも電力会社の調達期間は20年とするものには変わりはありませんが、税抜きでの1キロワット当たりの調達価格については、平成25年から見てみますと最初は36円、翌平成26年は32円、平成27年が29円、平成28年が24円、平成29年が21円、その後毎年18円、14円と減額は続いて今に至っております。実に当初からすると、およそ7年間で1キロワット当たり22円の減となっております。このような現状からすると、今後設置はゆるやかな上昇傾向にとどまっているのではないかと思います。近年の設置数の変化を踏まえて、現状についてどのような状況か、面

積、箇所数を含めて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 町内の太陽光発電設備の設置状況につきましては、一般家庭等の屋根等に設置してある10キロワット未満の太陽光発電については、課税対象としないことから把握しておりませんが、現在、大崎町で課税している固定資産税課税対象となる対象者は、法人72、個人152、あわせて224でございます。設置面積につきましては、90ヘクタールでございます。設置箇所数につきましては、法人、個人で個々に複数の太陽光発電設備を所有している場合もあり、償却資産申告の中の太陽光発電設備として1つで上がってくることから、箇所数としては把握できないところでございます。

○7番（吉原信雄君） 6番目です。本町において再生可能エネルギーの買取価格制度は、税収の確保という観点からほとんどの設置箇所の増加と連動する課税する面積の増が大きい効果が上がっていると思いますが、税収面で長期的、安定的な貢献が期待されます。

そこで、近年関連する税収の衰退及び状況について、説明を求めます。

○議長（宮本昭一君） 町長、ちょっと待ってください。

もう12時でありますので、引き続き一般質問を続けます。

はい、町長。

○町長（東 靖弘君） 固定価格買取制度の対象として、経済産業大臣の認定を受けた太陽光発電設備の再生可能エネルギー設備の取得が始まったのが、平成24年以降でございます。大崎町では、これらの太陽光発電設備関係の償却資産の固定資産税課税を始めたのが平成27年度からでございます。このようなことから、町税の中の他の税目が減収または横ばい的な伸びの中で、固定資産税は年々伸びてきている状況でございます。

決算の額で見ますと、平成29年度の固定資産税決算額が6億6,556万9,000円、うち太陽光発電関係の償却資産固定資産税が6,968万8,000円で、固定資産税額の10%を占めております。固定資産税全体では、対前年度3,717万1,000円の増となっております。平成30年度では、固定資産税決算額が6億8,183万2,000円、うち太陽光発電関係の償却資産固定資産税が8,362万6,000円で、固定資産税額の12.2%を占めており、前年度と比較し2.2ポイントの増となっております。固定資産税全体では、対前年度1,626万3,000円の増となっております。令和元年度の太陽光発電関係の償却資産固定資産税が約1億1,600万円となることから、償却資産固定資産税のみで前年度と比較し、約3,230万円の増となる見込みであります。令和2年度、令和3年度におきましても、現時点で太陽光発電関係の新規での課税客体の見込みがあるこ

とから、償却資産に係る固定資産税については増える見込みでございます。

○7番（吉原信雄君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

先ほどまでの質問に対する答弁はありましたが、償却資産としての課税期間の問題、固定資産税としての税率は1.4%ですが、課税標準額の算定方式の問題、国の買取価格引き下げなどの状況に考える今後の設置見通し、課税に関わる税収について、現時点でどのように考えているかを、町長、説明を最後お願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 太陽光発電設備の設置につきましては、設置者の考えによりますので、今後の見通しについては予測をつけがたいところであります。再生可能エネルギー固定価格買取制度も新しい制度に移行したということでございます。新制度では適切な保守点検及び維持管理や発電終了時の設備の適切な廃棄、資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドラインに沿った事業の実施が義務付けられております。

また、当初税制面でも再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額を3年間3分の2とする特例があったわけでございますが、平成28年度以降に取得した設備については、買取制度の認定を受けたものは対象外となっております。このようなことから、今後個人での太陽光発電設備の設置は、今までのように多くはないと考えているところでございます。

課税への影響についてでございますが、太陽光発電設備の償却資産としての耐用年数は17年でございます。税額の算出方法につきましては、取得価格に原価率を掛けて評価額を算出します。評価額が課税標準額になりますので、それに税率の1.4%を掛けたものが固定資産税額になります。2年目以降の固定資産税の計算は前年の評価額から原価率を引いた額がその年の評価額となることから、固定資産税額は耐用年数の期間は年々減少していくことになります。

また、償却資産については免税点があり、課税標準額が150万円を下回った場合は、固定資産税は課税されないこととなります。

先ほど、固定資産税につきましては、現在新たな課税客体があることから年々税収が増えてきている状況であると申したところでありますが、償却資産の固定資産税につきましては、課税が始まった2年目以降からの減少と課税標準額が150万円以下になった場合の非課税により、先々の税額の減収については避けられないのは事実でございます。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） ただいま答弁によりますと、今後の税収面ではそれらに厳しい面があるようですので、今後、周辺市町村の動向を勘案しながら安定的な税収額を

講じていただきますよう要望をしておきます。

さて、これまで主に全部太陽光発電をメインにして質問を行ってまいりました。町民の多様な要望に応え、少子高齢化社会にあって本当に住んでよかったまちづくり、安心安全の地域社会を構築していくためには、安定的な税収確保対策は大変重要であります。個人住民税と比較し、固定資産税は安定的な税源となりますので、今後とも担当課をはじめ、一層努力を期待申し上げますとともに、これらの太陽光発電設置の建設をはじめ、地域相当の面積に要する設置等の建設に当たっては、地域の排水処理問題や地域住民との協調など、課税部分のみでなく土地、農政部門など役場の組織を上げて協調体制を構築し、万全な指導を徹底されるを要望を申し上げます私の質問を終わります。少し急ぎ足で入りましたけども、皆さんどうも御協力ありがとうございました。

○議長（宮本昭一君） ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

-----○-----
休憩 午後0時06分
再開 午後1時10分
-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○8番（中山美幸君） 同僚議員も同じような質問をされましたが、本会議において町長は、令和2年度施政方針及び予算説明を行われました。その施政方針の内容と83億円あまりの一般会計予算について少し議論したいと思います。

町長は、令和2年度施政方針の中でSDGsの理念に視点を置かれ、さらに深く探求し施策を進めるとされ、大きく3つの目標を示されております。そこで、その3つの目標、3つの大きな課題について、どの担当課のどの施策にそれが反映されているのかを問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 御質問と少し違った答弁になるかもしれませんが、通告が施政方針と新年度予算の関係についてということでございますので、一旦、それに基づいて説明をさせていただきます。

先ほど、稲留議員からも施政方針についての御質問をいただきお答えしておりますので、重複する部分もございますが、まず令和2年度は約半世紀ぶりに日本でのオリンピック開催や鹿児島での国体開催という国を挙げての大きなイベントが予定されております。これを契機に本町の持つ魅力を国内外に広く発信し、本町の活性化につなげていきたいと考えております。そのための施策について施政方針の中で

も申し上げてるところでございます。また、これからの大崎や日本を担ってくれる子どもたちに対する未来への投資としまして、教育環境と充実等を掲げております。さらに、本町に暮らす皆さんが少しでも安心して過ごせるような施策に取り組み、「みんなが主役 新たな時代を開く夢づくり」や持続可能なまちづくりを目指して、総合計画や総合戦略を策定してまいります。

こういった施策の実現に向けて予算を編成したところでございますが、施政方針での主な施策等につきましては、スポーツ観光としてポストタウン等のスポーツ合宿による経済効果を考え、また東京オリンピックに関する事業、スポーツ環境の魅力の発信、スポーツ観光の充実と交流人口の創出並びにくにの松原キャンプ場のバンガロー増設とトイレの洋式化、鹿児島空港から大崎町までの移動支援、第2期総合戦略と第3次総合計画の策定、持続可能なまちづくり、地域課題の解決、地方創生、「みんなが主役 新たな時代開く夢づくり」、国体の成功に向けて、鹿児島国体に関する経費8,172万円、これまで取り組んだ施策のさらなる発展に向けて取り組んでいきたいと思っております。

教育分野においては、Society 5.0（ソサエティ5.0）時代、対応できる教育環境の充実、また無線LAN等の整備によるタブレット等を使った学習支援の導入、また中沖小学校の大規模改造工事、国際化に対応しうる人材育成、また中学生の英語検定受験料の助成、中学校体育連盟主催の地区大会への選手輸送バス借上げ、海外研修派遣事業やあそびの学校、ふれあいお話し会やブックスタート事業などを取り組むこととしております。

安全対策及び防災対策として、地域住民の人命、財産を守るための施策として、子どもたちの安心安全な防犯対策、学校周辺を中心に防犯カメラを設置し、また防災関係では河川カメラの設置、菱田海岸防波堤復旧工事、神領池尻地区排水路整備、防火水槽、LEDの各分団への配備、津波避難訓練の実施、ドローンの購入、安全対策としては、先ほど申し上げましたが、県道等の整備、急傾斜地崩壊対策事業の整備を進んでまいりたいと思っております。

重点政策の中で持続可能なまちづくりとして、第2期総合戦略と第3次総合計画の策定に入っております。「みんなが主役 新たな時代を開く夢づくり」の進展に向けて取り組んでまいります。SDGs 未来への投資、未来ある子どもたちへの投資ということに取り組んでいきたいと思っております。

先ほど、中山議員の質問の中でSDGsの3つについての質問ということでございましたが、とりあえずこの施政方針に基づいての説明と内容等にさせていただきます。

○8番（中山美幸君） 先ほど演題で私が質問しました第1については町長、町長がS

DG sの理念に基づいてということをおっしゃっていたので、そのことについてということで、SDG sについてお伺いしてるわけじゃないんです。その中で、町長は3つの大きな目標を上げられましたよねということをお伺いしたはずです。町長はちゃんと3つの大きな目標を捧げられておるんですね、施政方針演説の中で。私が申し上げたのは、その3つの町長の目玉とする政策、その中でそれがどの課のどの施策に生かされているかということをお伺いしたわけなんです。先ほどお伺いしたわけなんです。全般的にお答えいただきましたので、大方特別委員会で予算の審査をしておりますので理解しております。

そこで、まず町長、1つ目の町長が目標とされております地域経済循環の構築を目指すということを、町長は第1に申されておりますよね。この施政方針の中の第1の目標として、地域経済循環型の構築を目指すということをおっしゃってるんですが、それはどういった政策をもってどのような循環型の構築をなされたいという大きな目標を持っていらっしゃるのか、まずその点について、町長、お答えいただけますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回、SDG sの取組の方針ということで示しておりますけれども、その中で本町においてはリサイクルを基点とした事業推進ということでいろいろ取り組んでいるところであります。基本はSDG sは持続可能な開発目標ということでありますので、それに基づいて本町の施策を実施していくということで考えております。

まず、SDG sの中で今までリサイクルを基点として事業化を進めてきておりますので、そういったリサイクルを基点とした事業化の中でいろんな方々が注目を浴びている大崎町になってきておりますから、そういった方々からの支援とか助言を仰ぎながら、本町への人や物の流れをつくっていきたいということがあります。その中で本町が今抱えている人口減少社会とかあるいは高齢化社会とか若者の減少とかある中で、やっぱり若い人たちが住みやすい環境をつくっていくということがある。その中で雇用とかそういったことが特に求められるわけですから、そういう環境の整備にも取り組んでいく必要があると思います。

また、地域経済の循環というのは、人がやはり住むことによって消費活動がなされて、地域経済が循環していくということが原点にあると思っております。これまで施策に取り組んできて、そういうことができるような環境が少しずつ整ってきておりますので、やはり経済循環ということは必要であります。SDG sそのものが社会経済環境ということがうたわれておりますので、そういったものを基点として方針をつくっていく。そういう努力をしていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 今町長、いろんな話をされました。若干ですね、町長、SDG

sはちょっと置いといて考えていただけませんか。私がお伺いしたのは、1つ目の目標、町長が大きく3つ上げていらっしゃるんですよ。その1つ目の目標の地域経済循環の構築を目指すということを書いていらっしゃるんですよ、大きな目標の中で。そうじゃなかったですかね。私はそう理解してるんですが、それはどういった施策をもってそれをやっていくのかということなんですよ。そのことについてお伺いしてるんですが、やはり町長の頭の中にはまだまだSDGsが残ってる。それにも関係ありますけども、その構築を目指すということはどういうことをされたいということなのかということで、具体的に言いますと、今町長が首都の人口の問題をおっしゃいました。経済は首都が人口を消費することによって経済が回っていくということなんでしょうけども、ところがこの経済の循環型ということは、町長、町長が先ほどおっしゃったのは内需のことじゃないですか。本町の人口が増加して内需が拡大されていって循環をしていくということですよ。ところが、私の考えてるのは、それももちろんそうですが、他の地域、隣の市町村、もしくは県外からのお金といいますか、そういった資産を本町に持って来て、その比率によってそのお金、もしくはそういった人材が本町によって滞留する、留まることによって経済的な循環がなされていくということじゃないんでしょうか。町長、お伺いします。

○町長（東 靖弘君） そのとおりだと思います。地域経済の循環ということで答弁もちょっと逸れてしまったんですけども、これまで、今年の4月1日でジャパンアスリートトレーニングセンターがオープンいたしました。そこには多くの人々が合宿に来ている状況にありますし、また日帰りの練習とかということで、多くの人々が大崎町に来るイコールそれでホテル等への宿泊がなされている。そういった面で非常に大崎町に多くの方々が合宿に来られて、またそこで日常生活に必要なものの買い物とかなされてきたり、あるいは大会を開催することによって、飲食店等からの弁当の注文、そういったのがなされてきたりして、今までとは違ったような状況で地域の商店街に及ぼす影響もいい結果につながってると思っております。

そういうことをすることによって地域の皆さん方の事業収入といいたいでしょうか、そこで経済を循環させていくと、そういうことが今できてきてると捉えておりますので、こういったことについて、今年はオリンピックとかあるいは国体とかありますので、さらに我々の持つ施設とか地域資源とか、それを有効に活用していきながら、地域経済が順調に進むような努力をしていくと考えております。

○8番（中山美幸君） で、そういったことで予算組されてるんですが、スポーツ合宿の誘致だとか、それからお土産といいたいでしょうかそういったお金だとか、それからバンガロー、それから観光未来会議、グリーンツーリズム、そういったものについて予算が計上されておりますが、町長、こういったものでこの経済的な循環の構築

ができるとお考えでしょうか。今の答弁だともものすごくそこに自信を持っていらっしゃると思ってるんですが、そこをどういうふうにして活用してどのような形で循環させていくのか、そして循環率を大体どれくらい見ていらっしゃるのか。例えば1万円入ってきました。70%の循環率でありますと、大体7,000円ぐらい残るわけですよ。そうしますと、それが何回転かしていくうちに最終的にはものすごい金額になってくるというようなものの考え方ではないのかなと私は考えてるんですが、町長の考え方はそういったところにはないんですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほど答弁もしておりますけれども、答弁の中でこういったスポーツ振興を図りながら多くの人を呼び込んで、そして大崎町の経済が少しでも向上するような施策に取り組んでいくということで、あわせてそういう施設ができておりますから、やはりそれに関連する飲食店等が設置されるということが望ましいことでもありますので、そういったことへの波及効果も含めて、そこでまた雇用とか生まれてくるわけですから、将来的にそういったところへつなげていくということが非常にそういうことに必要なことじゃないのかなと思います。

経済の循環率で70%が60%か50%とかという、そういった御質問であります。そのことについては明確にはわかりません。

○8番（中山美幸君） では、ちょっと詳細にお伺いしますが、今回、くにの松原のバンガロー、これに予算が組まれておりますよね。増設の予算が組まれておりますが、こういったところを増設することによってどのような経済的循環が発生するとお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 現在のくにの松原キャンプ場は、その時期になってまいりますと非常に利用者が多くなってきているというのが状況でございます。またそこでバンガローの利用者も多い、そしてまた滞在も若干はあるということで、非常にバンガロー施設も足りないという状況があると伺っております。本町のくにの松原は、白砂青松の海岸線としても非常に注目を浴びてる施設であるし、健康保安林としても注目を浴びてる非常にいい施設であると思っておりますので、利用も年々年々増えてきている状況にあるのかなと思っております。こういったところにやはり本町の観光ということから考えてもバンガローが不足することから、バンガロー増設していくということで、本町においてそこで来られた方々が投資していただくということも大きな効果じゃないのかなと思います。

○8番（中山美幸君） 単なるですね、町長、数を増やしたらいいというもんで私はないと思います。現状の管理体制、それからくにの松原で行われていますキャンプの様式、そういったものを見たときに私は若干疑問を持ってるんです。現在は1人キャンプであるとか女性のキャンプ、それからグランピングキャンプ、そういった

ものが流行しておりまして、バンガローについても、両方の見方が私あろうかと思うんです。本当に自然を愛する人のキャンプ、それからエアコン付きのそういったところでグランピングキャンプに近い状態のキャンプ、本町のキャンプ場については中途半端なんですよ、町長。そういったところを町長はほかのところと比較されて、どういう評価をされておりますか。

○町長（東 靖弘君） バンガロー等の整備につきましていろんなところを見たときに、本当に簡易な形でつくってあったりとか、あるいは工費も安く抑えているようなバンガローがあったりしておりますけれども、本町のバンガローについては非常によく整備されてる施設だと思っております。

それぞれが御質問の中で女性の方々が利用するバンガローであったりとか、その利用の仕方がだんだん違ってきてるといふ、そういう御指摘であったところで、アウトドア等については中山議員が一番詳しいわけではありますが、本町においてここまでの現在あるようなバンガローというイメージでもなくて、ある程度簡易なものをつくれたらなというのが自分の中にありますが、やはりどういう形態で利用するということはまだ考えておりませんが、やはりバンガローが不足している中で利用者の方々が本町にたくさん来ていただく、そして利用されるというところを注目してこの整備を進めていくという考えでおります。

○8番（中山美幸君） もうちょっと、町長、そういった利用者といひましようか、そういったところのアセスメントを進められて、せつかく予算組んでいらっしゃるんで、そういったところまで研究していただかないと、今後、やはりバンガローの数は増えたけども委託料が増えただけですよというような問題では私はまずいのかなと。投資した金額が、本当にさっき言いましたように、町長がこの循環型経済の中でそれを申されておりますので、そういったことを考えてのバンガローだろうと私は理解しておりますので、そういったことを考えるのであれば、循環型を考えるのであれば、もう少しそういったところにも視点を置かれる必要があるかなと思ひます。

そして、金額的には少のうございすが、グリーンツーリズムのほうに予算が組み込まれておりました。助成金としてだったかな。予算措置の中でお伺ひしましたけども、まだまだ1つの担当課だけで行っているんですね。そこらを町長、横断的な考えでやろうという考えをお持ちじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） グリーンツーリズムの会といひましようか、会長さんともよくお話をしております。隣の自治体と比較して大崎町のグリーンツーリズムに実際取り組んでくださる方々が少ないというようなお話も聞いておひまして、一生懸命進めていくけれども、なかなか開けていないという状況であります、やはり本町の

持つ農業やら自然環境やらいろんなところで体験していただくためには、やはりこのグリーンツーリズムは本当に大きな効果があると捉えております。

もうちょっと幅広い分野でということではありますが、多くの対象者に、多くの方々に周知してそのことを理解して受入家庭を広げていただくということがまずは1点と、それから、もうちょっと幅広い範囲でというグリーンツーリズムの取組の内容をもうちょっと幅広い範囲での御質問なのかなと思っておりますが、とにかくこれを推進して行って、県外等からの高校生とかの受け入れを充実させていきたいということは常々考えております。

○8番(中山美幸君) 先般の一般会計予算の審議の中では、今度は一般の方々、中高生、そういった学生ではなくて一般の方々も参加していただけるようなグリーンツーリズムを考えてるということでお話をいただきました。もちろん中高生の学生の方々のグリーンツーリズム、これも私は有用だと思います。特に本町はトーチカもありますし、それから環境の問題もありますので、文科省が求めております環境問題、それから平和教育の問題、2つとも含まれておりますので、そういった問題をうまく使いながらグリーンツーリズムをすることによって、もっともっと参加者が増えるんだろうと私は予測できますので、そういったところにももうちょっと力を入れていただきたいということと、もう1つは、一般の方々をグリーンツーリズムで呼んで、その後どうするのかということですよ、町長。私が横断的な考えを持ってくださいと言ったのは、企画調整課あたりでやってます空き家対策、そういったものと引っかけてグリーンツーリズムをやることはできないのかなと、そういう企画は考えたことはないんですか、町長。

○町長(東 靖弘君) 一般の方々を受け入れて空き家対策等を活用しながら、お試し体験とかそういったところまでという御質問なのかなと思っております。

体験型の学習することは非常に必要なことでありますし、あるいは農業とかあまり御縁のない方々がこの地域に来て、そういったところに宿泊されて体験をされるということはあるのかなと思います。

グリーンツーリズムの本質は家庭で受け入れてということがありますので、そこで交流が生まれてくるということがありますから、それは第一義であると思ってますし、空き家等での受け入れということに対してどう進めていけばいいかということがありますが、そのところはまた御意見として伺っておきますが、空き家を活用してお試し体験をしていこうとか、そういったことが求められている時代でありますので、その方向性は今探ってるところであります。

○8番(中山美幸君) 先般いただいたこの資料によりますと、町長、目的の中に平成30年度からの事業であり、過去2年間の実績をもとに地域の魅力を発信しながら

ら、新たな交流人口の増加を促進するというところでいろいろと説明をいただいたんです。そして大きな項目を4つ掲げてありました。そして、その中の1つに一般客受入れの実践活動の実施ということなんです。それが第4項目目に上がってるんですね。

そういったことを考えますと、やはり企画調整課が行っております空き家を利用した体験型のグリーンツーリズム。グリーンツーリズムは家庭でホームステイするようなものだけがグリーンツーリズムじゃないと私は理解してるんですが、町長のグリーンツーリズムに対する認識はどういったものをグリーンツーリズムだと考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） このグリーンツーリズムの始まりは地域の方々が我々のところに、この地域に中学生あるいは高校生を受け入れて、そこで農業体験をしたりとか、あるいは他の調理加工の体験をしたりとか、都会にはないものを体験学習として取り入れて、我々のそれぞれの地域のよさを普及することと、青少年の地域に対する理解とかそういったのを普及し、また青少年の健全育成につなげていくということがグリーンツーリズムのスタートじゃないのかなと思っております。そういったことを受け入れて、本町もグリーンツーリズムに取り組んできているわけですが、今一般の受入の実施というところについておりますけれども、やはり今シェアハウスとかいろいろそういったので若者が共同で生活することとか、そのことも今時代の中で取り入れられております。その空き家を利用したときにどういう、空き家に泊まっていただいて、そしてまたほかの体験とか研修とかそういったものをどうプログラムをつくっていくのか、そういったところはまだ話をしてる中でわからないところでもありますけど、そういったことができると本町の様々な体験をしていただくという、そういう機会をつくれたら、それは本当に望ましいことじゃないのかなと思います。

○8番（中山美幸君） 町長、その望ましいことをやりましょうよ。望ましいことをやっていかないと、町長、政策として。町長、今望ましいと思いますということをおっしゃったんですよ。望ましいことに進めていくことが本町のためになることじゃないですか。そしてこの目的を達成するんですよ。予算を組まれた、そのことが達成できる1つじゃないですか。そう進んでいくように努力をしていただきたいなと思いますし、今農林振興課のほうでこだわりのPR米、これもSDGsに関係があるんでしょけれども、リサイクル日本一の町をうたったコメづくり、こういったこともやってらっしゃるんじゃないですか。こういったものをつなげることによって、町長、我々大崎町の農業生産の物品の販売ということにもつながってきますし、もしくは、そういったものに対して今ある程度の年配の方々がふるさとを求め

るといいでしょうか、そういった町に住んでみたいなということをおっしゃってるじゃないですか。そういうことによる定住の促進、人口増ということも、それは数は少ないかもしれませんが、生まれる子どもを考えるよりももっと私は優しい道じゃないのかなと思います、町長、再度どう考えますか。

○町長（東 靖弘君） 県外の方々を招いて、本町の例えば大崎町迎賓館とかゲストハウスとか、そういったものをつくって、どうぞこちらへ待機してくださいということは、常々職員とも話しているところで、有効な空き家があればそういうことはやっていきたいと思ってることは事実であります。

また、青少年だけでなくして、より多くの人が大崎町に入ってきて体験型の宿泊を通しながら本町の文化に触れて、芸術に触れてまた消費活動ができるというところ、そういったところまで結び付いていくことができれば、やはり未来への投資とかそういったものにもつながっていく1つの課程かなと思っておりますので、グリーンツーリズムは広げていきたいということは常々考えながら、一生懸命また会員の方々も取り組んでいただいておりますので、それと関連しながらどうつくり上げていったらいいのか、そういったところは検討いたします。

○8番（中山美幸君） 町長、冒頭申しましたように、農林振興課だけ、担当課だけじゃなくて、横断的に企画調整課、総務課あたりもまだまだあろうと思います。社会教育課もそうだと思います。一緒になってそういったことを考えながら、横断的にやっていかないと、建設課も関係ありますよ。1人1人課長に聞きたいですけども、やめときますが、やはりそういう認識を持って動いていただきたいというのが私の本音でありますし、要望でもあります。

2番目に、町長は2つ目の目標として教育問題を上げられましたが、冒頭ソサエティ5.0、これについて述べられておりますが、これについては仮想と現実というものの、これは造語なんではないでしょうか、科学技術庁か何かが出してます技術革新のお話だと思いますが、これもSDGsに絡みがございすけども、SDGsはそこに置いて、町長、中高生にパソコンを配布され、それと通信の速度改善のためにいろんな政策を打たれようとしておりますが、情報ネットワークを生かした学習支援を進めようとしていらっしゃいますが、そういった学習支援を進めるときに、その教職員のレベル、今ここでは学校のことを町長はおっしゃってるんですが、そのソサエティ5.0については、町長、ほかにもいろいろあると思うんですが、学校教育の問題だけでは私はないと思います。これはAIの問題を含んだり、いろんな問題を含んでおりますけども、その点について町長はどのような認識をお持ちですか。

○町長（東 靖弘君） ソサエティ5.0は、ソサエティというのはどういう意味かな

と調べてみましたら人間社会ということでありました。そこで1から5まで狩猟社会から農耕社会から情報社会から、そしてまた5.0というそういったところが構築されてきているというのが現在の進んできている状況であると思っておりますし、全ての人と物がつながって様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことでこれらの課題や困窮を克服しますというようなことが書いてありますが、人工知能等により必要な情報が必要な時期に提供されるような、そういったことが工夫されているという、そういったことがつくられてきている。そういったことができる時代と捉えております。

○8番（中山美幸君） そういった中で、町長の考えの中にはAIを利用する。それもソサエティ5.0の中に入っているはずですが。そういったときに本町の基幹産業であります農業、こういったものにそういったものを使っていくという、人材の育成ということもこの中では私はあってもいいのかなと思っておりますが、町長はそういった人材の育成ということは考えていらっしゃるんですか。ただ学校にタブレットを配布する。学校のネットワーク環境を整えていく、それだけに考えていらっしゃるのか、その次の段階じゃなく、これは並行して進めるべきだと私は理解してはいるんですが、そういったところを町長の見識の中ではあるのかないのか、お伺いします。

○町長（東 靖弘君） 農業は本町の基幹産業であると常々申しております。また、現在、中間管理機構の制度を使いながらほ場整備事業をやっておりますが、そういった中においても、水温の問題とか、あるいは水の並行的なところとか、あるいは排水のところとか、そういったものもこういったAIを使いながらやっていくということが、今国としては進められており、我々もそういったことは理解しております。

また、広いほ場の中で大型無人のトラクターを使って耕運したりとか、あるいは遠隔地においてハウスを操作することとか、産業の振興に役立つ、産業振興をそれでやっていく。身近にいないでもできるということがこういったソサエティ5.0の中でできる。スマート農業としてできるということであると認識しておりますので、このことがうたっているわけではないですけれども、今そういう方向でほ場整備等も進めているところでもありますので、現段階で措置しているわけではありませんが、そういう方向性で農業の進化というのは進められていくだろうと思っております。

特にハウス園芸等においては、そういったことができる。先ほども申しましたけれども、遠隔地で操作できるような、そういったことができる時代ですので、そういったことも含んだ豊かな農業といいたいでしょうか、そういったことは必要だと思っておりますし、そういう方向性も目を向けていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 是非、そういったところにも、町長、視点を置かれて、IT農

業といいましょうか、そういったところ、今ハウスを特に申されましたけども、特に路地なんかについてもいろんな部分で私は活用できるのかなと思いますし、そういった人材の育成、いろんな農機具のメーカーについてはもうそういった研修会というのも多く行われておりますので、そういったところを人材育成基金等を使って研修に出してみたりとか、いろんな方法が私はこれあると思うんですよ。そういったことも頭に置かれる必要もあるんじゃないのかなと。ただ学校の子どもたちに、将来の子どもたちにそういったものを教えていくそれだけじゃなくて、現在やっている、特に農業法人の方々にはそういった研修を含んでいただいて、働く人も少なくなってます。そういった中でこういったものを活用していくという方法。

それから、もう1点は、現在、先ほど同僚議員も冒頭1番目に質問しておりましたけども、65歳以上の高齢化率45%を超えるような状況になりつつあると。そういった中で、本町に医療機関もございません。そういった中でこういったIT、遠隔を使った高齢者医療ということも、町長、将来的には私は考えるべきだろうと思います。

そうした場合には、やはり現在の高齢者になろうとする人たち、高齢者の一段手前の方々にもそういった情報の提供、そういった教育ということも、町長必要なんじゃないですか。

○町長（東 靖弘君） 医療の観点については、ただいま中山議員が発言されましたように、いわゆる地方にいてもそれを例えばレントゲン1つ撮って4Kであっても、それを送信することによって素晴らしい画像、5Gというんですか、そういったものです。素晴らしい画像で診断できるということが、もうそういった時代になってくるのが今の時代になってきておりますので、やはりそういったことも含めて地方の医療というのは考えていく必要があるし、また、本町においても、現在は医療過疎になってるわけでもないですけれども、やはり医療はお医者さんが少なくなってきたときには、そういったものも含めた施策の在り方とか方向性とかということは、時代の流れとともにそう進んでいくと思っております。本当での本を見て頭で描いてということの答弁になってしまっておりますが、詳しくは説明できませんけれども、もうそういう時代になってくるから、地域医療というものがどんどん進化していくと捉えています。

○8番（中山美幸君） 町長もそういった認識をお持ちなので、そういった方々を中心とした研修会というか、そういったことも頭の中に置いていただきながら、このソサエティ5.0についても、実施されるのであれば、大きな目標の2番目に上げていらっしゃるんですよ、町長。そういったことも含めての私は問題だろうと理解しておりましたので、確認のためにも質問申し上げましたけども。

そして、今度は、これは教育長にもお伺いしようかなと思ってるんですが、登壇してお答えされるのかどうかわかりませんが、ソサエティ5.0、これについては仮想空間というようなこと、先ほど町長は人の生きざまというのかな、人の狩猟生活からだんだんとなってきた、3、4、5となってきたというような発言を若干されたんですが、この中に人の持つ感性、心の問題、特に今回学校でこういったものをパソコンを配布されるとなりましたときに、そこだけがクローズアップされてその部分、例えばいろんな活動があります。スポーツ活動、文化活動、そういったもの、環境問題だとか自然に触れる問題だとかいろんな実体験から得られる人間の感性、そういったものの教育ということを正反対の部分が私は出てくるだろうと思いますが、そこら辺は町長、教育長、どちらでもいいですけど、どうお考えですか。

○教育長（藤井光興君） 難しい問題を質問いただきましたけど、私もソサエティ5.0しか勉強しておりませんが、簡単に言うと狩猟社会から1.0としたら2.0が農耕社会と、3.0が工業社会、4.0が情報化社会と、5.0がいろんなものを総合した今おっしゃったとおりの社会に持っていこうということだろうと思います。教育についてはそこまで深く考えておりませんが、そのあたりを含めた上で、おっしゃるとおりここには教育委員会としては今回はいろんなICT関係の機器等についてお願いしておりますけど、そこの関連は文科省、今回政府が出しましたこと、方針等を踏まえての予算要求ですし、大崎町の実体からしての予算要求なんですけど、まだ深く考えてのありませんでしたけど、実際はそういうところでこの流れできた政策であろうと自分では思っております。

○町長（東 靖弘君） 教育長の答弁とは違いますけれども、中山議員の質問の中でこういったソサエティ5.0とか5Gとかこういったことはパソコン、タブレットを導入して、事業展開していくということで、それはそれで認めていただいて、そしてその中でそれだけの教育じゃなくして、人の持つ感性、心というものをどう捉えて、どう考えているか、どうできるのかというような御質問だったのかなと思います。あるいは、スポーツ活動とか環境のこととか心の問題とかということで、それはいろんなところでもお話を伺っていても、心の問題とかそういったところはなかなかITの中では入りがたいのかなという中で、やはり豊かな感情を持つ子どもの教育というのは人間の心で教育すべきものではないのかなと思っております。

○8番（中山美幸君） ですので、今答弁されたように、やはり正反対といえますか反比例する部分についても、町長また教育長、そこら辺を十分に加味しながら、そういった機器の導入ということも考えていただかないと、片方だけが伸びちゃってどうしようもないというようなことも私は出てくるかなと思いますので、十分注意をしながら、町長の大きな2つ目の問題、提案されました問題については考えていた

だきたいなと思います。

あと、3つ目が安全対策及び防災対策について、町長は述べられております。

先ほど、同僚議員の質問に対しても防犯カメラの設置、そういったものを町長はお示しをされました。私がちょっと考えてるのが、予算審議の中でお伺いした河川敷監視カメラ設置、これ2台だったと思うんですが、町長は記憶にあらうかならうか私はちょっと疑問なんです、私も議事録をちょっと引っ張り出してみたいんです。なかなか発見できませんでしたが、防災関係を私が一般質問したときに、持留川水位計の中に国が設置しております水位計がございます。持留川が氾濫しようとしたときに、私が町長にその後質問した時点がありますが、ある一定の基準値を超えたときに避難勧告といいますか、避難の状況をお知らせする事態に町長は触れていらっしゃるなかったということを私が申し上げたことがあらうと思いますが、記憶していらっしゃると思いますか。

○町長（東 靖弘君） 多分、平成27年の豪雨災害のときのことかなと思っております。水位計が設置されている。それでまた水位計、ぎりぎりまで来ていたことは事実でありますので、そのときにそれに対して御質問は避難勧告をすべきであるという質問をしたということになります。どのように答弁したかは今ちょっとわかりませんので、担当課長等でそのことがわかっていたら答えていただきたいと思えます。

済ません、確認してみましたけど答弁できません。

○8番（中山美幸君） そのとき町長は、基準値を超えた場合にはそういうことを町民に知らせないといけないという規定があったのにやっぴらなかつたんですね。ということを私が指摘したことがございます。

今回も心配するのはそこなんです、町長。担当課の話によりますと、これはモニターできると。常時モニターできる状態のカメラを設置したいということ、それは当然だとは思いましたけども。水位計と並行してそういったことがあったときに、即座に住民に公表していただく。公表していただいてどのような措置が正しいのかということをお示しいただけるような体制というのを構築していただけるんでしょうか。そうしないと、これは河川カメラ、監視用カメラを設置しても、何ら意味のない、ただ汚れた漂流物が流れてるなど、せせらぎが流れてるなど、その程度になってしまつては私はずまらないと思えますが、町長の見解はいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 平成27年のときに避難勧告とか避難準備、あるいは避難勧告をやっぴなかつたということに対しての御質問と、今後、これからのそういった事態が発生したときに、危機管理という観点からそれを住民に知らせるということが一番目に取り組むべきだという御質問でありますので、そういった危機的な状態が

迫ったときは、当然、住民に知らせることはやるべきことでありますので、その規定とかそういったものの整備が必要であれば担当課と十分協議をしながら、情報を提供するということはやらないとしないことでありますので、その点については取り組んでまいります。

○8番（中山美幸君） ネット等で、我々住民も拝見できるといいでしょうか、閲覧できるようなということもありますので、なかなか住民の方々はそこまでいかないということがございます。もしくは、そういった環境にない人たちは防災無線等々で、やはり瞬時にそういった状況にありますよというようなことをしていただいて、冒頭からいろんな同僚議員も質問しております。安心安全なまちづくりということであれば、そういったことを、町長トップになって組織化していただきながら進めていくという方法、せっかくいい機器は設置してもそれが稼働できない、それがうまく使えない状態では、私はまずいのかなと考えております。

そして、本年度の町長の施政方針の中で、私はちょっとびっくりしたことがございます。先ほど同僚議員はページを言いましたが、私もページを言いましょうかね。10ページです。これはページをお知らせしたほうがよろしいかと思えます。10ページの下から6行目あたりから菱田中学校跡地の問題について町長は述べられております。ずっと読んでいきたいんですが、計画当初の現在の町周辺に宿泊施設の立地状況等を勘案しますと、合宿施設の運営は非常に厳しいものとなることが予想されると。一旦合宿施設の建設は休止し、真に必要な施設の再検討を行うこととしておりますということを施政方針の中でおっしゃったんですね、町長。私はこのことについて、若干びっくりしました。これは、町長、平成30年の9月12日、記憶にあらうかと思えますが、我々議会に大崎町スポーツ交流施設整備事業、これは両括弧で仮称ということですが、これを提案されておりますけども、町長はこの契約について御記憶あらうと思えますが、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 確かに、非常に悩んだ末にこの合宿施設については一旦は休止しようという結論を出しました。本町がジャパンアスリートトレーニングセンターができることによって、スポーツ合宿も非常に増えてくる。それで菱田中学校の跡地に合宿施設をつくっていきたいということで、皆さん方にも御協議いただいているところでありまして、そういう方向で予算化も考えながら、議会の皆さん方にはそういう説明させていただいたところだったんですが、今民間の施設がどんどんどんどん建ってきておまして、そして合宿施設のほとんど、大崎町だけでなくして近隣のホテル等においても合宿が非常に多くなってきている。また、そのために新たに建設されているということがあります。

本町の利用状況がこれからまだまだ伸びていかななくてはならないわけですけど

も、ここ半年ぐらいその状況を見たときに、非常に、現段階で大崎町だけでいうと1施設とか2施設で大分対応できるような合宿状況であるということもありまして、新たにやったときに、やはり非常に不安定な状況が出てくるんじゃないかという、そういったことも考えましたので、もうちょっと見合わせるということも含めながら、一旦は休止しておいたほうがいいんじゃないだろうかということで、今回の施政方針に入れたところでございます。

○8番（中山美幸君） このときは、事業の仮契約書まで我々はいただきながら、仮契約もこれ結んでいらっしゃるんです。これは非常に私は疑問なんです。この会社をつくられて、今横に座っていらっしゃいます副町長がこの審査委員会の委員長をなされてるんです。当時、多分、総務課長だったんだろと理解してるんですが、そのときの契約の内容を見ますと、宿泊施設までやるということがこれ明文化されてるんですよ。そういったことを考えて、今平成何年ですか。そういったことを考えると、このPFI方式審査方針の中にもうちゃんと書いてあるんですよ、提案内容の中にも。そういうことをしながら、審査をしながら契約の目的の中に、既存施設の解体撤去、消防団詰所の建設、それから合宿所の建設に関わる設計、建設、工事管理に関する業務の維持管理、運営に関する業務ということで、これ町長、このときに審査をされたときに合宿所の建設に関わる建設設計まで入ってるんですよ、町長これ。これを単なるこの施政方針の中で議会に説明もなく取りやめましたというのは、町長どんなお考えなんですか。私疑問です。

○町長（東 靖弘君） 内容は詳細にわたっておりますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 契約の件について私のほうで少し説明をさせていただきます。

平成30年の9月に事業契約に関する議案を上程させていただきました。そのときは内容としてはスケジュール的に二通りございまして、まず1番目が既存施設、校舎等の解体をやりましょうと。それとあわせて消防分団詰所の整備もやりましょうというのが1つ目の契約でございます。それについては金額まで提示しているかと思えます。

それから合宿所の建設に係る設計、それから建設、工事管理に関する業務につきましては、その当時はまだジャパンアスリートトレーニングセンター大隅もまだ開始されていない、そういった中でなかなか合宿施設の規模であったりとか、仕様であったりとか、なかなかそういうのを決めづらいということでしたので、合宿所についてはSPCの会社、株式会社OTCですけれども、OTSとジャパンアスリートトレーニングセンター大隅が供用を開始されてから、その辺をお互いに協議して

金額等、あるいは合宿所の規模等が決まってから、議会に再度お諮りするということなことで、当時議案としてお願いしたところでもございました。

以上です。

○8番（中山美幸君） 私、議事録も持ってまいりました。当時のですね。金額は書いてございませんけども、契約の目的にはそれちゃんとうたってあるんですよ、目的には。目的にうたってあって、金額がないからそれでよろしいと、そして町長の施政方針の中でそれがやりませんということを明文化されてる。今後検討をしていかないといけないというようなことを書いてありますよね。再検討を行うということ。これはその会社自体がアセスメントを行って、本町のその施設では経営が立ち行かないということが判明したからやらなくなったんじゃないんですか。そういったいきさつについてさらに説明を求めます。

○企画調整課長（上橋孝幸君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

合宿施設の整備につきましては、株式会社O T Cとこれまで関係者協議会という形で、数回協議をしておりました。その中でO T Cも、実際、事業契約した時点と現在とでは町内外をあわせて宿泊環境も変わってきたということもございまして、もうちょっと合宿施設の整備については慎重になるべきであるということで、お互いに協議をした結果、昨年12月に一旦この事業を休止して、合宿所それからほかの施設の可能性も含めて、今後お互いにまた協議していきましようということになりましたので、今回、町長の施政方針の中で、町長が触れたところだと思います。

以上です。

○8番（中山美幸君） 議事録を見てもみますと、途中からですが、まず資料1と書いてありますね。事業仮契約書についてでございますと、記載につきましては議案書で説明したとおりでございますと、ということはこの議案書を説明されてるんですよ。説明された議案書には私が申し上げたようなことが書いてあります。そして、審査会が行われまして、現副町長が委員長として審査をされたということが明白なんですね。でも、私が言ってるのは、そういった事態が発生したのであれば、そういった事情を議会にも説明していただかないと、ここで単にこういった議案に上がってきた問題を町長の意向として本年度の施政方針としてやりませんよということだけでは私は済まないのかなと考えてるんですが、町長それどういう考えですか。今後もそういう形が出てきた場合はそれで済まされるおつもりですか。いや、町長ですよ。これは町長です。

○議長（宮本昭一君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時07分

-----○-----

○町長（東 靖弘君） 大きな案件でありまして、いろいろと御指摘を受けてるところであります。

今後こういった事案が発生したときにそのままやるのかということでございました。今、副町長とも担当課長とも協議したところではありますが、この件について休止すると、当面合宿施設の建設は休止しということであつておりますことから、やはり唐突であつたと思っております。

したがいまして、やはり今後こういった案件が発生したときに全員協議会等でちゃんと説明するということが必要かなと思つて、今確認をしたところでありました。今後はそうさせていただきます。

○8番（中山美幸君） 同僚議員も質問しましたけども、野方中学校の地域の住民の方々の意向も聞きなさいというようなことも先ほど同僚議員も質問しておりますよね。だから地域の方々はそういったものができるんだらうというような予測をまだ持っていらっしゃるはずですよ。これはまだ公表されてないはずですよ。そういったときに、やはり情報公開というのは展開していくといいますか、皆さんに、住民にお知らせしていくという姿勢が私は大切かなと思つますので、是非そういったことについては今後十分注意しながら進めていただきたいと申し上げておきます。町長どうですか。ちゃんとやりますか。

○町長（東 靖弘君） 大きな夢はあつたんですね、本当は菱田中学校の合宿施設をつくるというのは。ところが御存じのように、志布志もホテルができて大崎町のホテルも充実してきて、民業を圧迫していくということが大きな課題となつてきて、こういう結果で皆さん審議してなつてきたところでもあります。ただ、議会にお諮りして決定もしていただいておりますので、やはりこういった案件については全員協議会等でちゃんと説明して御理解いただいた上で、施政方針等でも提案すべきだつたのかなと深く思つております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 最後になりましたけども、町長それから教育長、今回の新年度予算について中学校体育連盟の旅費について計上していただきました。非常にこれは高く評価を申し上げたいと思つます。

そしてまた、紙おむつの回収ボックスについて、若干時間かかりましたけども設置もしていただきましたことについては、これも高く評価申し上げたいと思つますし、紙おむつの再生については、今後順次進めていただきたいと考えております。

そこで、教育長、お伺いしますが、今回の予算の中に教職員研修の謝礼、金額は

少ないです。それと各教科部会の研修費が計上してございます。私がお伺いしたいのは、この各教科の担当の教職員研修、これについては体育部会はやるといようなことを担当職員の方からお伺いしておりますが、昨年度、中体連のことに關して、部活のことに對して質問を申し上げたときに、部活指導者の研修の問題を私は問うたと思います。その後、この研修についてどのような方向で進もうとしているのか。そして、その予算がどこに上がってきてるのか、それをやらないのか答えていただきたいと思います。

○教育長（藤井光興君） 昨日ですか、委員会でちょっとこの質問にあったということをお聞きしました。各体育協会部会の研修についてはわずかなものであったんですけど組んであります。今おっしゃいましたとおり部活の指導者の研修については、今回の予算にも上がっておりませんが、ただ、枠内でその分に回すことはできるなということで、今朝方、担当と語ったところでした。

それから、来年度の部外指導者につきましては、中学校で今いろいろ打ち合わせておりますけど、今現在は3人、4人ですか、部外指導で来ていただいておりますけど、そのあたりのことについても持ち方等については今後検討していかなきやいかなんということも中学校でも話し合っているとこです。

以上です。

○8番（中山美幸君） スポーツ庁が出しておりますことと、それから鹿児島県が出しておりますそういった関係の鹿児島県部活の在り方に関する方針、そういった中でもうたわれておりますよね。

そして、町長、これは町長に申し上げておりますが、学校設置者に対してそういった研修をやりなさいということがちゃんとあるんですよ。13項目ですかね。そのことについては研修をしてくださいということです。そして学校長は3項目やらなければいけない。それは文科省が出しております平成29年3月14日に出された文書の中に記載してあります。

そういったことで、本町は教育長、運動部活動の方針の策定というのはなされておりますよね。

○教育長（藤井光興君） やっております、同じ形で中学校でもつくりなさいと指示はしてあって、中学校もつくっております。

○8番（中山美幸君） そういったことをつくりながら、その県の方針、それから国の方針、そういったものから若干外れている部分が、見落とされたのかなとも理解しますが、やはりそこらは、先ほどから町長が提示されております安心安全な学校、それから子どもたちをどうやって導いていくかということ考えたならば、やはり実施していただく。予算の範囲で実施できるということでございますけども、

それが無理であれば、部外者といいましょうか、スポーツ連盟あたりからそういった専門の講師を呼んでいただいて研修をして、そして子どもたちの科学的なものに基づいた指導、そういったものが私は必要だろうと考えます。是非、そういったことも加味しながら、町長、学校設置者としてそこら辺も思考の中に入れておいていただくように要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

日程第3 議案第1号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第1号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第1号、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に12億9,483万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億9,367万3,000円とするものであります。

内容につきましては、3月4日の本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款5、項1、目10農地費の補正額87万7,000円の減について、委員から補正額の財源内訳について国県支出金が549万2,000円の減、一般財源が345万4,000円の増となっているが、この理由は何かとの問いに対し、国県支出金の減については、多面的機能支払交付金の本体交付金758万5,000円の減が主なもので、一般財源の増については県営農村地域防災減災事業負担金200万円と土地改良施設突発事故復旧事業負担金454万7,000円が主な理由であるとの答弁でありました。

次に、款5、項1、目9畜産業費、節19負担金、補助及び交付金のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金350万円の減について、委員から豚コレラの侵入防止策において電柵も対象との説明であったが、電柵はメンテナンスの問題など侵入防止策の対策としては厳しいと思うが、指導はどのように行っているかとの問いに対し、イノシシの侵入防止対策には電柵と防護柵が補助対象となっている。

電柵については漏電などのリスクがあるため、設置業者に注意を促し、指導を実施していくとの答弁。

さらに委員から、1つの農場からアフリカ豚コレラが発生すれば、周辺農場も出荷停止になり、畜産業に多大な損失が出ることになるため、十分注意するよう要望した。

次に、款9、項2、目2教育振興費、節13委託料の学校ICT教育環境施設整備業務委託2,961万円について、委員から今回の委託業務の終了後、また新たな費用が発生すると思うが、設置完了後の費用負担はどのようなものがあるかとの問いに対し、今回計上した補正予算は国の補正予算であり、今年度中の執行ができないため翌年度に繰り越すものである。

また、今回は学校の情報通信ネットワークの環境を有線から無線LANへ切り替える事業で、その経費の2分の1が補助対象となっている。整備後の費用負担については、今回の設置整備等や新年度で購入予定のタブレットなどについての保守費用が発生すると思われるとの答弁でありました。

次に、款4、項2、目1し尿塵芥処理費の328万4,000円について、委員からし尿等メタン発酵処理事業化可能性調査事業については結果が出ていない。この事業の一番の問題は、排水の液肥としての利用価値である。結果や効果をどの程度把握され、どのような活用方法を考えているかとの問いに対し、現在、正式な成果物としてはまだ届いていない状況であるが、実験の結果、ガスを取り出す技術は確立している。

また消化液の利用については、農地への肥料としての液肥化の部分では、検証において使用できることが確認されているが、年間の消化液の排出量を問題なく循環して利用する仕組みに課題が残っているため、もう少し見極めが必要であるとの答弁。

さらに委員から、調査結果がはっきり出てこないようであれば、委託先を変えることを含めて考え直すことも必要であり、また新しい事業に切り替えて別な方法でできないか模索すべきと思うがいかがかとの問いに対し、本事業は大崎町と志布志市に関連する事業でもあるため、相互で協議を行いながら見極めていきたいと思うとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第1号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第2号、令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から6,585万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億8,712万8,000円とするものであります。内容については3月4日の本会議での説明のとおり、一般被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金の確定に伴う補正が主なものであります。

特記すべき質疑もなく、その後討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第2号、令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に関する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第5、議案第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第3号、令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の内

出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,243万9,000円とするものであります。内容については、3月4日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

歳入の款1、項1、目1特別徴収保険料1,001万5,000円の増及び目2普通徴収保険料618万円の増について、委員から特別徴収保険料及び普通徴収保険料が合計で1,619万5,000円の増額になっているが、この増額になった要因は何かとの問いに対し、後期高齢者医療の対象となる被保険者数が増えたことが要因であるとの答弁。

さらに委員から、現時点で後期高齢者の被保険者数は何人かの問いに対し、後期高齢者の被保険者数は令和2年1月末現在で2,691名であるとの答弁。

さらに委員から、歳出の款1、項1、目1の後期高齢者医療広域連合納付金1,949万9,000円の増のうち、その他財源に1,512万5,000円が計上されているが、この内容は何かとの問いに対し、その他財源の1,512万5,000円については、特別徴収保険料1,001万5,000円、普通徴収保険料の現年度分592万1,000円と滞納繰越分25万9,000円、督促手数料5,000円、保健基盤安定繰入金のマイナス107万5,000円の合算額であるとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「令和元年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第4号、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に176万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,399万5,000円とするものであります。内容については、3月4日の本会議での説明のとおり、高額介護サービス費の増加に伴う補正が主なものであります。

特記すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第4号、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りします。

議案第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第5号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、文教経済任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第5号、令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されたもので、3月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ937万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,607万4,000円とするものであります。内容については、本会議での説明のとおり、職員1名の減に伴う人件費と公共下水道地方債償還利子の確定に伴う補正でありました。

質疑に入り、職員が1名減になったことで下水道事業の業務に支障はないかとの問いに対し、令和元年6月に人事異動があり、職員が1名減になったことから6月以降の下水道係については、職員1名、臨時職員1名の計2名体制で下水道事業を

運営している。年度当初は職員2名体制で事業を運営していたが、6月に1名減になったことにより職員の負担は増えていると感じているということでございました。

また、令和2年度から公共下水道事業の地方公営企業法適用に関する業務委託も新たに実施することになり、これに関連した業務も加わる状況であるとの答弁でありました。

さらに委員から、12月議会において公共下水道使用料の値上げについて審議したところであるが、その後、住民からの問い合わせ等はあったのかとの問いに対し、今のところ電話で1件寄せられたところであるが、下水道事業のこれまでの経緯や現状の説明を行い、最終的には納得していただいたとの答弁でありました。

さらに委員から、今後、公共下水道使用料を段階的に値上げしていく状況であるが、これを考慮した啓発活動をどのように考えているのかとの問いに対し、啓発活動の取組状況としては、広報紙に関連する記事を掲載している。また2月に納付書を発送した際、全ての受益者の方に対して、今後の値上げの状況がわかるように明細を同封しており、今後もこのような明細を年次的に発送するような形で準備を行っていくとの答弁でありました。

当委員会として下水道係は現在職員1名、臨時職員1名の体制であるが、新年度からは新たな業務が加わってくる状況でもあることから、職員が少なくなっていることに起因して住民サービスの低下が生じることはないよう、水道課内で連携を取りながら、例えば、住民からの様々な問い合わせに対して丁寧に対応していただくよう要望いたしました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第5号、令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと、出席委員の全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第5号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第5号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時40分

第 3 号

3月18日 (水)

令和2年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月18日

午前10時00分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第 2 議案第 6号 令和2年度大崎町一般会計予算
（令和2年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第 7号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第 8号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第 9号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第10号 令和2年度大崎町水道事業会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第11号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第16号 大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 9 議案第17号 大崎町総合計画策定条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第10 議案第18号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 平 田 慎 一 | 7番 吉 原 信 雄 |
| 2番 富 重 幸 博 | 8番 中 山 美 幸 |
| 3番 児 玉 孝 徳 | 9番 上 原 正 一 |
| 4番 稲 留 光 晴 | 11番 諸 木 悦 朗 |
| 5番 神 崎 文 男 | 12番 宮 本 昭 一 |

6 番 中 倉 広 文

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	福 永 敏 郎
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	東 正 隆	農委事務局長	川 畑 定 浩
総 務 課 長	佐 藤 一 郎	水 道 課 長	高 田 利 郎
企画調整課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	川 添 俊一郎
住民環境課長	小 野 厚 生	社会教育課長	今 吉 孝 志
保健福祉課長	相 星 永 悟	税 務 課 長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	下 村 俊 郎
次長兼調査係長	宮 本 修 一
次長兼議事係長	垣 内 吉 郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、中山美幸君、及び9番、上原正一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第6号 令和2年度大崎町一般会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第2、議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、令和2年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（諸木悦朗君） ただいま議題となりました議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、3月4日の本会議において、本特別委員会に付託されたもので、3月6日及び9日に委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な質疑について報告いたします。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億2,498万7,000円と定めるものであります。

内容については、3月4日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、町長は、新年度に向けた施政方針演説の中で、適正な賦課、公正な納税を念頭に、引き続き町税徴収率の向上に努めていくと述べられた。近年、固定資産税の全棟調査が進んでいない状況の中で、適正な固定資産の評価がなされていると思うかとの問いに対し、今現在、課税している分については、税務課職員が現地確認等で確認を行っている状況であることから、適正に課税されていると考えるが、全棟調査が進んでいない状況を勘案すると、課税漏れがある可能性は否定できない。その点については、課題であると認識しているので適正な賦課という観点からも、課税客体の把握に努めていきたいと考えているとの答弁。

さらに、委員から、大崎町は12年連続リサイクル率日本一であるが、一方ではごみの不法投棄が見受けられる状況がうかがえる。環境対策係での対応が難しい現

状であれば、以前行っていたようなパトロール隊の再編成を検討して、ごみ拾いや不法投棄の監視強化に取り組むべきではないかと考えるかどうかとの問いに対し、今回の提言を踏まえて、町長をはじめ財政係などと協議をさせていただきたいとの答弁。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節1 3 使用料及び賃借料、DV被害宿泊料について、これまで該当する事案はあったのか、また、どのような形で事案の把握を行っているかとの問いに対し、平成31年度に1件の該当があったが、そのときには該当者が病院を受診された折に、医師からの相談があり、即座に対応して避難につなげた状況であった。また、事案の把握方法については、例えば保育園や幼稚園、小学校等においては、教諭等の目視や見聞により虐待と疑われる場合には、教育委員会を經由した情報提供であったり、直接、児童係や保健師への相談があり、この場合には個別ケース会議を開いて検討し、虐待と思わしき事案が深刻化しないように対応しているとの答弁。

さらに、委員から、下水道事業については、生活排水等を浄化して河川に放流している状況であるが、その効果や河川などへの影響についてどのように認識しているかとの問いに対し、例えば単独処理槽から合併処理浄化槽へ転換した場合は、排出する汚泥の量が8分の1に減少していると認識している。また、下水道事業の実施により浄化された水が河川へ放流された後の影響については、水道課では水質検査を実施していないことから、現時点においては水質がどのように変化しているか等把握できてない状況である。なお、河川への下水道処理水の放流後の状況を把握するためには、環境対策係において、毎年度水質検査を実施していると思われるので、これからは環境対策係と連携を図りながら、検査の実施場所、頻度、水質検査の仕様等について検討しながら、水質の監視についても取り組んでいきたいと考えているとの答弁。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 農業振興費、節1 8 負担金、補助及び交付金、魅力・体験グリーン・ツーリズム推進事業助金について、一般の方を対象に事業に取り組むとのことであるが、どのようなプログラムを考えているかとの問いに対し、本年度の活動内容としては、例えば大崎町の食材を使ったイチゴかるかんづくりやだご汁づくり、また、地元の資源であるくいの松原や横瀬古墳などをめぐるツアーを行って、町外、県外の方に大崎町を知ってもらうことを目的として事業を実施している状況である。来年度においても、そのような形で実施していきたいとの答弁。

さらに、委員から、当事業の目的として、交流人口の増加を推進するとあるが、この目的は何かとの問いに対し、大崎町を訪れる方々が増えることにより、本町で

食事をしたり宿泊していただくことによる経済効果が期待できる。それから、リピーターとして、本町に何度も来ていただくことによって大崎町は住みやすいところだと認識され、住んでいただけるというようなことも考えられる。定住となると非常に難しいかもしれないが、そのように結びつけることができればよいと考えているとの答弁。

現在、実施されている曾於南部地区の畑かん事業について、事業完了まであと何年あるのかとの問いに対し、現在実施している第4曾於南部地区畑かん事業については、令和4年度に事業完了の見込みであり、あと3カ年で終了見込みであるとの答弁。

さらに、委員から、事業を実施した町道や農道について、時間の経過とともに路面の陥没が発生しているところも見受けられる。当畑かん事業に関連した道路補修については、事業が完了する見込みである3年間のうちに、現状の把握も含めて補修を行う必要があると思うが、どのように考えているかとの問いに対し、事業完了が見込まれる3年以内に実施できるように、県と協議を行って善処して進めたいとの答弁。

款7土木費、項5住宅費、目5住宅建設費の節12委託料、危険家屋診断委託料について、委託先とこれまでの実績について説明を求めたところ、町内の建築士の資格を持った設計事務所に委託している。本年度実績としては10件の申し込みがあり、2件が危険家屋であると診断され、残り8件は危険家屋ではないとの診断結果が出ているとの答弁。

款9、項2、目1学校管理費、節14工事請負費の中沖小学校校舎等大規模改造工事4億6,200万円について、委員から、中沖小学校の児童数で一番多かったときの人数、及び現在の人数は何人かとの問いに対し、現在の児童数は59名であるが、一番多かったときの人数は手持ち資料がないとの答弁。

さらに、委員から、現在より数倍の児童がいたと予想されるが、その当時に使用していた教室をそのまま改造して、同じ規模の校舎が必要なのか。もう少しコンパクトな形で、必要な部分だけを残し、その部分だけの改造というような形はできなかったのか。無駄な部分があるように思うが、いかがかとの問いに対し、パソコン教室や特別支援学級などの教室が増えていることもあり、教室についてはそのまま利用することになっている。また、中沖小学校は、現在、耐震基準を満たしているが、大規模改造の際に一部を取り壊してしまうと、耐震基準を満たさなくなってしまうおそれがある。なお、現時点では、すべての教室を使用する予定であることから、お示した計画で大規模改造を行う予定であるとの答弁。

さらに、委員から、どの小学校も同じ時期に改造工事を行ってきていることを考

えると、将来的に建てかえの時期を同時に迎えてしまう状況が予想され、建てかえが集中した場合には財政的な負担が大きくなることが予想されることから、改造する小学校の幾つかは新しい校舎に建てかえて校舎等の寿命を延ばすことも、将来的にもよいと考える。また、建てかえる場合は、仮設校舎の建設費用や、その撤去費用なども発生しないと思うが、いかがかとの問いに対し、建てかえとなった場合、今回の中沖小学校においては敷地が狭く、現状の敷地で建てかえるには厳しいところがある。また、将来的に学校の規模がどうなっていくか不透明な部分があるため、今は、大規模改修で学校を維持するという考え方で予算計上をしたとの答弁でありました。

次に、款9、項4、目2公民館費について、委員から、中央公民館については雨漏りをしているようであるが、その予算は計上してあるかとの問いに対し、中央公民館の雨漏りについては、その都度対処しているのが現状である。抜本的な修繕については、以前からの懸案事項である耐震補強や大規模改修等も含めて、今後取り組めるよう努めていくとの答弁。

さらに、委員から、款9、項5、目1保健体育総務費、節10需用費の修繕料374万円について、委員から、町総合体育館の屋根の修繕料を予算計上しているとの説明であったが、総合体育館の屋根修繕については、頻繁に予算が計上されているがどうにかならないのかとの問いに対し、体育館については、昨年度も質問いただき、協議を行っているところであるが、今回の雨漏り修繕は国体等の利用や日頃から体育館を利用される方々に不便をかけないように、屋根のコーティングを行い対処するものであるとの答弁。

さらに、委員から、工事の請負業者にある程度補償してもらおう手立てはないのかとの問いに対し、体育館については建築後、相当年数が経過しており、経年劣化という観点で業者の補償というのは難しいと思うとの答弁でありました。

次に、款6、項1、目3観光費、節18負担金、補助及び交付金の株式会社おおすみ観光未来会議負担金122万4,000円について、委員から、これは新しく新設された会社だと思うが、この会社の運営状況はどうなっているのかとの問いに対し、この株式会社おおすみ観光未来会議については、広域観光を推進するための組織で、マーケティング調査・分析事業を行い、大隅エリア観光戦略を策定している。また、そういった戦略に基づくモーションとして、大隅各地の周遊部の案内等を行う案内ブース、ホームページの運営、パンフレットの作成、メディア等を活用した情報発信を行っている。さらに、地域資源を活用した観光商品の造成や旅行サービス手配等の登録を受けたビジネスモデルとして確立するための準備を行うことなどが主な活動内容であるとの答弁。

さらに、委員から、この会社は鹿屋市にあって、肝属地区を中心とした活動が主になっている。大隅半島の全域の市町が負担金を出し合って運営している会社であるが、そのようなことを考えていないような気がするが、どのように考えているかとの問いに対し、現在、大隅半島に都会から人を誘致するということで、目玉として佐多岬や雄川の滝を先行して取り組んでいる。大隅半島の各エリアでどうやって周遊観光を推進できるのか、会社で企画しているところである。しかし、御指摘のとおり、地域によってはメリットを感じないという意見もあることから、広域的な施策の展開を図るよう要望したいと思うとの答弁でありました。

次に、款8、項1、目3非常備消防費、節17備品購入費のマルチコプター27万4,000円について、委員から、ドローンを購入する経費ということであるが、操縦する人は何人いるかとの問いに対し、令和元年度に講習会に出席した4名と、既に同等の資格を持った2名の職員を操縦者として計画しているとの答弁。

さらに、委員から、どのような場面で、そのドローンを飛ばすのかとの問いに対し、現在想定しているのは行方不明者の捜索を行う場合で、中に人が立ち入れない場所や、林野火災等の火災現場において、鎮火の状況が把握しづらいような場合、災害等の被害箇所の確認で車や人が立ち入りできないような場所といったものを想定しているとの答弁。

また、委員から、使用目的も明らかにしておかないと、使用場所などの許可が必要だったり、高度制限など法律に抵触する可能性があるが、その辺はどう考えているかとの問いに対し、我々もそのように理解しているので、他自治体で既に整備されているものを参考にしながら、使用に当たっての綱領等を整備したいと考えているとの答弁でありました。

次に、款2、項1、目9防犯対策費、節12委託料の防犯カメラ設置委託料440万円について、委員から、防犯カメラのうち2台を河川敷に設置するということであるが、カメラで撮影したものを記憶媒体に記録するだけか、それとも本庁舎でモニターができる状態になるのかとの問いに対し、現在想定しているのは、人が現場に行かなくても確認できるような環境にしたいと考えているので、インターネット等で、役場職員だけでなく消防団員や住民の方も見れるようにできればと考えているとの答弁でありました。

その後、討論に入り、まず、反対討論の発言を許可したところ、委員から、予算の大部分は納得しているところであるが、中沖小学校に関する校舎等大規模改造工事については、議論の中でも述べたように、4億6,000万円ものお金をかけて屋内運動場や仮設校舎の建設・解体を含め、無駄なお金を使うような気がしている。それだけの金額を費やすのであれば、建てかえた方がよいと考える。そうでな

いと、将来的に小学校の建てかえが同時期になってしまうというような思いがするので、その部分の予算については反対であるとの理由から反対討論があったことから、次に賛成討論の発言を求めましたが、討論はなく、そのほかにも討論がなかったため討論を終結し、その後採決に入り、起立採決の結果、議案第6号、令和2年度大崎町一般会計予算については、賛成多数をもって原案のとおり可決した次第であります。

以上で、令和2年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数です。

よって、議案第6号「令和2年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第7号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第7号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第7号、令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたしま

す。本議案については、去る3月12日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,976万3,000円とするものであります。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第7号、令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第7号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第7号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本昭一君） 起立多数です。

したがって、議案第7号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第8号 令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第4、議案第8号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第8号、令和2年度大崎町後期高齢者医療

特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月12日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,385万3,000円とするものであります。

内容については、3月4日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

当初予算説明資料で説明のあった後期高齢者医療の1人当たり保険料額について、委員から、後期高齢者の保険料は均等割と所得割で保険料が算出されているが、1人当たりの保険料額を見てみると年々増加している。これは、後期高齢者の所得が増えているということと思うが、その所得が増えている要因は何かとの問いに対し、後期高齢者医療に移行する年齢は75歳であり、その中には、かつて会社員で厚生年金を受給している方々がいる。その方々の加入が増えることで全体の所得が上がり、保険料も上がっているということが1つと、本町の基幹産業である農業の畜産を営んでいる方々の加入が増え、その方々の所得が反映されて、1人当たりの保険料額の増につながっているのではないかと考えているとの答弁。

さらに、委員から、令和2年度及び令和3年度の保険料率が、均等割額5万5,100円、所得割率10.38%になっている。いずれも、前年度と比較して上がっているが、これは既に決定しているのかとの問いに対し、保険料率は鹿児島県後期高齢者広域連合において決定され、既に新聞でも報道がなされたところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第8号、令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第8号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第8号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数です。

したがって、議案第8号「令和2年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第9号 令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第5、議案第9号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第9号、令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月12日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,554万3,000円とするものであります。

内容については、3月4日の本会議において説明がされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

歳出の款3、項3、目6 認知症総合支援事業費71万8,000円について、委員から、認知症総合支援事業及び、新たに実施するお出かけサポート事業の内容はどのようなものかとの問いに対し、認知症総合支援事業については、認知症初期支援チームというのがあり、メンバーは、医師、包括支援センター職員、役場の保健師、理学療法士など、専門職の方で構成されている。住民から、認知症ではないかという相談が寄せられたときに、メンバーが集まって会議を開き、まず、認知症かどうかの判断を行い、認知症であった場合は、その方に対して、今後、どのような対応、支援をする必要があるかなどの検討を行っている。また、お出かけサポート事業は令和2年度からの事業で、免許証を返納された方が、交通手段がなくなることにより外出ができず、必然的に行動範囲が狭くなり、閉じこもりになることを防ぐために、町の福祉バスを利用して外出をうながし、認知症予防につなげることを

目指しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第9号、令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第9号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第9号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本昭一君） 起立多数です。

したがって、議案第9号「令和2年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第10号 令和2年度大崎町水道事業会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第10号「令和2年度大崎町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第10号、令和2年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告いたします。

本議案については、去る3月4日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月12日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、給水戸数6,670戸、年間総給水量150万9,000立方メートル、1日平均給水量4,300立方メートルであります。主な建設改良事業は、国道220号益丸地区配水管布設替工事であります。予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款水道事業収益2億3,017万円で、支出は第1款水道事業費用2億826万2,000円であります。

予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が697万5,000円で、第1款資本的支出が1億2,979万5,000円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額1億2,282万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額914万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7,889万7,000円、減債積立金433万円、建設改良積立金3,045万2,000円で補てんするものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので、省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告をいたします。

資本的支出の目2営業設備費、節2機械及び装置購入費に、非常用発電機を1台購入するための予算が計上されているが、一方では、収益的支出の目1原水及び浄水費、節17賃借料に非常用発電機借上料が計上されている。非常用発電機を購入しなければならない理由と、それぞれに予算計上した理由について説明を求めたところ、今回、非常用発電機の購入を計画した理由としては、中沖ポンプ場には常設された発電機がないため、台風の際に町内の建設業者またはリース会社等から調達しなければならない状況であったが、近年は台風前になると他の企業も発電機を早目に予約するようになり、結果として発電機を調達するのに非常に苦労するようになっていた。非常時に水源地等の電源を確保することは、住民生活において重要なライフラインである水道を常に安定的に確保するという観点からも重要なことであるため、今回、可搬式の非常用発電機1台の購入を計画したところである。なお、町内にある他のポンプ場や水源地等については、既に発電機が常備されている状況である。また、非常用発電機の借上料を計上した理由としては、発電機を購入し設置するまでに台風の接近等があった場合の対応策を考慮して計上しているとの答弁でありました。

さらに、委員から、昨年、水道工事を行っていた町内の業者が廃業されたと思うが、大崎町で水道工事を行っている業者は何社あるのかとの問いに対し、現在、大崎町で水道工事の指名をしている業者としては、町内でこれまで水道工事を行ってきた2社と、平成元年度から新たに水道工事の指名を行っている3社のあわせて5社である。新たに指名している3社の内訳としては、町内から1社、町外から2社

である。平成元年度から新たな業者を選定したところであるが、選定するに当たっては、休日や夜間の個人の給水修繕、配水管等の本管の漏水修理等に対応可能であることや、工事の指名願を大崎町に出しており、資格と実績のある業者であるかなどの確認を行った上で選定しているとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第10号、令和2年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第10号「令和2年度大崎町水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第10号「令和2年度大崎町水道事業会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本昭一君） 起立多数です。

したがって、議案第10号「令和2年度大崎町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第11号 令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第11号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第11号、令和

2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されたもので、3月12日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,752万円とするものであります。

本予算の提案理由、内容等につきましては、本会議において担当課長より説明がございましたので省略させていただきます。

それでは、委員会での質疑の主なものにつきまして報告いたします。

目3下水道整備費、節12委託料に、下水道事業の地方公営企業法適用支援業務委託料が計上されているが、法適用の移行期間は令和5年度までと認識している。この業務委託の内容と委託先、さらに、今後の委託料の発生状況について説明を求めたところ、業務委託の業務内容としては、令和2年度に下水道関係施設の固定資産の調査を実施し、令和3年度から令和4年度にかけてシステムの導入を行い、令和5年度については、システムの仮運用を行って、令和6年度からの本格運用に備える計画である。委託料については、令和2年度は、予算書に計上してあるとおり1,055万7,000円であるが、令和5年度までの委託金額については、令和元年12月定例会で上程した補正予算書の第2表債務負担行為の限度額にお示した金額となっている。なお、業務委託の相手方としては、プロポーザル方式で応募を募ったところ、アジア航測という会社1社から応募があった。この企業は、日本全国で公営企業会計の業務委託を受注しており、実績のある業者であると認識している。現在のところ、ほかに応募がない状況であるとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第11号、令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第11号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第11号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮本昭一君） 起立多数です。

したがって、議案第11号「令和2年度大崎町公共下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第16号 大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第8、議案第16号「大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第16号、大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されたもので、当委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

それでは、条例の概要と、委員会の中での主な審議について報告いたします。

土地改良法の改正により、農地中間管理機構関連農地整備事業で区画整理等を実施するに当たっては、農地中間管理権が設定された農用地について事業公告した日から事業完了の完了公告が済んだ翌年度から起算して8年を経過しない期間内に目的外用途への転用や農地中間管理権の契約を解除した場合に、特別徴収金の徴集を行うことができるとされており、本町においても、令和2年度から当該事業を活用した水田の区画整理等を実施する計画であることから、特別徴収金の徴収に必要な規程等を整備するため、大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例を制定するものであります。

本条例は、第1条の趣旨から第5条の委任までの5つの条からなっており、特別徴収金の徴収、特別徴収金の額、延滞金の徴収、町長への委任について規定したものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行することがうたわれております。詳細については、3月4日の本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、本条例でうたわれている特別徴収金は、農地中間管理機構関連農地整備事業の町負担分が該当するという点で解釈してよいのかとの問いに対し、お見込みのとおりであるとの答弁でありました。

さらに、委員から、農地中間管理機構関連農地整備事業には、県・国の負担部分もあると思うが、その部分に対する特別徴収金の徴収についての取り扱いや、特別徴収金の徴収額はどのように算出されるのかとの問いに対し、当該事業の負担割合としては、国が62.5%、県が27.5%であり、あわせて90%になり、残りの10%が町の負担分になる。国・県をあわせた90%の部分については、県が主体となり特別徴収金の徴収を行うことになるとの答弁でありました。また、特別徴収金の徴収額については、今後の事業の進捗状況により確定していくところであるが、事業が完了した時点での事業費を、最終的に完成した面積で除して反当当たりの事業費を算出し、その割合から徴収すべき特別徴収金の額を算出していくことになるとの答弁でありました。

さらに、委員から、特別徴収金の徴収の対象者について具体的な説明を求めたところ、農地中間管理機構に農地を預けている土地所有者、それから農地中間管理機構を介して農地を借りている耕作者が対象になる。また、対象となる行為としては、土地所有者については、農地中間管理権の解除を行うことと目的外用途に使用した場合であり、耕作者については、目的外用途の使用が対象になるとの答弁でありました。

本条例では、起算日から8年を経過しない間に目的外用途への転用や農地中間管理権の契約を解除した場合には、特別徴収金の徴収対象になることを規定していることから、大崎町においては、農地中間管理機構関連農地整備事業が令和2年度からスタートし、令和10年度に完了する事業計画であることを踏まえた場合、令和18年までに禁止された行為を行うと、特別徴収金の徴収の対象になり得る状況であるとの補足説明がありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第16号、大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第でありま

す。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第16号「大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第16号「大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号「大崎町農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第17号 大崎町総合計画策定条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第17号「大崎町総合計画策定条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第17号、大崎町総合計画策定条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月5日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

それでは、補足説明の内容について、報告いたします。

条例制定に至った経緯は、平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、これまで市町村に対して総合計画策定を義務づけていた地方自

治法の規定が削除され、市町村においては総合計画の法的な策定義務がなくなったが、策定及び議会の議決を経るか否かは、市町村判断に委ねられることになった。令和3年度からの新たな総合計画の必要性について協議を行った結果、法的な策定義務はなくなったものの、総合計画は、本町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりに関する基本理念や将来像を示すものであることから、引き続き必要であるとの判断をし、令和2年度に予定している策定業務に先立ち、この根拠となる条例を設置するものである。また、次期計画は、従来の計画と同様に、町の目指すべき将来像と方向性を示す基本構想と、将来像を実現するための施策を定める基本計画の2層で構成する予定である。なお、計画期間は、今年度策定する総合戦略と、来年度策定する総合計画では、策定期間が1年ずれており、双方の計画は密接な関連があることから、計画期間を同一とするため、総合計画の前期基本計画期間を1年短縮し、令和6年度までとし、後期基本計画では、総合戦略を取り込む一体の計画として策定することとしているとの説明でありました。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑もなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第17号「大崎町総合計画策定条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、総務厚生常任委員会における報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第17号「大崎町総合計画策定条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第17号「大崎町総合計画策定条例の制定について」、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号「大崎町総合計画策定条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第18号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第18号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億9,657万2,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策として実施している臨時休校措置に伴う影響緩和策としての特別保育事業等委託料の増などがございます。また、歳入は、特別保育事業等委託料に係る国庫補助金の増でございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、国からの要請に基づき実施している小中学校の臨時休校に伴うものでございます。それでは、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料290万円の増でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております小学校の臨時休校に伴いまして、町内にある6つの認定こども園などが放課後児童クラブの開所時間の延長を行っておりますが、これに係る経費について、保護者の費用負担を軽減するため特別保育事業等委託料を増額するものでございます。

なお、財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策によりまして、国から全額が補てんされることになっております。

次に、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節9旅費の20万円の増と、その下の項3中学校費、節9旅費5万円の増は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中学校の臨時休校によりまして自宅等で待機する児童・生徒に対し、教

職員による家庭訪問や校区内の巡回を実施しておりますが、その交通費に係る旅費でございます。

歳出の最後に予備費を載せてございます。これは、財源の調整でございます。

これで歳出を終わりました、次に歳入について御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入についての御説明ですが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金は、放課後児童健全育成事業補助金289万9,000円の増でございます。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策による放課後児童クラブの開所時間延長に対する国庫補助金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○7番（吉原信雄君） 7ページですが、この保育所は6保育所ですよね、大体、児童をどのくらいずつ預かっているか、6施設の配分をお願いします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御説明につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

6つの保育園に対しまして委託をお願いしておりますけれども、学童クラブにつきましては登録制度となっておりますので、具体的に申し上げますと、菱田保育園がやっております寺子屋クラブが35名、野方保育所をお願いしておりますちびっこ学童が48名、大崎保育園をお願いしております大崎放課後児童クラブが22名、南光保育園をお願いしております南光放課後児童クラブが29名、大丸保育園をお願いしております大丸学童保育フレンズが10名、大崎幼稚園をお願いしております大崎幼稚園学童保育フレンズが29名、合計173名の児童の登録をいただいているところでございます。

○7番（吉原信雄君） 今、人数を言っていたいたんですが、これは間違いないですか、課長。先生も何名ついているの、学童に。行ったことがあるんですか、児童をやっているところを。お願いします。

○保健福祉課長（相星永悟君） ただいま申し上げたのは、実際、この保育園に通うことを目的としました登録した児童ですので、今回の3月3日から始まっております延長につきましては、全員が登園しているわけではございません。

○7番（吉原信雄君） それだったら、そのように説明せないかんですよ。今、人数を把握してもらったんだけど、実際とは違いますがね。

○保健福祉課長（相星永悟君） 失礼いたしました。

登録者に対しまして、3月3日から昨日までですけれども、各保育園、登園して

いる児童の日々の日数は把握しておりますが、平均で申し上げますと、寺子屋クラブが27名、ちびっこ学童が17名、大崎放課後クラブが12名、南光が18名、大丸が4名、大崎幼稚園が19名でございます。

平均でいたしますと、6つの保育園、56%の登園率となります。

○7番（吉原信雄君） やっぱりこういうのはびしゃつとして、そしてお金も大体配分が決まるわけでしょう、児童クラブによって。だから、そこら辺もびしゃつとできて、こういう補助をやってほしいですね、もうちょっと。その点について説明をお願いします。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 6箇所の施設に対しての補助事業ということでございますが、国・県の事業なんですけど、これを委託されるわけですけども、現状に付加して、先ほど総務課長のほうでは、延長をということでお伺いしましたが、ほかにどのような事業内容を求めて、施設の委託料を増加するのか。

それから、延長の時間等についても、どの程度を延長とするのか、まず、その点について答弁をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま2点ほどの御質問がございました。

担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） 事業の内容につきましては、夏休みとか冬休みにやっております長期休暇におけます児童の預かりと、ほぼ内容は同じだと把握しております。

それから、時間につきましても同様に、長期休暇に当たっての開設の時間がございますが、そちらのほうは適用されることとなります。具体的には、7時半から19時までのところと、7時から19時までのところと、7時半から19時までのところ、それから7時から18時までのところ、3パターンございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） 本来のコロナ対策の事業だということではわかっているんですが、そうであるならば、本児童クラブにおきましては、小学校3年生以下ということが原則だったと思いますよね。そうした場合には、じゃあ、ほかの人で困っている方々はどのような措置をされるのか。行政としてはどういうふうを考えているんですか。現在、申し込みをされている方々だけが優遇されていて、ほかの方々でも困っている方はいっぱいいらっしゃるんですね。そういった方々のことは考えていらっしゃるなかったのかどうか。これは国策ですからしょうがないことですが、本町として、本町の担当課としてはそういったところをどういうふう考えているのか。やはり、それは厳しい状態だと思いますよ、そこら辺をどういうふうにか

ていらっしやいますか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 現時点におきましては、国からのこのような補助金があるということが判明いたしましたので、私どもとしましては、手を挙げて応じるという考えのもと、予算計上をいたしましたので、どうしても、この補助金の意味合いから、児童が限定されるのはわかっておるわけですけれども、やはり、保護者の負担あるいは事業所の負担を考えた場合には、補助の導入に際しては妥当ではないかという考えで予算の計上いたしたところでございます。

○8番（中山美幸君） そうであれば、この委託料なんですけれども289万9,000円、国の補助金だということなんですけれども。児童クラブに登録をしている児童数が173名ということでお示しをいただきましたけれども、そういった困っている方々もいっぱいいらっしゃるわけですが、国の政策として、この補助事業の要綱として、現在、登録者だけに限ってこの金額なのか、それとも、拡張することを認めた上での要綱があるのかどうか、その点についてお答えください。

○保健福祉課長（相星永悟君） 今回のこの事業につきましての新たな学童への通園ということはございません。既存の登録している児童に対しましての補助でございます。

○8番（中山美幸君） 国の政策として、その要項の中にそういったことが含まれているかどうかということをお伺いしているんですよ。要項の内容についてお伺いしていますので、それをお示しください。

○議長（宮本昭一君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時17分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） 大変失礼いたしました。

今回計上しておりますのは、先ほど申し上げましたように、現在登園している児童についての補助でございまして、新規に学童を立ち上げた場合も補助の対象があるんですけれども、今回の場合は、いわゆる7箇所目に当たるところがございませんので、新規の児童の受け入れができない、現在登録している児童だけの支援しかないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第18号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議員派遣の件

○議長（宮本昭一君） 日程第11、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたします。

-----○-----

日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（宮本昭一君） 日程第12「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定いたしました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、令和 2 年第 1 回大崎町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前 11 時 23 分